



平成28年 第6回定例会

会 議 録

(平成28年12月2日～12月16日)

枕 崎 市 議 会

平成 28 年
枕崎市議会第 6 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 15 日間（12 月 2 日～12 月 16 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分	時 間	内 容
12 月 2 日 (金)	本会議	前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程(日程第4号－第11号) 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 議案上程(日程第12号) 11 提案理由の説明 12 質疑、討論、表決 13 報告(日程第13号) 14 散 会
12 月 3 日 (土)	休 会		
12 月 4 日 (日)	休 会		
12 月 5 日 (月)	本会議	前 9:30	1 開 議 2 一般質問(5名) 3 散 会
	委員会	後 3:31	1 議会運営委員会
12 月 6 日 (火)	本会議	前 9:30	1 開 議 2 一般質問(2名) 3 散 会
12 月 7 日 (水)	休 会	委員会 前 9:26	1 総務文教委員会
12 月 8 日 (木)	休 会	委員会 前 9:24	1 予算特別委員会
12 月 9 日 (金)	休 会		
12 月 10 日 (土)	休 会		

12月11日(日)	休 会			
12月12日(月)	休 会			
12月13日(火)	休 会	委員会	前 9:29	1 議会運営委員会
12月14日(水)	休 会			
12月15日(木)	休 会			
12月16日(金)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号、第2号) 3 委員長報告 4 議案第75号に対する修正案の提案理由の説明 5 質疑、討論、表決 6 議案上程(日程第3号-第8号) 7 委員長報告 8 質疑、討論、表決 9 議案上程(日程第9号) 10 提案理由の説明 11 質疑、討論、表決 12 報告(日程第10号) 13 議員派遣について 14 閉 会

本 会 議 第 1 日

(平成28年12月2日)

平成28年枕崎市議会第6回定例会

議事日程（第1号）

平成28年12月2日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	68	平成28年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）	予 特
5	69	平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	〃
6	70	平成28年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
7	71	平成28年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
8	72	平成28年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
9	73	平成28年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
10	74	枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
11	75	枕崎市報酬及び費用弁償条例及び市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
12	76	教育委員会委員の任命について	
13	報6	専決処分報告について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
本 田 親 行 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	原 田 博 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	川 崎 満 農政課長
田 中 義 文 健康課長	東中川 徹 税務課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長	福 元 新 水道課長
俵積田 寿 博 下水道課長	神 山 芳 文 市立病院事務長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長	山 崎 公 広 監査委員
松 田 博 監査委員事務局長	平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
吉 留 謙 二 建設課参事	永 江 隆 水産商工課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事	俵積田 光 昭 選管事務局長
尾 辻 のぞみ 会計管理者兼会計課長	丸 山 屋 敏 教育長
田 代 芳 輝 教委総務課長	木之下 浩 一 学校教育課長
豊 留 信 一 生涯学習課長	米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
中 原 浩 二 消防長	森 菌 智 之 消防総務課長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長	橋 元 正 博 文化課文化係長
山 口 太 総務課行政係長	

午前9時30分 開会

○新屋敷幸隆議長 平成28年第6回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、5番吉松幸夫議員、10番茅野勲議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの15日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成28年8月、9月及び10月執行の例月現金出納検査結果報告書並びに平成28年10月及び11月に実施されました定期監査の結果を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成28年第4回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で報告を終わります。

次に、日程第4号から第11号までの8件を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算6件、条例2件、人事案件1件及び報告事項1件の計10件であります。このうち、人事案件及び報告事項を除く8件について説明を申し上げます。

まず、議案第68号平成28年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,700万円を追加し、予算総額を113億0,680万円にしようとするものです。

繰越明許費は、国の第2次補正予算に対応した経済対策臨時福祉給付金給付事業などを平成29年度に繰り越して使用するものです。

地方債の補正は、平田潟排水機場改修事業の追加及び過疎対策事業などの変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、人事院勧告に準じた給与改定等に伴う一般職人件費、ふるさと応援基金積立金、経済対策臨時福祉給付金給付事業、被災農業者向け経営体育成支援事業、種子島周辺漁業対策事業補助、橋梁補修事業などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第69号平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ87万円を追加し、予算総額を45億9,326万4,000円にしようとするものです。

補正の内容は、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び糖尿病重症化予防事業の実施に伴う保健事業費の増額並びに介護給付費・地域支援事業支援納付金の減額であります。

以上の財源として、前期高齢者交付金及び県支出金の増並びに諸収入の減で措置いたしました。

次に、議案第70号平成28年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ329万4,000円を減額し、予算総額を24億8,235万7,000円にしようとするものです。

補正の内容は、地域密着型介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費の増並びに居宅介護サービス給付費及び南薩介護保険事務組合負担金の減であります。

以上の財源として、県支出金の増並びに国庫支出金及び繰入金の減で措置いたしました。

次に、議案第71号平成28年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ404万4,000円を追加し、予算総額を7億8,019万6,000円にしようとするものです。

補正の内容は、人事院勧告に準じた給与改定等に伴う人件費及び処理施設管理費の修繕料の増であります。

以上の財源として、繰越金の増で措置いたしました。

次に、議案第72号平成28年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、人事異動等及び人事院勧告に準じた給与改定に伴い、収益的支出において、医療費用を870万1,000円減額しようとするものです。

次に、議案第73号平成28年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、人事異動等及び人事院勧告に準じた給与改定等に伴い、収益的支出において、営業費用を594万円減額し、資本的支出において、建設改良費を10万2,000円増額しようとするものです。なお、資本的収入及び支出において、収入額が支出額に対し不足する6億1,584万8,000円については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものです。

次に、議案第74号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、本市職員の給料月額及び勤勉手当または期末手当の支給率を改定するほか、配偶者及び子に係る扶養手当の額の見直しをしようとするものです。

次の議案第75号枕崎市報酬及び費用弁償条例及び市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の給与改定を考慮し、議会の議員及び市長等の期末手当の支給率の改定をしようとするものです。

なお、先ほど説明いたしましたとおり、給与改定等に伴う補正予算として、議案第68号及び議案第71号から第73号までの4件をお願いしてありますが、これら4会計において、議会の議員及び特別職を除く実質的な給与改定費は、合計で1,636万2,000円の増額となり、人事異動等

に伴う増減分を含めると、2,530万2,000円の増額となります。

詳細につきましては、各補正予算の給与費明細書に記載してありますので、省略させていただきます。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの提案理由に対し、質疑はありませんか。

○5番吉松幸夫議員 75号議案の件で、報酬及び費用弁償条例及び市長等の給与に関するところなんです、私の記憶の中では、3月議会でもそういうことがあったと思うんですけども、現在、本市の本則の状況、他市と比較した場合のそういう資料があるのか、そういう状況をですね、教えていただきたい。また、それに比べて、本市のラスパイレス指数の状況はどうなのかってということもちょっと教えていただきたいと思います。

○本田親行総務課長 市長等の給与、それから特例減額の状況等につきましては、市長会のほうが4月1日現在で調べておりまして、それをもとに資料をつくっているところでございます。

また、ラスパイレス指数の状況でございますが、28年4月1日現在のラスパイレス指数につきましては、まだ現在、公表されてないところでございますけれども、平成27年4月1日現在のラスパイレス指数の状況を申しますと、98.5で、19市の中では高いほうから10番目ということになっております。

○4番城森史明議員 私は、議案第75号について質疑をしたいと思います。

市長の改定前と改定後の期末手当はどうなるのか、まずお伺いしたいと思います。

それと、提案理由にですね、職員の給与改定を考慮したっていうことが書いてありますが、単純に受け取ればですよ、職員の給料が上がるので市長の期末手当を上げるんだということにとれますが、そういうことなのか、まず質問したいと思います。

○本田親行総務課長 まず、市長の期末手当の支給率を0.1月分引き上げる影響額について申しますけれども、引き上げることで8万6,000円程度、期末手当が上がることとなります。

それから、職員の給与改定に準じて特別職の期末手当の改定を行う理由につきましては、国におきましても、国の特別職の給与改定につきましては、人事院勧告による一般職の給与改定に準じて給与改定を行っております。本市におきましても、これまでも一般職の給与改定を考慮して提案してきております。以上です。

○4番城森史明議員 市長はですね、過去の、市長の給与に関する条例を審査する総務委員会においてですね、過去の総務委員会において、議員報酬はもらい過ぎであると、それに比べて市長給与は少ないので上げるんだっていうことを発言されております。

議員がもらい過ぎであるんだったら、なぜ市長の給与と議会の議員の給与を同時に上げているんでしょうか。議員の給与がもらい過ぎだったら、議員は、市長の考えだったら下げるべきではないんですか。なぜこういうような、考え方と違った議案を出してるんですか。

○本田親行総務課長 今回の条例改正は、提案理由にもありますとおりに、平成28年度人事院勧告に準じた職員の給与改定を考慮しまして、議員及び市長等の期末手当の支給率を改定しようとするものでございますが、お尋ねは、なぜ市長、議員、それぞれ報酬、給料、条例が異なるのに、同じように1つの条例で改定をされる、提案しているのかというお尋ねだと思いますけれども、市長及び議員等の期末手当の改定を同時に出していることについてのお尋ねということではないんでしょうか。そのことにつきましては、人事院勧告に準ずるという同一の目的意識のもとに2つ異なる条例を改正する場合には、1つの条例をもって、それぞれ条例の本則で条建てして提案するというのが原則になっており、これまでもそのような取り扱いをしておりますので、人事院勧告に準じた職員の給与改定に伴って期末手当の改定を行うという、同一の目的で2つの条例を提案しているところでございます。

○4番城森史明議員 私は、市長に答えていただけるような質問をしたわけですよ、2回目ではですね。

要は、市長の考え方がそういう考え方で、過去の総務委員会でもそうだったわけですよ。おかしいじゃないですか。議員も上げて市長も上げるというのがですね、（「副市長」と言う者あり）いやまだ終わってないです。

そして、人事院勧告に基づいて、職員の給与も上げるから特別職の給与も上げるんだという答えでしたが、私は違うと思いますね。やっぱり市長というのは、本市のリーダーですよ。市の財政状態はどうか、市民に対する政策的にはどうか、市民のサービスはどうか、そういう高い見識のもとに自分の給与というのは判断すべきじゃないですか。それやったら、そうすべきなのに、ただ職員が上げるから、人事院勧告に基づいて市長の期末手当を上げるんだということは、その辺はどうなんですか、市長、最後に教えてください。

○久木田敏副市長 今……（「今、市長に聞いているんですよ」と言う者あり）今お尋ねの関係につきましては、給与の関係、報酬の関係だろうと思います。

今、ここで提案しているのは期末手当の関係でございまして、先ほど総務課長からも答弁いたしましたように、国家公務員の一般職の改定に準じていると。それから、本市の一般職の改定につきましては、給与のですね、改定につきましては、国公準拠だというようなかたちでこれまでも提案してきてるわけです。

今、おっしゃったようなそういう趣旨につきましては、それを主観的に判断すればできるわけですが、客観的になかなか難しいということで、これまでもこのような提案の仕方をしているということでございます。

期末手当というものは、実際どういようなものかというその本旨に基づきますと、生活補給金的な給与を有しているというようなことで期末手当というのが位置づけられておりますので、例えば県で置きますと、県知事、それから常勤的な職員、さらにはまた非常勤的な、議員の皆さん含めてですね、この期末手当というのは、国のそういう改定に基づきまして準拠しているというようなことでありますので、年間の総収入の、先ほど申しましたように、生活補給金的な意味合いがありますので、このような提案となっているということでございます。

○13番立石幸徳議員 私は、提案をされました議案の中で、日程の第4号、一般会計補正予算、それから日程第10号につきまして質疑をいたしたいと思っております。

後日、それぞれ総務委員会、予算委員会、開催されますけれども、本会議で基本的な部分についてですね、質疑をいたします。

まず、補正予算第5号の関係でですね、1点だけ、この台風16号被害関係の部分なんですけど、経営体育成支援事業、この関係が計上されておるんですけど、対象農家の件数は幾らになっているのかですね。

それから、この台風16号関係については、既に10月25日の本市の臨時議会ですと、いろいろと対応策が出されたんですけど、その本会議におきまして、私は、この経営体育成支援事業はどのような対応になるのかということを確認をいたしました。そして、農政課長のほうからですね、説明として、これからいろいろ説明会も持たれるというような話だったんですけど、近隣市では、この経営体育成事業につきまして、特に広報紙を用いて全市民にこの被害救済の広報をされているんですけど、本市はどのような対応をされたのかですね、その点を答弁いただきたいと思っております。

それから、議案74号の職員給与改定の件ですけれども、まず、一般職の給与改定につきまして、平成28年のこの人事院勧告の改定率は幾らだったんですかね。そして、鹿児島県の人事委員会の改定率は幾らだったのか。そして、本市の提案されている給与改定率は幾らになるのか、この点を説明いただきたいと思っております。

○川崎満農政課長 経営体育成支援事業につきましては、受益の戸数は28戸でございます。農家の戸数は28戸でございます。

それと、周知についてでございますが、まず、市のホームページへの掲載ということで、この事業についての説明を、説明といいますか周知を行っております。（「ちょっと聞こえないんですけどね、マイクを使ってください」と言う者あり）市のホームページにおいて周知を行っております。それと、JAを通じまして、小組合長、生産組織への周知依頼ということで文書を依頼しております。あと、関係農家への説明会も開催しているところであります。以上です。

○本田親行総務課長 まず、人事委員会における国家公務員と民間企業との給与比較におきまして、708円の差があると、給与で0.17%の差があるということで、国のほうは給料の改定で448円、それから本府省業務調整手当ということで206円、また、給料を上げることによって影響が生じるはね返り分で54円の改定を行うこと、また一方、県の人事委員会の勧告では、民間との差に786円、0.21%の差があるということで、給料で749円、はね返り分で21円、770円の改定を行うことを勧告しております。

本市におきましては、人事院勧告に準じた給与改定を行っておりますので、国の給料表の改定と同じ改定を行います。本市の場合、給料で432円、国のほうには本府省業務調整手当、先ほど申しましたけれども、制度がございますが、地方公務員への導入はございませんので、給料のみの432円の改定、はね返り分で20円、452円の改定になります、平均で。率につきましては、0.12%の月例給の改定ということになります。

○13番立石幸徳議員 今回の平成28年の人事院勧告に対するですね、全国47都道府県の人事委員会の対応が先般、報道をされております。

2015年ですね、平成27年はですね、全国都道府県すべてが給与引き上げをしたんですね。

しかし、今回の平成28年の全国都道府県の対応はですね、国家公務員以上の勧告をしたのが20都道府県、そして、プラスの勧告だが国家公務員よりも以下にある、国家公務員未満、これが21の県であります。そして、据え置いたのが、東京、大阪、三重、高知、そして熊本地震があった熊本県、この5都府県は据え置き、それから佐賀県に至ってはマイナスというのが、今度の人事院勧告に対する全国都道府県の人事委員会の対応であります。

つまり、人事院勧告といえども、伝家の宝刀ではない。

そこで、鹿児島県の引き上げの根拠としている民間事業所の132事業所の給与調査がなされたという報道ですけれども、この132の事業所のうち南薩地区の調査状況は、当局においては確認されているのかどうかですね、この点を説明ください。

そして、本市の民間企業の給与実態については、今回、調査されているのか。調査しているのであれば、報告いただきたいと思えます。

○本田親行総務課長 県の人事委員会の給与の調査につきましては、人事委員会と共同して、県内の50人以上の587企業のうち、無作為に抽出した132事業所を調査したということで、格差があったということは知り得てはいますけれども、南薩地区のどの企業を調査したとか、結果がどうであったとか、そういうことについては知り得ないところでございます。

また、民間企業の調査につきましても、アンケートというかたちで昨年度と同様に実施しております。

○13番立石幸徳議員 本市のアンケートも総務委員会で詳しく調査をいたしたいと思えます。

最後に、今度の人事院勧告の中ではですね、配偶者に係る扶養手当の見直し、これも制度改正するようになってるわけですね。ただ、これは段階的に実施をなささいということで、県のほうでは4年間かけて段階的に取り組むということになっておりますけれども、本市のこの議案第74号の改正条例の中ではですね、その段階的な部分が食い違っているんじゃないかというような感じを持つんですけれども、本市のこの改正条例では、この段階的な取り組みというのはどう

いうふうになっているわけですかね。

○**本田親行総務課長** 配偶者に係る扶養手当の見直しにつきましては、人事院勧告におきましても3年かけて段階的に実施するというようになっております。扶養手当の見直しにつきましては、扶養親族を有することによる生計費の増嵩の補助という扶養手当の趣旨にかんがみまして、給料表の表によって段階的な見直しの状況が異なっております。7級以下につきましては、平成29年度で特例措置を講じて、平成30年度で完成すると。また、8級以上の、本市には給料表の適用はございませんけれども、8級、9級、10級につきましては、3年かけて段階的に実施、すいません、7級以上の級につきましては、段階的に実施をしていくことになっております。

まず、平成29年度の段階的な措置としましては、配偶者の扶養手当を1万3,000円から6,500円に引き下げるのが人勧でございますけれども、29年度特例として、1万3,000円を8,000円とする特例措置でございます。

○**13番立石幸徳議員** いや、年数を言ってもらわんと、本市の。本市は何年かけるんですか。

○**本田親行総務課長** 29年度で1年特例を設けて、30年度から完成するかたちになります。

○**新屋敷幸隆議長** ほかにありませんか。

○**8番禰占通男議員** 私も、この議案第75号、先ほどもありましたように、職員の給与を改定するのはいいんですが、それを考慮して、議員、市長等と、市長は市長でそれで結構と思いますけど、議員と市長の扱いについては、もう条例が違うわけでしょ。先ほど総務課長、副市長からもありましたように、これまでも提案してきたとおっしゃられましたけど、そもそも条例も違う、身分も違う、対応が違うということですよ、中の仕組みも違うけど。それを一括審議するというのは、また審議する側にしても何か考えざるを得ないと思うんですけど、その辺はどうなんですか。

○**久木田敏副市長** 先ほど、提案の仕方につきましては、総務課長のほうから申し上げたとおりでございますが、同じ内容の条例であれば、条建ててですね、第1条、第2条というふうに条建てて提案してございますので、一括して提案してございますので、後の審議におきましては、議員の皆様が審議する段階におきましては、それぞれの条で審議していただければよいことであって、そこをすべて一緒に中身をまとめてですね、結論を出すとかいうようなことじゃなくても、別段、審議の手法というのはあろうかと思えます。

○**8番禰占通男議員** であれば、ほかの自治体というのはどのような提案をなされてるんですか。

○**本田親行総務課長** 先ほど、提案の仕方の原則について申し上げました。

ほとんどの市がその原則に基づいた、同一の目的で異なる条例を改正する場合は、1つの条例で条建てを行って改正するというその原則に基づいて改正して、提案していると考えておりますけれども、19市すべてがそうであると、そこまでは確認してないところでございます。

○**新屋敷幸隆議長** ほかにありませんか。

○**9番沖園強議員** 私も75号で1点だけお聞きしておきたいと思いますが、先ほど、市長会の調査等で把握はしているということだったんですけど、その市長会等の調査によるその状況、県下19市の市長・特別職等の状況、その中で、当然、今回の改定に伴う基本的な部分で本則等の給与等が鍵になってくるんでしょうけど、その順位等はこういったかたちで把握されてるんですか、今現在の。19市の中で、市長の本則給与等はどのようなになっているのか。総支給額と言えばいいですかね、総給与額、その辺の順位がわかれば教えてください。

○**本田親行総務課長** まず、市長給料につきましては、市長会の資料で、まず実際、支給されている給料を把握できます。それに、期末手当の支給率については、各市に照会を行っております。それに基づいて、給料の年額と期末手当の年額を加算したかたちで、いわゆる年収という額を独自に算出しております。それについて比較してみたんですけども、給料月額につきましては、19市の中で19番目、期末手当を加えた、いわゆる年収というかたちでも、市長の場合、19市の

中で19番目という状況でございました。

○9番沖園強議員 3月の時点でも、この辺が非常に審議、論議されたんですけど、我々議会としては、やはりそういった、地公法上から準拠したようなかたちもあるわけですよね。

それであれば、特に3月議会で非常に他市と比較してですね、副市長あるいは教育長、非常に見劣りする内容であったわけですよね。ですから、そういう総合的な判断をしなければいけないんですけど、その副市長、教育長あたりはどうなってるんですか。

○本田親行総務課長 手元に資料がございませんけれども、作成した記憶の中では、市長、副市長、教育長、3職とも19市の中で19番目だったとっております。

○9番沖園強議員 最後の質疑になりますけど、議会議員の場合、たしか14位だったかな、そういった順位があると思うんですよね。その辺は考慮されているんですかね。

○本田親行総務課長 市議会議員におきましては、議長、副議長、常任委員長、議員というような区分が、報酬も異なってくるわけですが、議員について同様な比較をしてみました。手元に資料がございませんので、記憶によると、14番目か15番目かだったと記憶しております。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○7番清水和弘議員 私も、この議案75号について質問いたします。

今、日本全国、超少子高齢化社会を迎えてですね、また今後、これからますますこの社会保障も膨らんでいくと思うんですよ。そういう中でですね、また、あと2年ぐらいですか、消費税も上がるという話もあります。そういう中でですね、住民に負担を強いるような状況の中でですね、我々政治家がですよ、自分たちの生活向上のために改善することはいかなげなもんかと思うんですよ。

そこでですね、本市の財政状況はどのような状況に改善されてきたのかですね、県下19市の中でどのような状況にあるのか、その点をお願いします。

○佐藤祐司財政課長 以前から、本市の財政状況は厳しい状況であると説明してきております。しかしながら、その中で、第2次集中改革プラン、第3次集中改革プランの中で財政目標を定めまして、だんだんと上向きにはなっております。しかしながら、19市中の順番という面から見ますと、まだまだ下のほうというところではございます。しかし、枕崎市の状態を比較をしますと、以前の状態よりは上向きの状態であるというふうに判断しているところです。

○7番清水和弘議員 今、財政課長からの説明がありましたよね。まだ最下位なんですよ、枕崎の財政状況は。こういう中でですね、これ本当、市民の、枕崎市の民間企業の改善状況、財政状況はどうなってるんですか。

○久木田敏副市長 枕崎市の民間の財政状況、それについて、個々に我々も把握したことはございませんので、何とも答えようがないところでございます。

○7番清水和弘議員 そういう状況の中でですよ、私が聞いとるところでは、ベースアップがあったとかいう話は聞きませんよ。そういう民間の方々ですね、生活を考えたら、私はこういう今回の議案75号っていうのは、本当に提案したこと自体に悲しいもんがあると思います。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。（「議事進行」と言う者あり）

○9番沖園強議員 皆さん、何か誤解されているんじゃないですかね。この本会議での質疑のあり方というのは非常に問われますよ、今のような。基本的な部分で質疑されるのであればよろしいかと思うんですが、自分のそういう思いといいますか、そういったものを述べる場じゃないと思いますよ。その辺は、はっきりと議事進行上、議長として取り扱っていただきたい。

○新屋敷幸隆議長 承っておきます。

ほかにありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

次に、日程第12号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第76号教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会委員桑原一幸氏は、平成28年12月17日をもって任期が満了となりますが、その後任として、市田芳一氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○新屋敷幸隆議長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

日程第12号教育委員会委員の任命について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○新屋敷幸隆議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○新屋敷幸隆議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○新屋敷幸隆議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼・投票]

○新屋敷幸隆議長 投票漏れはありませんか。

○新屋敷幸隆議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○新屋敷幸隆議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、11番下竹芳郎議員、12番豊留榮子議員、13番立石幸徳議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○新屋敷幸隆議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは、先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち賛成13票、反対0票。

以上のとおり、全員賛成であります。

よって、議案第76号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第13号について、市長に報告を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 報告事項について報告いたします。

報告事項第6号専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した損害賠償の額の決定及び和解について、同条第2項の規定に基づき、これを報告するものです。

以上、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時27分 散会

本 会 議 第 2 日

(平成28年12月5日)

平成28年枕崎市議会第6回定例会

議事日程（第2号）

平成28年12月5日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	立石 幸徳 議員（16ページ～25ページ）
		禰 占 通 男 議員（25ページ～34ページ）
		豊 留 榮 子 議員（34ページ～42ページ）
		城 森 史 明 議員（42ページ～51ページ）
		清 水 和 弘 議員（51ページ～63ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
本 田 親 行 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	原 田 博 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	川 崎 満 農政課長
田 中 義 文 健康課長	東中川 徹 税務課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長	福 元 新 水道課長
俵積田 寿 博 下水道課長	神 山 芳 文 市立病院事務長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長	山 崎 公 広 監査委員
松 田 博 監査委員事務局長	平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
吉 留 謙 二 建設課参事	永 江 隆 水産商工課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事	俵積田 光 昭 選管事務局長
尾 辻 のぞみ 会計管理者兼会計課長	丸 山 屋 敏 教育長
田 代 芳 輝 教委総務課長	木之下 浩 一 学校教育課長
豊 留 信 一 生涯学習課長	米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
中 原 浩 二 消防長	森 菌 智 之 消防総務課長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長	橋 元 正 博 文化課文化係長
山 口 太 総務課行政係長	

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

これから一般質問を行います。

質問は、1番立石幸徳議員、2番禰占通男議員、3番豊留榮子議員、4番城森史明議員、5番清水和弘議員、6番永野慶一郎議員、7番下竹芳郎議員の順に行います。

立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○13番立石幸徳議員 皆さん、おはようございます。

通告いたしました次第に基づき、一般質問をさせていただきます。

平成26年4月22日、総務省から各都道府県知事、指定自治体長に公共施設等総合管理計画の策定要請の通知がなされております。

この計画は、各公共施設の老朽化の状況や利用状況などの現状分析をし、今後の人口推移を考慮した上で、維持管理や更新などの中・長期的な経費を算出し、施設の統廃合や長寿命化あるいは更新といったことを検討の上、本市の公共施設をどのように管理していくかという重要な計画であります。

国は、平成28年度末までに策定するよう求めており、本市も本年度当初予算において計画策定経費を予算措置され、現在作業中であります。

本年3月議会において、公共施設を所管している本市庁内18課で総合管理計画策定部会を組織しているとの説明がなされておりますが、本市の対象施設数は幾らになっているのか、その総面積はどの程度になるのか、また、人口1人当たりの保有施設面積は幾らになるのかお答えいただきたいと思っております。そして、策定作業の進捗状況、さらに今後の作業日程についても明らかにしていただきたいと思っております。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 公共施設等総合管理計画については、平成26年4月に国から各地方公共団体あてに、所有施設の現状を明らかにするとともに施設全体の管理に関する基本的な方針を定めるため、策定の要請がありました。同時に、公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針も示されたところです。

国からの要請では、今年度末までに策定を完了するようとのことであり、現在策定中ではありますが、進捗状況等については担当課長が答弁いたします。

○佐藤祐司財政課長 まず、現在までの策定の経緯について申し上げます。

ことしの1月に、公共施設の在り方検討委員会の中に、公共施設を所管している18課で組織をする公共施設等総合管理計画策定部会を設置いたしまして、固定資産台帳整備も同時に進めていくということで、各課に基礎的な資料を依頼するなど、策定を開始したところでございます。

今年度に入りまして、6月になって集約したデータをもとにコンサルタントへ委託をいたしまして、各施設の更新費用の推計・分析を行いました。また、同時期に、各施設のランニングコストや利用状況、改修履歴などの集約や、各所管課が考える現在の施設ごとの課題、今後10年、20年後等の長期にわたる課題などの集約を行ったところです。

今後、年度末までに、この結果を踏まえながら管理に関する基本的な方針を決定していきますが、まず、今週末に策定部会を開催いたしまして、現在までの取りまとめ状況、更新費用等の状況について各課、関係課の18課に説明をする予定でございます。その後、方針等の作成をいたしまして、3月議会には議会の皆様方にも御説明申し上げたいと大まかに考えているところでございます。

なお、計画の対象とする施設につきましては、本市が保有または今後保有する見込みのある公

共施設のうち、公共建築物や道路、橋梁、上下水道などのインフラ施設となっております、今後40年間程度の人口推移や更新費用を試算した上で、10年間程度の中・長期にわたる計画にしたいと考えております。

公共建築物につきましては、27年度末で所有する庁舎、学校などの大きな施設から公園の公衆便所などの小さな施設までの全150施設、延べ床面積約10万6,000平方メートルを対象としております。平成26年度公共施設状況調査資料によりますと、本市の市民1人当たりの建物の延べ床面積は4.83平方メートルとなっております、県内19市平均6.22平方メートルと比べても少ない状況となっておりますのでございます。

○13番立石幸徳議員 答弁、説明されたことを掘り下げていく前に、もう少しですね、本市の公共施設の実態の部分で、確認の意味でお尋ねをさせていただきますが、本市の公共施設の老朽化の状況ですね、これはどのようになっているのか。一般的には、建設についてはですね、建築後30年が老朽化の判定の目安になっているわけですね。ですから、建築後30年を経過している施設が本市はどの程度割合としてあるのかですね。

それから、施設を運営していくための維持管理にかかる費用、そして人件費など年間のランニングコスト、この部分を含めた合計額、こういった点についてはどういうふうに整理されておるんですかね。

○佐藤祐司財政課長 ただいま質問者が言われるように、一般的に老朽化の目安といわれる建築後30年以上経過した建物について集約してございます。公共建築物におきまして、現在、大規模改修が見込まれる建築後30年以上のものにつきましては、延べ床面積で全体の約6割、62.5%となっております。今後、その割合はさらに上昇すると見込まれております。

それから、ランニングコスト等の話ですが、計画には今後の更新費用の推計が記載されます。今回の国が提供した更新費用を試算するソフトにつきましては、建物の場合、建築後30年経過後に大規模改修、60年経過後に建てかえを行った場合の建設費用を試算しております。運営コスト、ランニングコストとの数値とは違うものでございます。ちなみに、その更新費用の数値でございますが、今後40年間で509億円、1年間当たりで約12.7億円が必要であるという更新費用を計算いたしております。

なお、お尋ねの各施設のランニングコストにつきましても、各課からの基礎資料によりそれぞれ把握はしておりますが、今後、具体的に個々の施設の更新等を考える際には、当然にランニングコストの縮減というのも同時に考えていくという視点は大切なことであるというふうに考えております。

○13番立石幸徳議員 まだまだですね、本市の公共施設の実態、この部分についてはたくさんの項目があるわけです。これだけを何ととってもですね、1時間でも足りない。例えば、類型ごとの状況ですね。教育文化施設がどうなっているのか、あるいは住宅がどうなっているのか、産業振興にかかわる施設がどうなっているのか、そういう類型ごとの実態も調べなければならない、そういうこともあります。限られた時間ですので、現状把握についてはですね、大体そういった点で承っておきまして、先ほど財政課長のほうが答弁されました本市1人当たりの保有面積ですね。これは、県平均の6.22平方メートルよりですね、本市は4.8というような非常に少ない数字になっているというんですが、これ私の調査では、全国平均では3.22なんですね、3.22。つまり、全国平均からいきますと、本市の1人当たりの保有面積というのは多いわけなんです。この全国平均値は、平成24年3月に総務省がですね、出された面積であります。

今度の計画を先ほどいろいろ言われましたけど、どういったかたちで計画を立てているのか、もう少しですね、最終的には40年後ということらしいんですが、具体的に年度末に管理計画が上がってきたときに、その計画の期間はどうかたちで示されてくるんですかね。その点を教えていただきたいと思っております。

○佐藤祐司財政課長 冒頭、市長が申しあげましたように、国から要請文書とともに公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針というものが出されております。その指針では、総合管理計画に記載すべき事項としまして、公共施設等の現況及び将来の見通しというのを把握した上で、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針、そして施設類型ごとの管理に関する基本的な方針の3つが示されて、それぞれについて記載するよう求めております。それで、かたちとしましては、各団体同じようなかたちになると思います。

そして、将来の見通し等については、人口、そして維持管理経費について、40年ほどの長期にわたって把握した上で、計画の年数についてはその範囲内で定めなさいということでございます。

私どもといたしましては、計画自体をあまりに長期にすると見通しのどうしてもアバウトなことになるものですから、まず10年で区切って今回の計画については策定しようということで、40年の人口動態等は把握をいたしますが、計画については10年の計画とするということで今のところ考えているところでございます。

○13番立石幸徳議員 私、今回、この質問の次第に公共施設の関係を取り上げた理由がですね、確かに2年前の平成26年4月、総務省からのそういった通知もあったわけですがけれども、私は今、公共施設をめぐるいろんな問題、課題が山積しているのではないかと考えているわけです。例えば、全国の市役所本庁舎一つをとってもですね、県内でも数十億円かけて、8階、9階の非常に高い建物である庁舎をつくる場所もあったり、あるいは木造式で非常に高級なイメージの庁舎をつくる場所があるかと思えばですね、例えば愛知県あたりの市では、庁舎そのものを自己所有ではなくてリース方式で庁舎を設置している場所もあるわけですね。さらには、最近ではこの庁舎建設をめぐる、必要だとかあるいは不要だとかいうようなさまざまな政治問題も出てきてまして、住民トラブルを起こし、いろいろな政治的な混乱をしている自治体も見受けられます。

その原因を考えるとですね、まさしく、今、問われている公共施設の総合管理計画を持ち合わせていないんじゃないかと、そういった疑問を持つんですね。例えば、庁舎に限らず多額の財政負担を伴う大型施設、例えばドームとかいったようなですね、そういった施設をつくるというときに、きちんとした総合管理計画があればですね、住民と非常に余計な混乱をすることもないと思っています。きちんと財政見通しができていて、そういった必要性を、ちゃんとしたものを持ち合わせていればですね、この公共施設を今後取り組んでいく中でも、私はよりスムーズに事が運ぶんじゃないかと思うんですよ。

本市においても、例えば平成28年度、本年度から始まっております第6次総合振興計画策定の際にですね、当局が住民に市民アンケートをしたわけですよ。その中で一番市民から要望の多かった面が、体育施設の充実、これが市民ニーズで一番多かったわけですよ。しかしながら、振興計画が策定されてですね、その市民ニーズの体育施設が、今後どういうかたちでニーズにこたえていくのかっていうのは、私は非常に不明瞭だと思いますよ。ただ、文章で漠然とですね、施設を充実していきますという表現はあったにしても、具体的に何年後にどういった施設ができるのか、住民はさっぱりわからない。

こういった背景があつてですね、私は、今こそしっかりした本市の公共施設の総合管理計画を策定して、住民の皆さんとやっぱり問題意識を共有化することが非常に求められていると思うんですよ。そういった点から、もう少しですね、今度の公共施設の管理計画、先ほど、これからの年度末にかけての日程も言われましたけど、まず基本方針としてどういった考えをお持ちなのか、その点をお答えいただきたいと思います。

○佐藤祐司財政課長 先ほど申しあげましたように、各市の公共施設状況調査や財務書類などでの公共施設の状況を見ますと、本市は合併団体ではないこともありまして、施設数や面積につき

ましては類似団体と比較をしても少ないほうで、過剰に施設自体が存在しておりませんので、施設縮減という面では少ないかもしれませんが、これまでの厳しい財政状況により更新を先送りしてきたことから、全般的に老朽化した施設が多いため、今後の更新費用の平準化を図る必要があると考えております。

公共施設には、道路、橋、上下水道のようなインフラ系のものと、公園や箱物といわれる施設系のものがございます。

道路や橋、上下水道は廃止するという事はあまり考えられませんので、古くなれば適切に更新していくことが求められております。したがって、更新費用の平準化を図るといった計画をつくるということが求められるというふうに思っております。

一方、施設系の公共施設につきましては、先ほど質問者が申されましたように、管理費用まで含めてそもそも必要なのかという観点がございます。これは、平準化するという計画では不十分でございますので、現在、それぞれの施設について成果を出しているかどうか、今後も成果を出し続けていくかどうかを考えつつ、目的がどの程度達成されたかを検討していく必要があると考えております。あわせて、人口減少傾向の中、適正な施設規模の見きわめも大事だと考えております。

さらに、公共施設がふえてきましたのは、新たな行政サービスに対応するために必要な手段だったからと考えておりますので、その必要性は現在もまだ続いているのか、新たな行政需要に対応する必要はないのか、総合的に必要性を判断していくことが求められると思っております。

これらを総合的に勘案しながら、策定指針に定められた基本的な方針を計画に記載していくこととなりますが、先ほど申し上げましたように、今後、策定部会や公共施設の在り方検討会において計画案を策定していくこととなります。

それから、先ほど質問者が申された体育施設などにつきましては、公園の長寿命化計画という個別計画が現在あるわけでございます。

今、策定を進めております公共施設等の総合管理計画につきましては、本市全体の公共施設等について、今後の更新等の際に検討する視点を、総量縮減、費用の平準化、施設の長寿命化などを考えながら定めていくことを方針として総論的に記載するものでございますので、各論としては、今後この計画を踏まえながら施設ごとに具体的に、統廃合、集約、転用、更新などを決定していくものでございます。さらに、この計画は、各個別計画の上位計画となるものですので、現在策定をされております、公営住宅、公園、橋梁、下水道などの個別計画につきましては、この計画と同じ方向性となるように整合性をとっていく必要がありますし、今後、現時点で個別計画のない学校などの個々の施設の管理計画を策定する際には、同様の方向性を持って策定し、公共施設の最適な配置の実現を目指していくこととなります。

○13番立石幸徳議員 方針としてはですね、今、財政課長が説明されたような方針を持ってですね、いかなければならない。ただ、ここでやっぱり財政的なものがどうしても一番具体的には問われてくるわけですね。

先ほどの答弁の中で、すべての施設を更新するとなれば509億円が求められると。そして、これを40年間で割るとですね、1年間に12億7,000万、こういった数字が出てるんですけども、本市の今の財政状況で12億7,000万の財政需要は、はっきり言って出されませんよね。だから、当然ながらいろんなかたちで縮減、それから長寿命化、そういうことを取り組まないといけない。

国が、今の時期に総合管理計画の策定を要請してきたのもですね、一つにはやっぱり平成の大合併というものがあろうと思うんです。ただ、本市も合併はしてませんが、人口減少という中で、施設のあり方というのは常に検討していかなければならない。実際、その管理に当たってのですね、いろんな方針が国のほうからも示されております。

先進事例を参考にしますとですね、まず、安全性と耐久性の点から建物の劣化、こういったも

のを早期発見するという方針、それから維持管理・修繕、特に施設の新規建設に対する方針ですね、ここらについて、今後、本市で新規建設しなければならない公共施設というのが予想されているんですかね、どうなんですかね。

○佐藤祐司財政課長 新たな施設という面では、現在のところ計画にはないところでございます。

○13番立石幸徳議員 それから、ほかにも耐震化、それから統合や廃止をする、この廃止の推進方針、こういったものも今度の計画ではすべて明確にしなければならないと思います。

ただ、そういう計画ができたにしましてもですね、最後の主題の質疑になりますけれども、市民とのいわゆる共通認識、共通理解、これが私は非常に大事だと思うんです。この市民の理解がないことには、こういった計画もですね、スムーズに進まない。そういうことで、市民アンケートあるいはパブリックコメント、それから市議会説明というのをどういうふうに位置づけて進めていくのか、この点を最後に説明をいただきたいと思います。

○佐藤祐司財政課長 この公共施設等総合管理計画につきましては、これまで申し上げてきましたように、本市の全体的な施設管理の方向性を定めるものでございまして、具体的に個々の施設の廃止等の方針を定めるものではないため、現在のところ市民アンケートを行う予定はございません。しかしながら、住民の方々に本市の施設状況を認識していただくため、事前に計画案をホームページ等に掲載をして意見募集等を行った後に、先ほど申し上げましたように3月に議会への説明を行う予定といたしております。

○13番立石幸徳議員 もう少し時間があれば、管理の面です、今、私は公共施設の指定管理というあり方も非常に問題を抱えていると思っています。この指定管理のあり方についても、今度の管理計画の中では何か位置づけられているのか。

と申し上げますのも、本市も9つの施設ぐらいを指定管理をされているみたいなんですけれども、いわゆるコスト意識がどこにあるのか。ただ委託料です、予算が与えられて、その予算を消化するというだけの指定管理に終わっているんじゃないか。もう少し、今後は、指定管理をする方々もコスト意識を持って取り組んでいくべきであろうと考えるんですけれども、今度の管理計画の中で指定管理については何か検討されていくようになっているんですかね。

○佐藤祐司財政課長 今回の総合管理計画の中では、先ほど申し上げましたように、建設費用を更新費用としてお出しする予定としておりますが、その運営費、ランニングコストにつきましては、お出しする予定ではございません。

それから、指定管理者制度につきましては、現在、サン・フレッシュ枕崎、市立図書館など10施設に指定管理者制度を導入しております。

指定管理者制度は、もともと民間事業者のノウハウを活用することにより、施設の管理経費の軽減を図るとともに住民サービスの向上を図ることを目的としたものでございます。

市のほうでは、指定管理料の適切な積算を行わなければならないというふうに考えますし、経費削減を追求するあまり、指定管理料の削減を行うことで指定管理者側による人件費削減など、サービスの低下を招きかねないような無理なコスト削減を行わないよう常に検証をしていく必要があるというふうには考えております。

○13番立石幸徳議員 時間の関係もありますので、次の主題のJRの指宿枕崎線の路線存続についてですね、質問をさせていただきます。

去る10月25日、JR九州が東京市場に株上場、明るく日26日は福岡のほうに株上場というようなことがあったわけです。その際、株価の関係についてはもちろん、JR九州の将来展望、あるいは課題といった部分についてですね、いろいろと話題になったと思います。特にその際、JR九州の鉄道事業の赤字対策ですね、これについていろいろとメディアも報道をいたしましたし、枕崎市民からも我が市に関係のある指宿枕崎線は今後どうなるのかと、いろいろ我々も聞かれたり、いろんなかたちで心配の声も出たように感じているんです。

そこで、その株上場前後にですね、報道されました、鹿児島鉄道の未来という南日本新聞連載記事の中で、鹿児島市、指宿市、南九州市、枕崎市のこの4市でつくっております指宿枕崎線輸送強化促進期成会長の南九州市長が次のようにコメントをしております。「株上場をしたことで、廃線への不安は増している。自治体間で連携し、最大限の努力をしたい」というコメントなんですね。

そこで、本市としては、JR九州株上場による指宿枕崎線への今後の影響あるいは課題といったものについて、本市としてはどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○神園信二企画調整課長 株式上場前後で、指宿枕崎線の運行が何らかの影響を受けたかという観点からお答えをしますと、現時点で何らの変更点はないということになります。

なお、先日開催されました指宿枕崎線輸送強化促進期成会の担当課長会におきましては、全課長が一致した認識としまして、上場後、最初の株主総会において、株主意見がどのように形成されていくか、また、JR九州の経営陣が、その株主意見を踏まえながらも、国が示した鉄道路線の適切な維持に関する指針に沿って、今後どのような経営方針を打ち出すのかは注視する必要があるというものでした。一方、上場後の青柳社長のインタビューでは、「廃止を検討している路線はない。100年後はわからない。既存路線に関しては、公共交通機関として維持に努める。運行コストの削減は、ダイヤや人員を見直してさらなる収支改善を図る」と話しております。

例年行います指宿枕崎線輸送強化促進期成会のJR九州本社への要望活動におきましては、指宿枕崎線の路線維持の要望を最優先項目として掲げて要望し、これに対してJR九州側も指宿枕崎線の廃止の予定はないとする回答を得ていることは、議員も御承知のとおりでございます。

今後の指宿枕崎線の路線維持については、これまで以上の緊張感を持ってJR九州の動向を見守りたいと考えております。

○13番立石幸徳議員 今、課長のほうから、先日そういう関係課長の会議があったと言うんですが、それはいつですかね。

○神園信二企画調整課長 期日をはっきり記憶しておりません。11月中でございます。

○13番立石幸徳議員 はっきり何日ということはお答えできないんですか。

○神園信二企画調整課長 何日開催であったか、ちょっと手元に資料がございませんので、11月中でございました。

○13番立石幸徳議員 このJRの関係はですね、いろいろと後で私も申し上げますけど、本当に日時を追っていろんな動きが出てきているので、私あえて確認させてもらったんですよ。記憶にないというのであれば仕方ないですけども。

株価のほうはですね、上場後約1カ月経過して、非常に安定した株価になっているということをおっしゃっております。ただ、今、課長が言われた認識と、私どもは、緊張感を持って取り組むのは当然なんですけど、若干危機感がですね、薄いように感じられるんですよ。

何で危機感が薄いかといいますと、1987年、30年ぐらい前に、旧国鉄から日本全国のJRが民営化する中で、JRの北海道、それから四国、九州、この3つのJRは、ある意味で類似的な部分があるということで、経営安定資金も国のほうから出たんですね。その中で、北海道のほうには6,000億を超えるですね、6,822億円の経営安定基金、JR九州は3,877億円、こういった基金が国のほうから出まして、ずっと民営化でやってきているんですけども、今度の株上場に当たって、JR九州はこの3,877億円もですね、既に取り崩して、それまでの借入金返済に充てている。

ただ、今、一番JR九州を考える上で比較対象とされているのがJR北海道ですよ。JR北海道では、既に廃線という方向性、そういったものが非常に色濃く出ている。

そういう中でですね、これは昨年1月ですね、JR九州が鉄道部門のコスト削減の柱として約100の駅を無人化するという計画を打ち出しまして、JR九州が管轄するすべての567の駅の

うち291駅が既に無人化。今後もこの駅の無人化を進める。そして、先日といたしまして、11月10日の日にですね、JR九州が今度の株上場後初めて9月中間決算を発表するときに、社長談話としてですね、ことしは熊本地震のため鉄道事業の赤字圧縮は実現できなかったけれども、経費の削減をして一刻も早く収支均衡に持っていくと。そして、その中間発表と同時にですね、今度は新幹線の駅ホームの無人ホーム、これを新大牟田駅をはじめ、2つの駅を無人ホームにすると。

つまり、申し上げたいのは、このJR九州が、今、本当に鉄道事業部門を何とかして経営改善をするというのは色濃く出ていると思うんですね。そういう中で、私はこの我が指宿枕崎線がどうなっていくのかというのは、当然きちっと見据えた対応をしなければならない。

そこで、具体的にですね、JRの日南線、ここの沿線沿いにあります日南線は、宮崎市から鹿児島県志布志まで走っているんですけども、沿線自治体が鉄道を存続したいということで、日南市がJRの九州株を購入いたしております。3,800株を988万円で日南は買った。そして、同じ沿線の串間市は12月議会、今12月議会の補正予算にですね、3,300株の購入費1,000万円を提案している。その串間市の佐藤副市長は、このときに、JR北海道の発表には危機感を持っているということがコメントとして出ております。さらに、JR吉都線、宮崎県の小林市から鹿児島県の吉松ですか、この沿線にある小林市もJR株を購入したいと、検討しているということなんですけど、こういう中でですね、指宿枕崎線の沿線自治体にある自治体では株購入、JR九州株の購入ということについては、具体的な検討協議はされていないのか、その点についてお答えいただきたいと思っております。

○神園信二企画調整課長 JR九州株の購入の件でございますが、議員が言われた日南線、吉都線の沿線自治体の動きにつきましては、私どもも承知をしているところでございます。

このような動きにつきましては、議員が御指摘のとおり、連携して沿線の全自治体が株式取得を行わないとなかなかアピール効果が薄いものと考えておまして、さきの報道を受けて、沿線の南九州市、指宿市、両市の担当課の考えを照会したところでございます。両市御担当課の御意見としましては、各自治体の貴重な財源を投入し株式を取得したとしても、費用対効果の面で疑問も感じるなどの御意見があり、両市ともに、現時点ではそのような考えはないという結論でございました。

○13番立石幸徳議員 日南市にしましても串間市にしましても、やはり地元のそういった路線をぜひ存続していただきたいという意思を示したいんだと、こういうことなんですよ。

これは、今後、今すぐにどうこうということではなく、私自身もよそがやってるからこういったものをどうなんだということで質問に出したんじゃないかと、正直申し上げまして、私は自分自身の考えでそういったものを検討するうちに、よそが似たようなものを考えている市もあるんだなということで、自分自身びっくりしたところです。

そういうことで、今後の課題ということで、これはきょうの段階では置いときますが、次に、やっぱり指宿枕崎線の利活用策としてですね、いろんな取り組みは今までも提案もあったし、いろいろあったんですけども、ここへ来てやっぱり、最も安定した鉄道利用の固定客といたしまして、これは通学生だと思いませんか。その通学生の列車利用を促進する上から、沿線沿いの、例えば指宿高校、山川高校、颯娃高校、鹿児島水産高校、枕崎高校、こういった高校にですね、列車通学をするために何らかの支援はできないのか。この点については、どういうふうにお考えなんですかね。

○神園信二企画調整課長 沿線高校への列車通学生徒への支援策の実施について両市に伺いましたが、現在そのような施策は行っていないということでございます。

指宿枕崎線の乗客の多くが沿線の高等学校への通学生徒さん方であることは、各自治体ともに認識しているところではございますが、これも沿線の全自治体が連携して同時に実施しなければ、

なかなか効果が薄いという点、さらに、市外からの通学生ということでは、当該市の市民ではないというふうなことになりますので、その方々の福利のために当該市財政の出動を行うのかという点等につきまして、また制度のあり方等につきまして、各市ともに慎重に検討を要するという御意見がございました。

今後は、指宿枕崎線輸送強化促進期成会でそのような話題が俎上に上ったところで、各市が連携して検討されるものというふうに考えております。

○13番立石幸徳議員 このJR関係でですね、最後に安全対策なんですね。

それで、JR九州が10月25日に株上場をした後に、11月11日に鹿児島線と長崎線で架線が破損した事故があったようであります。この影響は17万人と。それから11月22日にもですね、鹿児島線の一部区間で送電がストップしたと、6万5,000の方が影響を受けた。公共機関では、やっぱり安全対策というのは最優先課題になるわけなんですけれども、事業者のいろんな不手際といいましょうか、ちょっとした手抜きでこういった事故が起きますと、非常に経営そのものにも大きな打撃を及ぼす。

私も、指宿枕崎線でも、今までもいろんな事故といいましょうか、あるいはいろんなアクシデントがあったと記憶してるんですけれども、当然ながら、事業者のJR九州が安全対策が一番取り組まなきゃいけないんですけれども、沿線自治体として事故防止に何らかの寄与ができるようなことはないのか。特にですね、踏切の事故。

今現在、本市内のこの指宿枕崎線沿いに遮断機のない踏切というのが存在するのかわですね。そして、沿線の全体としては、遮断機のない踏切というのなんかがあるものなのか。やっぱりこういったところで事故が起きるとですね、やはり路線を存続するというということにも、私は非常に大きな影響が出てくると思うんで、この点については、担当課のほうではどういう確認をしているんですかね。

○神園信二企画調整課長 本市内の遮断機のない踏切でございしますが、市街地部分では、このようなかたちはございません。宮前町内に2カ所、遮断機のある踏切はございます。ただ、別府地区に入っていきますと、海岸線の農地へおりていく遮断機のない踏切というのは多くございます。

先日、指宿市内の見通しの悪い遮断機のない踏切で、自動車を巻き込んでの人身事故、運転をされていらっしゃる方が亡くられるという人身事故が発生しております。

これを受けまして、JR九州は遮断機のない見通しの悪い踏切周辺の民有地の草払いと。この事故現場が、民有地の草刈りが行われてなかったために、非常に見通しが悪かったという場所だったようでございます。そういった民有地の草払いを、その民有地を持っていらっしゃる方に呼びかけてほしいという意向をことしの夏の期成会の要望時にはJR九州側から各自治体に要望しておりますので、この点は本市も市民の安全確保という観点から、当該民有地の所有者には呼びかけていきたいというふうに考えているところでございます。

○13番立石幸徳議員 路線存続もやはり、事業者であるJR九州にだけですね、ただお願いお願いでやっていくんじゃなくて、沿線自治体とやっぱりともになって、その路線沿いの観光振興も含め、いろんなかたちでやっぱりタイアップしてやっていかないと、私はこの路線存続というものも望めないんじゃないかと思っておりますので、そういう観点から、安全対策を含め、いろいろ今後取り組んでいただきたいと思っております。

最後にですね、香港における鹿児島県南部広域観光物流加速化事業、これは地方創生の関係の事業にもなってるんですけれども、この点について、私は非常に時期を得た、いい事業ではないのかと考えますので、今どういうことをやってるのかということをお尋ねさせていただきます。

先般も、ことし7月に、鹿児島、香港の航空路線が、直行便ができたわけなんですけれども、これが非常に好調ということで、来年2月には1往復ふやすと。香港の宿泊客もですね、非常にふえてきているという状況が出ているようであります。

そこで、まず、ことしの8月11日ですけどね、香港で南薩4市と南大隅町の4市1町で実施しました香港フードエキスポ、これはどういったかたちでやって、実際そのときの反応、あるいはこういったものが成果であったと担当課のほうでは整理されているんですかね。

○下山忠志水産商工課長 本市、指宿市、南九州市、南さつま市、南大隅町の4市1町の構成により設置された鹿児島県南部広域観光物流実行委員会が事業主体となって、香港をはじめとしたアジア諸国からの観光による交流人口の増加や物流交流を通じた販路拡大による経済の活性化を目的に事業を実施しております。

当該事業の一つとして、輸出に向けた体制が整った事業者等を対象に、香港で開始される見本市への出展機会の確保や商談等の支援を実施するとともに、香港への輸出促進を図り、また、これから輸出を目指す事業者等を対象に現地研修の場として活用するため、香港最大級の国際総合食品見本市であるフードエキスポへ事業者とともに参加してまいりました。

本市の出展事業者及び研修者の参加に当たっては、公募の上、出展事業者1事業者、研修事業者2事業者を選定し、実行委員会全体としては、出展事業者12事業者、研修事業者4事業者が参加しております。

なお、日本貿易振興機構ジェトロの協力のもと、ジェトロがフードエキスポ内に設ける日本の事業者を集めたブース、ジャパンパビリオンに8月11日から13日までの出展を行いました。本市からの出展事業者は、20社以上のバイヤーと商談を行い、その数社とは現在も継続協議中であると伺っております。また、本市から参加した研修事業者については、出展事業者のお手伝い等を行う中で、商談の様子を体感し、今後の商談についての知識を高めていったと感じております。参加した事業者からは、ただ一度の商談会だけではなかなか商談がまとまることはなく、その後、幾度となく交渉を続けることで成立するものと聞いております。

今回のような事業が、事業者の商談の場の第一歩となることを期待し、今後も商談の研修や相談の機会の提供など、さらなる展開について検討してまいりたいと考えています。

○13番立石幸徳議員 そこで、先月11月22日に本市の水産センターでもですね、香港輸出セミナーを開催されたわけです。私も参加させていただきました。当然、今言ったように、今度のこの事業は、貿易を含む物流の面と観光振興の面があるわけなんです。この物流の関係で、輸出のスキルアップ事業ということですね、輸出をしていくために、いろんな南薩の事業者が貿易に関するいろんな技術、そういうものを磨こうということなんでしょうけれども、そのときの講師が言われたのがですね、香港市場というのは世界でも極めて一番魅力的な市場であると。しかしながら、それだけに競争が激しいんだということを強調されておりました。

そういう中でですね、やっぱりそういう競争の激しいところでどうやって参入するかというのは、やっぱり共同で取り組むということが大事じゃないかと思うんです。今後、この戦略を含めて、その辺についてどう考えているのかですね。

それから、今、まだこの事業で、本年度から始まったんですけれども、観光面の取り組みが全然見えていないんですね。先ほども申し上げましたように、香港というところは、今現在、日本が世界から2,000万人以上の外国人が訪日してると。そして、東京オリンピックの2020年に4,000万人を目標にするとおっしゃるんですけど、香港はあの小さい地域、人口も五、六百万人の中で、既に約6,000万人の観光客が訪れている地域なんですよね。そういうところから、やっぱりこの鹿児島県南部に来て、どういった観光をやりたいというふうに考えているのか。この辺については、今後の取り組みとして担当課はどのようなことを考えておられるんですかね。

○下山忠志水産商工課長 鹿児島県南部広域観光物流実行委員会では、既存輸出事業者はもとより、輸出経験の少ない事業者でも参加しやすいような県内外の貿易商社を招聘した商談会を開催すること、また、本エリアの輸出に向けた意識向上を図ることを目的に、輸出スキルアップ事業を実施しております。

商談会については、鹿児島県や貿易協会などに当該実行委員会が協賛するかたちで、うんまか鹿児島輸出商談会を10月26日に開催して、本市内業者も5事業者参加しております。

また、スキルアップ事業については、当該実行委員会の構成団体である4市1町において計5回の輸出セミナーを開催中であり、質問者も11月22日に参加していただきましたけれども、県貿易協会との共催により、香港輸出セミナーを開催して、17事業者23名が参加して、県の貿易アドバイザーである弓場貿易株式会社の代表取締役、それから共進組の海外営業部長の講演、その後、ジェトロ鹿児島貿易情報センター、そして香港貿易発展局大阪事務所の方にも講演をいただいております。参加者からは、今後の輸出への検討について足がかりになるというふうな声を聞いたところであります。香港市場への輸出の取り組みを進めるこの事業は、今後も4市1町で構成するこの実行委員会で、専門家からの相談や商談を含め、引き続き実施していくこととしておりますので、その事業者の方々の海外展開についても後押しできればと考えております。

観光事業についても、さまざまな取り組みを重ねておまして、香港を通じたアジア圏域からの誘客戦略策定を今行っておりますので、その中で、展示会への参加、セールス活動、それから広告媒体を中心とした情報発信、それから香港観光関係者招聘事業等を実施しております。

そうしたことを踏まえて誘客戦略を策定中でございますので、それに沿って今後、4市1町と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○8番禰占通男議員 皆様、こんにちは。1時間よろしくお願いたします。

台風16号災害については、被害状況報告で示されたとおり広範囲に被害が報告され、人的被害がなかったことを安堵しています。激甚災害の指定もあり、復旧対策についてもスムーズに事が運ばれることでしょう。当局の担当課並びに職員の方々に労をねぎらいたと思います。

近年、局所的なゲリラ豪雨の多発や予想を上回る浸水災害に対して、国交省も浸水想定簡易版策定を促す方針を先月出しております。本市の浸水が過去にあった地区等の今後の対策は、住民にとっては望まれることです。

また、人口減少問題、少子化対策、子育て支援を推進していく中で、子育て世代の負担軽減のためにも、今回、私が議題とした予防接種への助成は、今後、必要ではないでしょうか。県内市町村の動向などを参考にして質問してまいりたい、そう思っております。

初めに、接近中に対する対策はどのようになされたのかを質問いたします。よろしくお願いたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 本市におきましては、幸いにも台風第16号による人的被害はございませんでしたが、農林水産施設や公共土木施設などに大きな被害を受けたことから、10月25日に臨時会の開催をお願いして、1億4,640万円の補正予算を編成し、現在、災害復旧に当たっているところです。

また、12月議会におきましても、農林水産施設災害復旧費の追加補正や農業被害を受けた農業者等への助成事業など、台風第16号関係の予算をお願いしてあります。

なお、お尋ねの台風第16号接近中の対策につきましては、担当課長から答弁させます。

○本田親行総務課長 台風第16号の接近中の対策について申しますと、9月19日午前6時7分に鹿児島地方気象台が発表した台風第16号に関する情報では、20日未明には九州南部にかなり

接近、または上陸するおそれがあるとしていました。このことから、19日の午前8時30分前には、総務課長及び危機管理対策係等の職員が登庁しまして、情報連絡体制の確立を図りました。

その際の具体的な対応としましては、昨年の台風第15号により高潮被害のあった地域の自主防災組織等に対して、避難所が開設されて避難を促す際、避難に支援の必要な方がおられる場合には、市としても支援を行う旨を連絡いたしました。また、避難所の担当職員に対し、避難所の開設が見込まれることから、準備体制をとるように連絡をとりました。

午前11時には、市長、副市長、各災害対策部長が市役所に参集し、台風第16号接近に対する今後の対応を協議しました。協議の結果、正午に災害警戒本部を設置すること、また、今後の状況によっては、災害対策本部に移行して設置すること、午後3時に避難準備情報を発令し、市内8カ所の避難所を開設すること、広報車両や防災行政無線等で台風への警戒と早目の安全対策を呼びかけること、台風第10号により発生した岩手のグループホームでの痛ましい事故等を踏まえ、市内の社会福祉法人10カ所に対してファクスで注意喚起を呼びかけること、また、各課の所管する施設の台風対策に万全を期すことなどを決定し、対応に当たっていきました。

台風が本市に接近するまでは、それほど風も雨も強くなかったものの、台風の接近に伴い猛烈な風と雨になり、土砂災害の発生が予想されたことや、花渡川の水位も短時間で急激に上昇してきたことから、20日の午前零時に災害警戒本部から移行して災害対策本部を設置して対応に当たっていきました。なお、災害対策本部の設置につきましては、土砂災害警戒情報とともにエリアメールで配信しました。

台風が遠ざかるにつれて風雨が弱まり、20日の午前4時20分には洪水警報が、午前7時10分には土砂災害警戒情報が解除されたことから、午前8時30分に避難準備情報を解除して、第一避難所8カ所を閉鎖しました。なお、台風による危険な状態が収束したことから、各公民館長と連絡をとって、災害調査員による災害調査を午前8時30分から開始し、被害の概要等を把握することとしました。そして、停電が長引いた地域もあったことから、市民からの問い合わせ等に対処するため、20日の午後8時までは総務課職員が待機することとし、災害対策本部については午後5時に解散したところです。

大まかではありますが、以上が台風第16号に対する対応でありました。

○8番 禰占通男議員 今、説明もありましたように、災害弱者への対応、それとあと自治会等の協力を得て調査、そういうこともなされたということです。

それで、今回の台風は私の記憶にあるところによると、大体、東側を通ると台風の性質上、風も弱い、雨もほとんど降らないということが過去の台風では多かったと思いますけど、今回は本当に雨が多かったということで、私も指宿のほうを通るから安心かなと、そういう感覚でおったんですが、夜が明けて、いろいろなニュースを見聞きすることに対して、本当にちょっと異常な台風だったということを記憶しております。

それで、課長からも言われたように、川の増水等への対応も考えて行動なされたということは本当に敬意を表しますが、今回、雨が多くて浸水するだろうか、そういうことは想定されたんですか。

○本田親行総務課長 ただいま答弁いたしましたとおり、台風が本市に接近するまでは、風も雨もさほど強い状況にはございませんでした。しかしながら、台風接近とともに、猛烈な雨を伴って風も強くなりました。

今回の台風では、1時間の降雨量も非常に多かったわけですがけれども、台風が接近して雨が降り始めたときには、そういう浸水の被害も起こるのではないかというような心配はいたしたところでございます。

○8番 禰占通男議員 次の質問なんですけど、水害危険予想区域への対策についてはどのようになっているのかということをお尋ねいたします。

○**本田親行総務課長** さきの臨時会でも御報告いたしました。台風第16号では最大時間雨量115ミリが観測され、平成12年の梅雨豪雨で観測された最大時間雨量127ミリに次ぐ雨量を記録しましたが、これまでの河川改修やポンプ場の整備、排水路の整備等の事業効果などで浸水被害は大幅に減少しております。しかしながら、宮前地区や平田潟地区、田畑地区を中心に市内全域で、住家について1棟の床上浸水と37棟の床下浸水がありました。

このことを踏まえた今後の対応としましては、排水路の改修など、直ちにハード面での抜本的な対策を講じることは非常に難しく、また、限界もありますことから、当面は被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、宮前地区、平田潟地区、田畑地区について自主防災組織の機能強化や結成を促進するとともに、1時間雨量が80ミリ以上の猛烈な雨が予想される場合や記録的短時間大雨情報が発表された際には、消防署や消防団と連携して当該地区の警戒を強化することといたしております。

○**8番禰占通男議員** 今までも、この災害については、私も議員になって5年たって、毎年、なった時期にちょうど東北大震災があつて、それから津波と洪水、それからがけ崩れに対応する市の防災訓練も実施されているわけですが、こういった浸水、今回、いつもあります平田潟も20年ぐらいぶりだとは思いますが、田畑地区、それから宮前地区も約20年ぐらいになると思うんですが、そういった箇所についての部分的訓練、住民に対してですね、そういう対策というか、そのような箇所についての対応は、住民に対しての対応は、訓練も含めてですけど、今後どのように考えておられるのかをお伺いしておきます。

○**本田親行総務課長** 防災訓練につきましては、市内全域を対象として、市全体の総合的な防災訓練であります。

ただいま答弁もいたしましたとおり、田畑地区、宮前地区等を浸水の重点地区と位置づけることとしておりますので、その中で、自主防災組織の結成されていない地区または結成された地区でも、機能を強化するため、こちらからも土のうの積み方の訓練でありますとか、そういうのを働きかけて、ソフト面での対策を充実させていかなければならないと考えております。

○**8番禰占通男議員** 今、数が多かったのが、平田、田畑、宮前なんですけど、そのこの町内の防災組織というか自治会の組織は結成されているんですか、どうなんですか。

○**本田親行総務課長** 平田潟地区につきましては、自主防災組織の結成がなされていないところでございます。

○**8番禰占通男議員** 次の質問にまいりますけど、この台風の襲来前後における災害危険箇所の調査、見回りについてはどのようになされていたんでしょうか。

○**俵積田清文建設課長** 台風前の対策といたしまして、排水ポンプ場3カ所の燃料や建物などの事前点検を行っております。また、平田町については、市道平田潟西堀線に2カ所ある農業用の井堰も閉まっていることを必ず確認するようにいたしております。

○**新屋敷幸隆議長** 禰占議員、ちょっとマイクに口を近づけるように話してください。声が小さいってことです。

○**8番禰占通男議員** 今、課長が言われましたように、ポンプ場の点検、そしてあと井堰の確認、それはなされているということですが、今回の浸水は河川のはんらんによるものではなく、宮前地区は用水路の雨量が、はんらんした、そういうのが考えられますけど、今回、馬追川、花渡川のはんらんということはなかったんですが、実際、山口地区の分は橋げたに流木とかがひっかかったりして、それで増水した。これは、どこか15年ぐらい前にも1回あったと私も記憶しているんですが、そういう大きな河川もですが、この住民が住んでいるところにある小さな用水路、排水路、そういった点検はどのようになっているんですか。見回りという対象になっているのかどうかということなんです。

○**俵積田清文建設課長** 事前にそういう細部までの点検というのは、平常のパトロールというこ

とでやっております、台風時の1日、2日前にそれらを全部見て回るというのは、とてもじゃないけどできないところでございますので、それについては平常のパトロールで行っているところでございます。

○8番 禰占通男議員 できれば、今、耕作放棄地、山林も放棄されて台風などによる倒木、今回、議員の調査でも山口の農業用水の水源を視察したんですが、その中でもやはり、その用水路の周りの木が倒木になっていたり、そういう箇所もありますので、全部が全部把握するというのは難しいでしょうけど、やはり、この橋、陸橋に流木がひっかかって災害というのは相当あります。川辺の小野地区という所がありますが、そこも旧鉄道の陸橋みたいところに倒木がかかって、死者も相当出ています。金峰であったあのところと同じころの災害でしたが、やはりそういう使用できなくなった施設、やっぱりそういうのも私は管理は大事だと思いますので、今後できる範囲内で対応をしてもらいたいと思います。

それから次の質問で、この台風浸水被害に対する防災マップ及び避難経路の周知はどのようになっているのでしょうか。

○本田親行総務課長 30年に1回程度起きる大雨が降ったことにより、県の管理河川である花渡川と中洲川がはんらんしたと仮定して、平成23年3月に県がシミュレーションを行った浸水想定区域や浸水状況をもとにして、市では花渡川・中洲川洪水ハザードマップを作成しており、ホームページにも掲載しております。この洪水ハザードマップには、市民の皆さんが河川はんらんの危険性を事前に把握し、災害への備えや緊急時の速やかな避難行動に役立てていただくため、浸水想定区域や浸水状況を色分けして示してあります。また、指定避難予定場所や避難時の心得についても記載してございます。

災害時に的確な避難行動を行うためには、市民の皆さんが自分たちの住んでいる地域のリスクなどをよく知ることが一番大切であり、防災マップにつきましても、それぞれの地域の実態に即した独自のマップを作成し、防災対策に活用することが最も効果的でございます。このことから、市の防災訓練のほか、平成25年度からは地域で大きな災害が発生することを想定し、危険が予測される場所や、避難経路、避難場所、避難に対して援護が必要な世帯などをシートの上書き込んでいく災害図上訓練を継続して実施しております。最終的には、地域での防災マップの作成につなげることであります。

現在、地域で独自に防災マップを作成し、防災訓練を実施している自主防災組織が2カ所ございますが、今後とも、このような取り組みが市内全域に広がりますようさらなる防災意識の向上の推進に努めてまいりたいと思います。

○8番 禰占通男議員 この防災マップ、津波、浸水については、大きな用紙で我々ももらっておりますけど、枕崎市の県の作成のハザードマップがあるということは課長からお伺いしまして、その資料をもらいましたけど、そのハザードマップには、平田潟、田畑、宮前地区の色分けということはありません。

今、課長もおっしゃられるように、図上訓練ではそういう対策はなされているということで、そういうことをマップに起こして市民への周知、そういうのも必要ではないかと思えます。インターネットでの公表ということで公表はしておりますけど、ほとんどの市民が知らないということになるのではないかと思います。

また、冒頭申しましたように、国交省も浸水想定簡易版作成を促すということがニュースにもありましたが、この場合は、今、鬼怒川とか小本川だったですかね、はんらんを受けて作成するようにと促したみたいですけど、本市はそのはんらんはなくて、はんらんというか川のはんらんはなくて、浸水ということですので、そういった対応をとってもらいたい。だから、大ざっぱなものでもいいからつくるようにと、国交省の委員会の結論に結んであります。

ですから、本当に、ハザードマップ、避難経路、これを住民の方々に周知してもらいたいと思

います。要望しておきます。

次の質問ですけど、避難情報や災害対応要請に対する問い合わせについてお伺いしておきます。

電話番号等なのですが、ここに市民から通報、問い合わせをなされると思うんですが、その受付ということはどのようになっているのかをお伺いしておきます。

○本田親行総務課長 災害時における避難情報等の問い合わせ先として、防災マップなどに市役所と消防署の両方の代表番号を記載しております。災害発生時に市役所の代表電話番号に電話をかけますと、交換機を通じて総務課につながり、最大10回線まで対応が可能となります。また、災害発生時におきましては、マスコミからの問い合わせの電話も集中することから、市民の問い合わせや県などからの災害情報等の電話にしっかりと対応ができるように、マスコミからの電話については、窓口を分けて専用の回線で対応しております。

一方、消防の代表番号につきましては、2回線の対応が可能となっております。

なお、避難準備情報等につきましては、市のホームページやテレビのデータ放送でもお知らせしておりますので、このことにつきましても、広報紙等を通じて繰り返し市民の皆さんにも周知していきたいと思っております。

○8番禰占通男議員 ちなみに、市民からの今回の16号についての問い合わせとか、そのようなお願いの件数というのはどのくらいあったんですか。把握できていますか。

○本田親行総務課長 件数的なことは、ただいま資料を持ってきておりませんが、今回の台風第16号におきましても、市や消防署に対して、暴風や猛烈な雨のさなかに、避難誘導などの要請などが数多くございました。災害発生の際の避難は非常に危険を伴いますので、台風の接近や大雨が予想されるときには、最新の気象情報に十分注意し、少しでも危険を感じたら早目に避難して、みずからの命を守る行動を起こしてもらおうよう、今後とも市民の皆さんには繰り返し呼びかけていきたいと思っております。

○8番禰占通男議員 一つ、私も疑問な点があるんですけど、台風は枕崎の場合、なかなか昼間に来るということはなくて、ほとんど夕方から明け方にかけてが多いと記憶するんですが、この1111番の交換台を通すところ、そこに電話して交換台が出ると。その交換台が、私はどうなってるのか、いつも交換してくれる人がいるのか、それとも臨時が対応するのか、その辺はどうなっているんですか。

○本田親行総務課長 市役所の執務時間につきましては、交換手を3人配置しております。交換の方が、代表電話にかかってきた場合に、その要件に応じて各課に電話をつないでいるわけであります。

今回の台風につきましては、休日に、夜間にということでございますので、宿直の方が毎晩2名体制で勤務時間外は宿直をお願いしておりますので、勤務時間以外には宿直の方が電話を回していただいているところです。

○8番禰占通男議員 いつも昼間は、今、課長がおっしゃられるように物すごく内容がわかっていて、大体こういう話と言うと、大体そっちへ回してもらおうんですけど、この宿直の方、その人を悪くどうのこうのと言うんじゃないけど、適切にうまく判断してもらえたのかなという、そこが私はちょっとひっかかる場所なんです。だから、何でかと言うと、二度も三度も電話したのというそういう話も伺いましたので、そこら辺の担当課へ回すの、どこへ回すのかと、課長とも話を、聞いたら、当局は10カ所ぐらいの担当課に回すということは聞きましたので、そういうのは適切に回してもらおうように今後対応して、迅速にそういう市民からの要請にはこたえてもらえる対応をとってもらいたいと思います。要望しておきます。

○本田親行総務課長 今回の市民からの問い合わせに対しましても、事前に宿直の方にも、こういう電話の内容の場合はこちらにとかお願いをしておりますので、宿直の方には適切に対応していただいたと思っております。

議員がおっしゃる、問い合わせに即座に対応できなかったという話も聞くというようなことでございますけれども、電話の記録を調べてみますと、先ほども申しましたように、大雨、大風のさなかでの避難援助の要請、そのような電話が何本かかかっております。例えば、シャッターが飛びそうとか、避難に不安があるとか、そういう要請の電話が災害時のさなかにかかってくるので、それを避けるために、かねてから早目の避難をお願いしておりますので、危険を感じたら早目の避難を市民の方々も心がけていただけるよう繰り返し周知してまいりたいと思っております。

○8番 禰占通男議員 次の質問ですけど、各ポンプ場が設置されておりますけど、この設置地域に浸水情報は伝えられたのかどうかということで質問します。

○依積田清文建設課長 今回のように、短時間の集中豪雨の場合は、降り始めから数十分で浸水という状況となることから、浸水情報として伝えることは難しいと考えております。

○8番 禰占通男議員 それでは、ポンプの起動状況というのは、雨量が零時19分ごろ、20分ごろまでに115ミリ降雨があったとなされていますけど、どうだったんでしょうかね。

○依積田清文建設課長 ポンプの起動時刻については、起動した時刻がデータとしては残りませんが、今回は、降水量がふえてきた23時30分ごろに起動しております。

○8番 禰占通男議員 ポンプの起動は、調査とかいろいろで説明も受けたんですけども、フロートによる、水位による起動ということになっておりましたけど、短時間雨量の場合は、このフロートが作動するこの時間というのは何か物すごく微妙になると思うんですけど、そういった対応はどのようになされたんですか。

○依積田清文建設課長 このポンプにつきましては、第1、第2とありまして、ある水位に来ましたら第1のほうがかかります。そして、またそれを超えて、第1ではけきらない場合には、また超えてきますと第2のほうがかかって、2台体制で排水するということになっております。

○8番 禰占通男議員 今、課長もおっしゃられたように、短時間雨量が多かったということが事実でしたけど、これは、雨量に対して手動で動かすということは可能なんでしょうか、どうなんでしょうか。

○依積田清文建設課長 ポンプ操作を手動にということはできます。しかし、手動にすると、ポンプ場に常駐しなければならないということから、通常は自動運転を基本としております。

○8番 禰占通男議員 今の、この台風災害について、本当にお願ひしたいことなんですが、田畑地区は、課長も以前、私とちょっと話したときに、いろいろこのスイッチの調整も行ったということをお話してくれました。

それとあと、平田潟地区は、水路の井堰管理も報告のとおりなされたということ、また、平田潟の場合は、この水田がまだ現在、多数点在する状況であります。その水田が調整池の役割を果たしたのかなど、きのうもちょっと知っている方と話をしたかったので現地なんかに行ったんですが、あと、宮前地区は、市民と市議会との意見交換会での要望に、効果的な対応を検討していきたいと当局も述べられております。

それで、近年、記録的な雨量に対応できる何らかの対策が必要ではないか、私はそう思って今回の質問をしたわけですが、今後、浸水等に対応するためには、ポンプの機能を十分に発揮するには調整池、この調整池というのは、漂流しているごみの対策にもなるし、排水機能を100%使うためには必要だと思うんですよ。ですから、宮前地区については新たな排水溝の設置、そういうことなど、中長期的な対策を私はお願ひしたいということで、これは要望です。

○新屋敷幸隆議長 暫時休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時19分 再開

○新屋敷幸隆議長 再開いたします。

○8番禰占通男議員 今、休憩に入る前に申しましたことは、将来に向けての私の要望としてお願いしておきます。

○依積田清文建設課長 今、調整池をつくってほしいというようなことなんですけど、調整池をつくる場所、それから工事費、そうしますと、かなり莫大な費用がかかるというふうに思っております。どこの地区につきましてもそのとおりでございます。今回の場合に、大規模な災害、床上が数十件あったとかそういう災害でありますれば、そういう対策も必要になるかとは思いますが、今回は、幸い、床上1件ということで、あとは床下浸水、そういう大規模な経費をかけて貯水池をつくるべきかどうかというのは、また議論しなければならぬところだと思っております。

○8番禰占通男議員 今、課長がおっしゃられたように経費と、費用対効果だということになると思うんですが、住んでいる住民にとってはまたかという、そういうのもあると思います。私も宮前地区も記憶があるし、平田潟地区も記憶があると、そういう関連ですので、よろしく願いいたします。

次の、子ども医療費への助成について質問してまいります。

子ども医療費は、この助成額拡大前と後ではどのように推移しているのかをお伺いしておきます。

○山口英雄福祉課長 子ども医療費の助成につきましては、本市では平成26年7月診療分から、助成対象をそれまでの小学校第3学年修了までという部分から中学校第3学年終了までに拡大いたしまして、保険診療分に係る自己負担額の全額を助成しているところでございます。

助成枠対象前後の子ども医療費の助成状況につきましては、助成枠拡大前の平成25年度は助成件数が9,450件で助成額が4,436万9,999円、平成26年度は1万2,527件で5,366万1,768円、そのうち年齢拡大分が、これは7月診療分から助成枠拡大ですので8カ月分になりますけれども、2,911件で助成額が1,173万5,925円、平成27年度は全体で1万3,503件、助成額が5,794万4,336円、そのうち年齢拡大分が4,588件で1,745万8,771円、それから本年度は10月請求分までですけれども、全体で8,039件で3,432万9,082円、そのうち年齢拡大分が2,507件で1,142万7,616円というふうになっております。

○8番禰占通男議員 本当に、医療費の年齢拡大で相当ふえるかと思ったんですが、思った以上には費用がふえていないという結果と私は思っております。

それで、次の質問なんですが、子供の予防接種の種別と助成ということはどのようになっているんですか。

○田中義文健康課長 本市が実施しております子供の予防接種の定期及び任意接種の種類と、それぞれ平成27年度の1人当たり助成額及び接種率について申し上げます。

定期接種では、急性灰白髄炎、いわゆるポリオですけれども、9,086円の助成額と接種率76.5%です。4種混合、同じく1万0,220円、79.1%、3種混合5,842円、100%、2種混合4,604円、78.2%、風疹・麻疹9,680円、91%、日本脳炎6,699円、75.2%、ヒブ7,671円、73.5%、小児用肺炎球菌1万0,976円、73%、子宮頸がん1万6,160円、0%、水痘8,060円、76.3%、BCG6,418円、93.1%、B型肝炎につきましても、ことし10月から実施をしていることから、27年度実績はありません。

これらの定期接種につきましては、市が全額助成しているため自己負担はありません。定期予防接種に係る助成額の総額は、27年度実績で2,559万9,791円となっております。

次に、任意接種では、昨年10月からロタウイルスを実施しております。27年度助成実績は、延べ159人となっております。また、昨年10月からことし9月までの1年間で申し上げますと、対象者数は134人で、そのうち接種者数の実績が130人であり、接種率は97%となっております。

助成額につきましては、ロタウイルスワクチンには2種類あり、単価も接種回数も異なります

が、1人当たりの費用額は2万7,000円から2万8,000円となっております。それに対して市が8割を助成し、自己負担は2割となっております。ロタウイルスワクチン予防接種に係る費用額の総額は、27年度決算で146万6,986円となっております。

○8番 禰占通男議員 定期予防接種による健康被害ということは、報告はどのようになっているんですか。

○田中義文健康課長 予防接種による健康被害、副反応の状況につきましては、予防接種による副反応の疑いがある場合には、予防接種法第12条第1項の規定に基づき、医師等から厚生労働省に報告することが義務づけられております。あわせて厚生労働省から市のほうに対しても情報提供されることになっております。

市のほうでは、この副反応の状況を把握はしておりますが、プライバシーの問題がありますので、具体的な内容に関する答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

○8番 禰占通男議員 今、定期の予防接種については、課長から答弁があったんですけど、この任意の予防接種、おたふくかぜ、ロタウイルスは、本市は対象としていることとしてるんですけど、A型肝炎、インフルエンザ、これについての接種状況などはわかるんですか。

○田中義文健康課長 ただいま議員から質問がありました任意接種の接種率の状況というものは、市のほうでは把握をしていないところでございます。

○8番 禰占通男議員 次の質問ですけど、任意の予防接種の枠に入っているロタウイルス、これがどういう経緯で本市の予防接種の助成対象になったのかについてお伺いいたします。

○田中義文健康課長 任意接種でありますロタウイルス予防接種の助成につきましては、今年の9月定例会で補正予算案の議決を受け、10月から実施をしております。

厚生労働省によりますと、ロタウイルスは感染力が強く、5歳までにはほぼすべての子供が感染し、就学前の子供の約半数がロタウイルスによる感染性胃腸炎で小児科外来を受診すると言われております。大人はロタウイルスの感染を何度も経験しているため、感染してもほとんどの場合、症状が見られませんが、乳幼児は激しい症状が出ることが多く、特に初めて感染したときに症状が強く出る傾向にあります。合併症として、脳症、心筋炎、けいれん、肝機能異常、急性腎不全などが起こることがあり、死に至る場合があります。また、脱水症状がひどくなると点滴が必要となり、さらには入院が必要になることもあります。

県内では、当時、鹿児島市をはじめとして、5市町村が助成を実施しておりました。

ロタウイルス予防接種助成実施に向けた経緯につきましては、鹿児島大学小児科や市医師会の小児科専門医師から市長に対して、ロタウイルス感染症は重症化すると脳症など重篤な状態を引き起こすこともあり、それを防ぐために予防接種が非常に有効であるという助言を受け、ロタウイルス感染症予防及び重症化予防とともに、子育て支援対策の一環として、子育て世代の経済的支援及び精神的な負担軽減を目的に実施に至ったものであります。

○8番 禰占通男議員 今、課長がおっしゃられているように、子育て支援ということで本当にありがたいことだと思います。

次の4番目の本題に入りますけど、このインフルエンザ予防接種について、私はどうにかできないのかと、今、子育ての人から言われて今回こういう質問になったんですけど、私はこうやっている資料を集めていく中で、必要だよなということをつくづく感じてきたんですが、当局はどのように考えているのかと質問しておきます。

○田中義文健康課長 厚生労働省によりますと、インフルエンザワクチンについては、一般に重症化の予防効果が認められており、特に65歳以上の高齢者等は、インフルエンザにかかると重症化しやすく、接種による便益が大きいと考えられるため、定期接種の対象となっております。

一方で、定期接種の対象となっていない乳幼児へのインフルエンザワクチンの有効性については、インフルエンザの発症を予防することや発症後の重症化を予防することに関しまして、一定

の効果があるとされております。

県内の市町村の状況といたしましては、県の健康増進課によりますと、ことし8月26日現在で11市町村が助成を行っておりますが、対象年齢、助成回数、1回当たりの助成金額はさまざまであります。

子供のインフルエンザ予防接種への助成につきましては、感染症予防及び重症化予防対策、子育て世代の経済的な支援策の面から、限られた本市財源の中で、健康づくりのために何を優先することが最適なのかということにつきまして、専門家の意見や県内市町村の状況をもとに検討していきたいというふうに考えております。

○8番 禰占通男議員 ロタウイルスの場合は、1回の接種で済むんですが、インフルエンザの予防接種になると、小児の場合は2回、そして延々とそれが続くわけですから、毎年毎年。費用対効果ということもあると思うんですが、予算がつけば、予防ということでは一番いいことだと私は思うんですけど、ほかの市町村についても対象年齢はばらばらです。そして、助成費用も、一番少ないところで1,000円から、それが1回当たりということ、それに、大体が幼児の場合は2回接種しないと効果が薄いということで、ほとんど2回ということ、本市の場合も、医療機関の方に伺ったら定額3,500円、それに幼児の場合はちょっと技術料というのがかかって1回5,000円だと、物すごいお金が、それを2回したら1万円ということなんですが、そういうことですからこそ、この子供を育てる親というのは、仕事を持ってる方などは金額じゃなくて、医療機関に、回数が2回ということになると、また倍、仕事を休んだり何だかんだということもあると思うんですが、それで、予防接種を皆さんが助成で使えて受けられるということは、病気の拡大を阻止するということにもつながると思うんですけど。

費用対効果と言いますが、もし助成対象になったとした場合、どのぐらい費用がかかるものでしょうかね。

○田中義文健康課長 インフルエンザ予防接種への助成を行う場合の、年間助成額の事務費を除く試算を行っておりますので報告をいたします。

まず、対象者を生後6カ月から就学前といたしまして、1,000円を1回助成した場合で76万6,000円と見込んでいます。同じく、1,000円を2回助成した場合で153万2,000円となります。

対象者を生後6カ月から小学生までとして、1,000円を1回助成した場合で154万5,000円、1,000円を2回助成した場合で309万円となります。

また、対象者を生後6カ月から中学生までとして、1,000円を1回助成した場合で196万9,000円、1,000円を2回助成した場合につきましては、厚生労働省が推奨する、13歳未満が2回、13歳以上が1回というふうに算出をいたしますと、355万2,000円という試算結果にはなっております。

○8番 禰占通男議員 大した額じゃないとは言えないんですけど、段階的に、小学校入学前とかそれあたりから様子を見て、だんだん財政が許すのであれば、中学校卒業までの医療の助成と同じように取り組んでもらいたいと思いますけど、そういうこれを検討するとなると、どのような手続的には問題があるんですか。庁内の打ち合わせですよ。

○久木田敏副市長 ただいま健康課長から説明がうるありましたけれども、おっしゃるように、病院にかかるそういう医療費等のこと等も考え合わせますと、助成するほうがいいのかということもあります。ただ、問題は、やはり財源、恒久的につながっていく財源でございますので、そこら辺を十分、費用対効果を見ながらですね、今、ここで結論は申し上げられませんが、関係課と話をしながらですね、検討はしてまいりたいというふうには思います。

○8番 禰占通男議員 健康課長からも伺ったんですけど、お隣の自治体が助成は出しているんですけど、来年からちょっと、来期か来年かわかりませんが、そういうふうで、今続けていることをまた改善しないといけないみたいなことを、そうなっていますよということも伺ったんですけ

ど、やはり対象とするには恒久的というか、継続できるかたちで進めていくことも必要ではないかと思えます。その辺も検討して取り組んでもらいたいと私は思っておりますので、要望としてお願いしておきます。

以上、終わります。

○新屋敷幸隆議長 ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後1時10分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○12番豊留榮子議員 市民の皆さん、お疲れさまです。議員の皆さんも職員の皆さんもお疲れさまです。

私は、住民の福祉と暮らしを守る立場から一般質問をしてまいります。

衆議院の国会審議は本当に腹立たしい限りです。TPPの承認案の関連法案や年金カット法案の成立を強行し、会期を延長したその日のうちに、刑法が禁止をする賭博場カジノ解禁推進法案を出し、政府は国民感情を無視して、今の国会での成立をねらっています。さらに、高齢者をねらい撃ちするような医療制度の改悪がされようとしています。

厚生労働省は30日、高齢者に医療費の耐えがたい負担増を迫る取りまとめ案を社会保障審議会医療保険部会に示しました。社会保障費の自然増の徹底削減方針に基づいて高齢者をねらい撃ちするもので、医者にかかれず重症化を招くだけだと批判が相次ぎました。

そして、自己負担の上限額（月額）を定めた高額療養費について、70歳以上で住民税を払っている1,400万人を中心に、69歳以下と同水準に引き上げ、また、5割以上を占める年収370万円未満の一般所得者は、外来のみの上限特例も廃止をし、月1万2,000円が5万7,600円に上がります。75歳以上の保険料を最大9割軽減している特例軽減も廃止をし、75歳になる人は、2017年度から保険料が2倍になるなど、最大10倍もの負担増を強めます。また、療養病床に入院中の65歳以上は、新たに居住費を1日320円から同370円に引き上げるなど、軒並みの負担増を押しつける内容となっているようですが、かかりつけ医以外を受診した際の追加負担や、市販類似薬の保険外しや縮小は、引き続き検討するにとどまりました。

また一方、子供の医療費助成に対する国の罰則措置（国保の国庫負担の削減）については、見直し対象を未就学児までに限定をし、子育て支援のために廃止を求める住民や自治体の声には背を向けています。これは委員からは、医療へのアクセスを阻害してはいけない、慎重に検討すべきだ、また重症化につながれば、医療保険財政にも支障を来すことになるなど、連合や全国老人クラブ連合会などから意見が次々と出されたようです。

そこで、子供の医療費の助成制度ですが、本市においては中学校卒業まで無料になったところですが、財布にお金がないと病院には行けないというのが現状です。これを何とか病院の窓口で無料にしてほしいというのが、子育て中の皆さんの願いです。このことは、県知事も公約に、子供の医療費の窓口での一時払いを完全無料にと掲げていました。

現在、国は子ども医療費を窓口で無料にしている自治体に対して、国保の国庫補助を減額する罰則を課してきましたが、年内をめどに廃止の方向に動いているということでみんな希望を持ってきましたが、何と自治体への罰則外しは未就学児までと限定しているようです。未就学児と限定せずに、国のペナルティーを取り払い、病院の窓口で無料になるように、早急に本市からも国や県に要請すべきではないでしょうか。副市長の見解をお聞きいたします。

[久木田敏副市長 登壇]

○久木田敏副市長 市長の体調がすぐれませんので、かわりまして私のほうで答弁させていただきます。

きます。

医療費の自己負担を病院の窓口で無料にする、いわゆる現物給付方式の導入については、各医療機関との契約や電算システムの改修等のさまざまな問題に加え、国民健康保険療養給付費等国庫負担金の減額調整が行われるといったことから、本市単独での実施は困難であるため、県の制度として実施できないか、市長会等を通じて要望して、これまでまいりました。議会でも再三、御答弁申し上げてきたところでございます。

子ども医療費助成に係る現物給付方式の導入につきましては、現在、国や県で検討が進められている段階でありますので、しばらくはその動向等を注視していきたいと考えております。

質問者が申し上げられましたように、本年7月に就任されました三反園知事は、子ども医療費助成制度における窓口での一時払いを完全ゼロにするということを公約に掲げられ、また、先月末に本市で開催されました知事との意見交換会においても、できるだけ早く実施したいという趣旨の発言をされております。このようなことから、しばらくはその動向を注視していきたいと考えております。

なお、具体的な状況につきましては、担当課長が答弁いたします。

○山口英雄福祉課長 私のほうからは、現物給付化についての動向について説明申し上げます。

質問者も言われましたとおり、まず現在、国におきましては、現物給付方式による国保療養給付費等国庫負担金の減額調整措置につきまして、少子化対策の観点から、全国市長会等からの強い要請を受けるかたちで、現在、厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会で検討をしているところでございます。その内容につきましては、質問者が言われましたとおり、小学校就学前までの子供を対象とした現物給付方式による医療費助成の部分に限って、平成30年度から減額調整措置を廃止するという方向のようでございます。また、県につきましても、ただいま副市長が申し上げますとおり、新しい県知事は、現物給付方式を導入したいというふうに申されているところでございます。そういった状況で、現在のところは、小学校就学前の子供に係る部分については、近い将来に現物給付方式が実現する可能性が高いのではないかとと思われる状況でございます。

ただ、質問者が言われる中学校卒業までを対象とした現物給付方式の導入、これにつきましては、やはり、国保の療養給付費等国庫負担金の減額調整等の大きな問題が生じますので、本市単独での実施は困難でございます。

ただいま説明申し上げますとおり、国のほうでは、小学校就学前の子供を対象とするということで、医療保険部会の中で現在検討されておりますけれども、まだあくまでも検討中でございます。県のほうでも、まだ検討が進められている段階でございますので、やはりその動向を注視する必要があるというふうに考えているところでございます。

○12番豊留榮子議員 今、答弁いただきましたように、全国知事会、全国市長会、全国町村会も連名で、自治体への罰則は国の少子化対策の方針に逆行して地方自治体の取り組みを阻害するとの要望書を提出して、強く廃止を求めていることは承知しております。また、11月17日には、新日本婦人の会なんですが、塩崎厚生労働大臣へ要望書を手渡しました。また、国会内の集会では、子ども医療費の無料制度を求める全国ネットワークが「ペナルティーやめて。子ども医療費無料を国の制度で」と、これを掲げて、全国から親や医師、歯科医師ら130人が参加をして、国会議員も9人駆けつけ、約8万人分の署名を手渡したといひます。まさに草の根の取り組みが運動を实らせようとしています。

本当にこういう状況の中で、先日の国会での、今、答弁でもありましたように、対象が就学前の子供に限るというふうになってるんですけども、本市における、今、中学校までのですね、対象者の子供の数や、その助成件数と助成額はどのようになっているのかお知らせください。

○山口英雄福祉課長 本市におけます子ども医療費の助成の実績につきましては、午前中も同様

の質問がございまして答弁申し上げたとおりでございますけれども、平成26年7月診療分から、現在の中学校3年終了時までというふうにしておりますので、その前後の比較で改めて申し上げます。

助成枠拡大前の平成25年度は、助成件数が9,450件、助成額が4,436万9,999円、平成26年度は、総体で1万2,527件で助成額が5,366万1,768円、このうち8カ月分、7月診療分からですから、実際の給付は8月からになりますけれども、年齢拡大分が8カ月分ございます。この年齢拡大分が2,911件で1,173万5,925円、平成27年度は、全体で1万3,503件で助成額が5,794万4,336円、このうち年齢拡大分が4,588件で助成額が1,745万8,771円、平成28年度は、10月請求分まででございますけれども、全体が8,039件、助成額が3,432万9,082円、このうち年齢拡大分が2,507件で助成額が1,142万7,616円となっております。なお、現在の子ども医療費の対象者、登録者で申しますと、2,167人というふうになっております。

○12番豊留榮子議員 ありがとうございます。先ほども禰占議員がお尋ねしていて、メモっていたんですけれども最後まで追いつかなかったものですから、ありがとうございます。

鹿児島県はですね、国からのペナルティーがあるために、この病院の窓口での無料化は、どこの自治体も今のところはしていません。県の所得が鹿児島は45位、そして子供の貧困率はワースト3位です。

財布にお金がないと、子供を病院へ連れていくことはできないという状況は、住んでいるところで子供の命の重さが違うと言われております。特に入院をしたら大変です。せめて子供が病気のときくらいお金の心配をしないで済むなら、どんなに安心なことでしょう。貧困は、子供のせいではありません。子供の立場に立って、どこに生まれても、親の経済状況に関係なく、どの子ども平等に必要な医療が受けられる制度にしなければならないと思うんです。

これは、子育てをしているお母さんの声なんですけれども、2人の子育てをしているお母さんですけれど、先日、子供が風邪を引いたことから大変な思いをいたしましたと話してくれました。子供の風邪が家族全員にうつって、交代に病院通い、あげくの果てには、お父さんは肺炎になって入院してしまったそうです。この医療費もかさんで、財布の中は悲惨な状態、こんなとき、子供の医療費だけでも窓口で無料ならどんなに助かることだろうと語って、周りの人たちも、2カ月後の払い戻しもきついと言っていること、そして、無料化を実感でき、財布の中身を心配しなくていいように、一日も早く病院の窓口で無料にしてほしいと強く言われました。

ですから、国の動向を伺うというのではなく、ぜひこの完全無料化が実現できるまで、本市が単独でもですね、できないものかというお母さんたちの訴えなんです。いかがでしょうか。

○山口英雄福祉課長 先ほども答弁申し上げましたけれども、現物給付化を導入いたしますと、国保の療養給付費等国庫負担金が減額調整措置されます。今、国のほうは未就学児に限って対象とするという方向で動いておりますけれども、本市独自で、中学校卒業までのすべての子供を対象として単独で導入するとしますと、それだけ国の療養給付費等国庫負担金が減額されるということになりまして、国保会計の運営が非常に厳しくなります。本市独自でその部分を単独でやるとなりますと、多額の一般財源も必要になるということが容易に想定されます。

こういったことで、これまでも再三申しておりますように、本市独自の現物給付化というのは非常に困難であると考えておまして、今後、国・県の動向等を注視していきたいということを考えております。

○12番豊留榮子議員 担当課のね、御苦勞や心配もよくわかるんです。

そこで、市長にと言いたいんですが、いらっしやらないので、副市長としてはどうでしょうか。何かいい考えはないでしょうか。

○久木田敏副市長 ただいま課長が申し上げましたけれども、国の療養給付費等負担金、普通調整交付金の減額措置、こういうペナルティーというのがまずあるというようなことで、財政の間

題等も出てくるわけですが、市が単独ですとなると、もう一つ、先ほど申し上げましたように、システムの関係がございます。それで、本市だけがそういうシステムを導入しても、非常に大きな費用もかかりますし、恐らく物理的に無理であろうというのも一つの理由でございます。これが小学校まで全国そういうような体制がとられるとなりますと、今度は、次にはもうシステムはでき上がっておりますので、中学校までそれが拡大されるということになりますれば、またそのペナルティーの問題が解消できればですね、そのところまでスムーズにいくんじゃないかなというふうには思っております。

ですので、現時点においては、市単独でというのは非常に難しいというふうに思っております。

○12番豊留榮子議員 今、県内でも子供の医療費の助成制度はどんどん進んで、4月現在で18歳までの無料化を実現しているのが、出水市、長島町、曾於市、志布志市、そして大崎町、南大隅町、南種子町、喜界町、大和村と、3市5町1村と、9自治体へと18歳までの無料化が広がっているところです。

また、11月29日の南日本新聞によりますと、お隣の南さつま市の本坊市長は、子育て支援について「2017年度から市内全児童の学校給食を完全無料化するように検討を始めた」と一般質問に対して答弁をしています。市内の児童生徒数は約2,400人で、事業費は約1億1,000万円を見込み、原資にはふるさと納税の寄附金を充てるとしています。

県の教育委員会によりますと、県内の学校給食費の無料化は、宇検村が2016年度から、長島町が17年度から予定しているそうです。

こうして子育てをしているお母さんたちは、そういうニュースも目にするわけですよ。そして、さらに先ほども禰占議員がインフルエンザの予防接種のことを言われておりましたけれども、もう南さつま市や南九州市のインフルエンザの予防接種にも補助があるんだよと、子育てがしやすいよねと、本当にうらやんだように話しておられました。

これは、本市においても何とか子供の医療費の窓口無料化の実現を、お母さんたちを代表して強く要望しておきたいと思うところです。

次に、ひとり親世帯の医療費ですが、これも子供の医療費と同じように、病院の窓口で無料になるようにできないものか、そして対象者が何人で、利用者数や近年の年間の額ですね、お知らせください。

○山口英雄福祉課長 まず、ひとり親家庭等に対する医療費助成の実績を申し上げますと、平成25年度が3,597件で、1,680万1,793円、平成26年度が3,765件で助成額が1,914万7,617円、平成27年度が3,772件で助成額が1,845万3,309円、平成28年度は、10月末現在でございますけれども、2,307件で助成額は1,179万7,922円というふうになっておりまして、平成28年10月末現在の対象者は674人となっております。

なお、ひとり親家庭の医療費に係る窓口無料化、いわゆる現物給付方式の導入ですけれども、これにつきましては、現在検討が進められております子供の医療に係る現物給付化等に関する国や県の動向、それから他市の状況等も、今後とも注視していきたいというふうに考えているところでございます。

○12番豊留榮子議員 子供の医療費の場合はですね、これ毎回申請しなくても、2カ月後には届け出のしてある口座に振り込まれるようですが、ひとり親世帯の場合は市役所まで申請に来なければならないという手間が残っています。このひと手間は、子ども医療費と同じように解消すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○山口英雄福祉課長 子ども医療費につきましては、ただいま質問者が言われましたとおり、平成19年度から自動償還方式、すなわち申請は不要ということで、給付を受けた分につきましては、翌々月ですか、自動的に指定口座に振り込まれると、助成額を振り込むと、そういった制度になっております。

このひとり親世帯の医療費助成について、同じように自動償還方式を導入してはどうかということでございますけれども、これにつきましては、県に照会いたしましたところ、県内各市で自動償還方式を導入しているところは現在ないというようなことでございます。

全国では自動償還方式を採用しているところもあるようではございますが、自動償還方式を導入した場合、ひとり親世帯の場合にはですね、小まめに家庭の状況を確認したりとか、見守りをしていかないといけない、そういった世帯も多数ございます。そういった世帯の状況確認をできる機会が少なくなると。何か支援をしないといけないときに、すぐに対応できないと。そういった逆の、マイナスの面というのでも考えられますので、なかなか難しいというふうに考えております。

したがいまして、自動償還方式の導入につきましては、先ほど申しましたとおり、現物給付化の点も含めまして、他市の状況、国・県の動向、こういったものも見ながら研究していきたいというふうに考えております。

○12番豊留榮子議員 現況を知るためにも必要だつて言うんですけれども、ちょっとこの支払方法なんですけれども、子ども医療費の場合は、2カ月後に口座に振り込まれるということなんですけれども、ひとり親世帯の場合ですと、1カ月後には振り込まれるということなんです。この違いは何なんですか。

○山口英雄福祉課長 医療費の助成につきましては、各医療費助成の対象経費につきましては、保険診療を受けた場合で、その給付費の自己負担分を助成するというところでございまして、保険診療を受けましたら、その翌月に請求が来ます。そして、請求を審査して、それでそのまた翌月に基本的に支払うと、そういったシステムになっております。

○12番豊留榮子議員 すると、子ども医療費の場合は2カ月かかるというのは、なぜそんな長くかかるんですか。

○山口英雄福祉課長 子ども医療費の場合には、本人さん、その医療を受けた、申請する方が、申請書を持って、領収書とか、医療給付を受けたという領収書を持って窓口に来るというシステムではございませんで、国保連合会を通じて診療報酬の請求がきますので、そういったことで、保険給付を受けた翌々月の支払いというふうに基本的になっております。

○12番豊留榮子議員 もっと短縮できるといいんですけどね。子ども医療費に関しては、本当に実感がわかないって言うんですね。

それと次に、もう1点、重度障害者の医療機関の窓口での医療費の一時自己負担の解消ですね、これもしていただきたい。対象者がどのくらいいらして、利用者数ですとか近年の年間の額を教えてください。

○山口英雄福祉課長 まず、重度心身障害者に対します医療費助成の実績から申し上げます。平成25年度が6,987件で助成額が7,090万7,254円、平成26年度が7,245件で助成額は7,092万5,332円、平成27年度が7,264件で助成額が7,089万4,054円、平成28年度は、10月末現在でございまして、件数が3,893件で助成額が3,876万6,472円というふうになってございまして、平成28年10月末現在の対象者が709人というふうになっております。

なお、重度心身障害者の医療費に係る窓口無料化、一時自己負担の解消ということでございまして、これにつきましても、子ども医療費の現物給付化に係ります国や県の検討の動向、それからまた他市の状況等を今後とも注視していきたいというふうに考えているところでございます。

○12番豊留榮子議員 これは、すると、子ども医療費の無料化の現物支給が実現できると、このひとり親世帯も、重度障害者の方たちも、窓口で無料になるということですか。

○山口英雄福祉課長 子ども医療費に係る現物給付化の動向を見ると申しますのは、今、質問者が質問をされております3つの医療費助成、ひとり親家庭等の助成につきましても、重度心身障

害者の医療費助成につきましても、その中には対象者にお子さんも含まれております。そういったことで、その一部につきまして、国が今検討しています未就学児の現物給付化、これが一体、最終的にどういったものになるのかということで、一部は現物給付化の対象になるのかなというふうには思っております。

子ども医療費の現物給付化ができたときには、ほかの、例えば重度心身障害者の医療費助成について現物給付化ができるのかということに関しましては、先ほど副市長が答弁申し上げましたとおり、一部についてそういった現物給付化のシステムなり整備ができるわけですから、それに若干の導入しやすい環境はできるのかなとは思いますが、先ほど来答弁申し上げていますとおり、やはり、国の療養給付費等国庫負担金、それから調整交付金の減額措置、そういったペナルティーがかかる部分がございますので、そういった財政運営の問題、そういった非常に大きなものがございますので、今後とも、国や県の動向とか他市の状況等を見ながら調査・研究、そういったものは進めていきたいというふうに考えております。

○12番豊留榮子議員 何としても病院に行くっていうのは、本当どうもなければ皆さん行かないですよ。ちょっとぐらいの熱が出たり風邪引いたぐらいでは、本当に行かないんですよ。子供さんの場合にしたら、小学校上がる前の子供たちは、本当に親が心配するほどの熱が出ても行きたがらないと言いますもんね。

ですから、子供の医療費を無料化したからって、ぐんと医療費が上がるってわけじゃないというのは、お母さんたちはもう腹を立てながら言ってますけれども、ぜひ、この医療費に関しては、何とかみんなが安心して暮らせるような医療制度の状態をつくってほしいと思うところなんです。

次に、災害対策の支援について、午前中も出ましたけれども、この台風16号の影響で大きな被害を受けたところを議員で現地調査をしましたが、既に予算がついて工事が今進められていますが、それ以外の被害地ですね、小さな、それがどうなっているのでしょうか。今後の対策としては、どのようなことが考えられるのかお尋ねいたします。

○川崎満農政課長 まず、補助災害の対象となっている工事を例に示しながら説明いたします。

まず、農業用施設災害の例といたしましては、桜山地区内ではありますが、農業用排水路の水路本体が被災を受けたため、コンクリート水路工で復旧を行います。こういう工事があります。また、農地災害の例としましては、同じく桜山地区内の例ですが、畑ののり面が被災したため、コンクリートブロック積み工及び土羽工で復旧工を行います。工事費は、両方とも40万を超えております。このように、工事費が40万を超えると補助対象となるわけでございます。

農地災害においては、工事費が40万を超えないと補助対象とならないことから、自力で復旧することになるということでございます。このため、市では補助災害の対象とならない被災箇所に対して土のう袋を支給し、復旧の支援をしているところであります。

○12番豊留榮子議員 そうなんですね。

今度の大雨で、水が流れ込んで畑の表土が流れ出た、また、土手が崩れた、作物がだめになったなどの声を聞いたんですけども、このような農地災害は、被害総額が40万に達しないと補助が適用されないということなんですけれども、それ以下の被害を受けている農家の方もたくさんいることと思うんですね。申請しても10万でしたよ、みたいになってしまう。

これは何か、1カ所でなくても、転々としているところを持っている方たちが1カ所に、それを1つにまとめたら40万超えとか、そういう場合の適用とかはないんでしょうか。何かこう手だてがないものかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○川崎満農政課長 ただいま申し上げました、同じ農地の工種であれば、10万が150メートル以内で連結すれば対象とはなります。また、農地は元来、農家の個人財産であるということ、また、維持管理や災害時の復旧は受益者である農家が行っておりますが、補助災害の対象となる大雨や

台風などの異常気象で被害を受けた場合は、補助災害の適用を受けることができます。

先ほども説明したとおり、その対象となるには40万円以上が必要であり、それ以外については農家による自力復旧となっているところでもあります。また、南薩地区内の指宿市、南九州市、南さつま市においても40万未満の農地災害復旧工事は実施していないところでもあります。

市の手だてといたしましては、先ほども申し上げましたが、被害のあった農家に対し土のう袋を支給し、自力復旧を支援しているところでございます。

○12番豊留榮子議員 それでは、その40万以下の被害を受けた農家ですね、これが、この件数はどのくらいあるんでしょうか。また、具体的にどのような被害に遭われているのか教えてください。

○川崎満農政課長 現在把握している40万円以下の件数というのは68件になります。これは、内容といたしましては、農地の土手、畦畔、のり面等が被災して、あるいは河川等からの土砂が流入したものなどがあります。

○12番豊留榮子議員 農業の守り手の方々がですね、これからも意欲を持って農作業に取り組めるように、また、耕作放棄地ですね、これをつくらぬような、土のう袋だけではなくて、何かもっと手厚い援助をすべきではないかなと考えるんですけれども、何かいい方法はないんでしょうか。みんな、どうしようどうしようって言いながら、ずっと手をつけずにおられる方もいらっしゃるんですね。

また、1件見に行ったところは、もともと下の畑があって、その上に田んぼをつくって米をつくっていたんだと言うんですね。そこに大雨が来て、いつも流されてしまって、もう田んぼができなくなった。下の畑だけは今つくってるんだって言うんですね。何年か前に、水路を上の方に、田んぼの横につくってくれたんだけど、今度の大雨でその水路を乗り越えて、すごいあれだったと言うんですね。そこをよく見てみると、くぼ地のところが田んぼ、畑、そこには人家もありましたけれども、床下浸水ぐらいになったっていう話を聞いたんですけれども、そういうところでも何とか自分の畑、田んぼだから、手を入れて大事につくっていきたいんだと言われるんですね。そういう方に対して、何かできないものでしょうかね。

水路についても、宮前の排水路もだったんですが、想定外で水があふれて床下浸水になったっていう、それと同じような状況がこの畑のところでも起きてる。想定外の雨が降ったから、排水路から水があふれ出て田畑に流れ出たということがあるかと思うんですけれども、農家の、畑の守り手の方たちを何とか守っていけたらと思うんですけれども、そういうことをどのように考えていらっしゃるのかお聞きします。

○川崎満農政課長 異常気象による農地等の災害が発生した場合は、災害復旧事業等で復旧を図ることになりますが、災害を未然に防止すること、または被害を最小限に食い止めることも重要でございます。災害の未然防止、被害の軽減化を図るために、農家に対する維持管理の周知並びに多面的機能支払交付金事業などの推進を行っていきたいというふうに考えております。

また、40万円に満たない農地災害では、先ほども申し上げましたとおり、150メートル以内であればそういう1カ所工事として取り扱うこともできます。

また、本市では、繰り返しになりますが、現在、土のう袋の支給で支援をしておりますが、今後は、他市の取り組み状況などについての情報収集を図っていきたいというふうに考えております。

○12番豊留榮子議員 何とかみんな農業を守っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、ヤスデの対策についてなんですけれども、しばらくの間おとなしくしていたヤスデですが、ことしは11月になってから異常発生しています。住民は家の回りに薬をふったり、夜回りをしながらヤスデの駆除に今追われているところです。

住民の負担を和らげ、住みやすい郷土を守るためにも、このヤスデの駆除対策を国や県に働きかけるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○加藤省三市民生活課参事 ヤンバルトサカヤスデにつきましては、質問者からありましたとおり、10月まではですね、発生が少ない状況でございました。11月になりまして、別府地区、駒水、下山、真茅、板敷などですね、それとあと火之神地区、それと金山地区の金山、田布川、桜山地区の湯穴、水流などでですね、異常発生をしているような状況でございます。

ヤスデの対策につきましては、市の生活環境保全事業において、道路等の公共的部分についてはですね、市のほうで散布しており、私有地につきましては、原則といたしまして個人で散布をお願いしているところでございます。国や県に対しましても、市長会におきまして、薬剤による駆除方法だけではなく、その他の駆除、忌避方法の研究のさらなる推進や、これ以上の蔓延防止対策、撲滅に向けた取り組みを推進するよう要望しているところでございます。

今後とも引き続き、関係市町とですね、協力をいたしまして、国や県に対して要望をしていきたいと考えております。

○12番豊留榮子議員 今、本市でもヤスデが発生している地域は本当に限られているんですね。でも、その住民の心労ですとか、そして金銭的な負担も含めて本当に大変なものです。薬をふればヤスデは死にますが、家の回りから道路の掃き掃除とか後片づけが一苦勞です。今は何とかできるが、いつまでできるか不安だと言われます。本当に3日も掃除をしなければ、ヤスデが道路いっぱい広がっている状態のところもあります。

今、ヤスデの袋は、1袋3キロ入って1,380円でしたっけ。これは、衛自連の補助がありまして、住民は1,000円で購入することができるんですが、多い人で月に何袋購入するのか、2袋目からの補助を市が出すことはできないものかどうかお尋ねします。

○加藤省三市民生活課参事 先ほども答弁をいたしましたとおり、ヤンバルトサカヤスデはですね、11月から市内各地で大発生をしております。駆除剤についても11月からの購入者が多くてですね、多い人で、11月だけでですね、8袋購入している方が2人おります。

2袋目からの購入について補助ができないかとのことでございますけれども、自分で使用するための分とですね、頼まれて購入に来る人がおりますので、頼まれて購入に来る分との区別が難しいことと、この助成についてはですね、衛生自治団体連合会で行っていることから、今後、理事会や総会で検討をしなければなりません。

補助の増額を検討するだけでなくですね、薬剤の効果的な散布方法や、近隣市の薬剤購入補助のあり方について、幅広く検討する必要があると考えております。以上です。

○12番豊留榮子議員 本人かどうかわからないとおっしゃるんですけれども、私の知っている方は、この8袋、たぶん自分のものだと思うんです。だって、田舎は広いんですよ、面積が、振りまく面積が。1回ふると、もう1袋は完全に使います。

ですから、最近はですね、薬をまくとヤスデが寄ってくるからまかないほうがいいんだみたいな声も広がっているんですけど、お聞きしましたら、誘発剤みたいなのは入っていないんだということですので、これは皆さんに宣伝、私も言っているところなんですけど、誘発剤は入っていないよということで、安心してまいていいみたいですよみたいに言ってるんですけども、本当に都会の方はヤスデを見たことないと思うんですよ。写真に写してこれを見せるだけで、もう身震いがしてじんま疹ができそうだって言われたことがあるんです。

以前は、当初はやったころ、板敷では、よそから帰ってきた若夫婦が、子供さんが生まれて、そこで子育てをしていたんですけども、ヤスデが何度も家の中に入ってくるんで始末に負えないと、とうとう出て行ってしまったんですけどもね。

そういう状況が起こらないように、これからも退治していかないとと思うんですけども、寒くなると、ヤスデは土の中に潜り込んで見えなくなるんですね。そして、また年が明けて、時期

が来るとまた姿を見せるという、これを何年と今繰り返しているところです。こういう状況を何とか、今いろいろな研究をされているということなんですけれども、何年かたっても一向にらちが明かないんですね。

これは、本当に特定の地域だけのことではなく、これ全国的にやらないことには、ヤスデは駆除できないと思うんですね。ですから、この対策を本当に強く強く国や県含めてですね、要望して行ってほしいと思います。

以上なんですけれども、どうか担当課の方、本当に休む間もないほど対策に追われていることと思うんですけれども、道路に薬をまいてくれるんですけれども、電話をすると今すぐ飛んできてまいてくれるということなんです、その道路にまく費用というのはどこから出てるんですか。

○加藤省三市民生活課参事 公共部分に散布する費用の出所はどこかということでございますけれども、市のほうでですね、平成24年度から生活環境保全事業という事業を実施しております、この中で、道路や側溝等に市民からの要望があればですね、薬剤散布をしているところです。

特にことしは、周期的に雨が降りましてですね、ふったら流れて、ふったら流れてということで、結構またふってくれということで、市民からの要望は今のところ来ている状況でございます。

今後とも、市民からの要望がありましたら、素早い対応をしていきたいと考えております。以上です。

○12番豊留榮子議員 今、おっしゃられたように、市の対応が本当に早くて、もう即来てくれて薬をまいてくださるって言われてます。

担当課も本当に大変かと思うんですけれども、ぜひこのヤスデの駆除ですね、将来に向けて、みんなが安心して子育てができて、掃除の手間が省けるように、お金の心配もしなくていいように、できるような郷土にしたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

これで終わります。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午後2時1分 休憩

午後2時11分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○4番城森史明議員 では、通告に従って一般質問を行います。

私が5年前に議員になったとき、本市の財政状況を詳細に知ることになり、大きなショックを受けました。主要な財政指標である経常収支比率、将来負担比率、実質公債費比率、積立金残高等において、県下19市の中ですべてワースト1であり、しかも18位と大きく差がつけられ、断トツの最下位という状況でありました。

このような状況を招いたのは、当局だけの責任ではなく、行政における車の両輪として例えられる議会の責任も重大であると痛感しました。この状況を改善しなければ、枕崎市の明るい未来はないということで、私は議会の一般質問等で頻繁に取り上げ、精いっぱい政策提言を行ってきました。

去年は、経常収支比率において、初めてワースト1を脱することができました。将来負担比率、実質公債費比率においても、ワースト1であるものの、従来の危機的状況は脱している状況にあるものと判断できるのではないのでしょうか。

しかしながら、家庭の貯金に相当する積立金残高においては、本市も増加はしているものの、県下の他の市町村と比較すると大きくおくれをとっている状況にあります。平成26年度決算における積立金残高において、本市は県下19市の中で最も少ない。県下43市町村においても、下から6番目に少ない。県下19市において、18位の西之表市と比べ約8億少なく、17位の垂水市

と比べ約14億少ない。人口418人の三島村に対し約4億少なく、人口657人の十島村に比べても15億少ない。

あまりにもひどい状況ではないでしょうか。このような状況が続けば、本市の次の世代に対し大きな負担を残すことにならないでしょうか。この現状に対してどのように考えているのか、まず質問をいたします。

[久木田敏副市長 登壇]

○久木田敏副市長 積立金の残高につきましては、以前から他団体と比較して少ないこともありまして、充実を図る必要があるというふうには認識しており、将来負担比率が高い原因の一つになっているということで説明してきているところでございます。

詳しくは、担当課長が答弁いたします。

○佐藤祐司財政課長 第3次行財政集中改革プランの中でも、財政調整的な基金でございます財政調整基金と減債基金の充実につきましては、市債残高の縮減や経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率の改善と同様に大きな課題であるとしておりまして、2つの基金で10億円以上を維持との改善目標を定め、厳しい財政状況の中、年々ふやしてきているところでございます。平成27年度末では、2つの基金を合わせて13億4,255万円の残高となっております。

財政調整基金と減債基金以外のその他の特定目的基金につきましては、それぞれの団体で目的を持って積み立てているもので、さまざまな種類がございまして、それぞれの団体で将来への財政需要に備えているものだと認識しておりますが、本市の場合、毎年のさまざまな課題に対応していくため、一気に将来に備えるといったことができない状況にありますことから、徐々に充実してきているという状況にございます。

○4番城森史明議員 今、第3次財政計画で10億以上という目標を持っていると答えられましたが、その目標については、どのようにしてそのように10億以上ということで設定されたんですか。

○佐藤祐司財政課長 第3次集中改革プランの目標を定めたのは、平成26年度末でございます。そのときに、持続可能な財政構造を維持していくために、財政調整的なこの2つの基金の残高を標準財政規模の16%以上ということで、10億円という目安を立ててそれを維持していくことを目標として定めたものでございます。

○4番城森史明議員 財政調整基金と減債基金のその目的と必要性ですね、これは、その言葉の意味をそのまま素直に理解すればわかるんですが、この辺のところはどういう、基本的なところで目的と必要性はどうか質問いたします。

○佐藤祐司財政課長 基金の設置につきましては、各団体で、条例でもって設置しております。

それで、財政調整基金につきましては、財政調整基金条例第1条に定められているとおり、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときの財源を積み立てるため、設置するというふうになっております。

減債基金につきましては、減債基金条例第1条に定められているとおり、市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するため、設置するというふうになっております。

○4番城森史明議員 そのようにされているんですが、要は、財政調整基金が大きな枠であって、その中に減債基金があるような感覚になりますよね。それだったら、この減債基金というのが本当に必要なんですかね。どういう意味でこの減債基金というのが必要なんですか。

○佐藤祐司財政課長 大きな面で見れば、どちらも将来にわたっての財源調整的な基金であります。しかしながら、減債基金は、特に地方債の償還に限った目的を持っているものでございます。

○4番城森史明議員 そういって、私にとっては、あまりその減債基金という、その大きな意味で、財政調整基金でできるのじゃないかという、先ほどの最初の答えからすればですね、思

ったんですが、それで、その財政調整基金及び減債基金の運用ですね、具体的な運用、そして具体的にはどのようにやってこられたのか。

それと、過去15年間において、財政調整基金及び減債基金の残高の最高額は幾らだったのか。先ほどの質問と一緒にになりますが、そのときには具体的にどのように使用されたのか質問いたします。

○佐藤祐司財政課長 一般的に運用と申しますと、どのように保管しているか、管理しているかということでございます。ですから、基金をどのように運用しているかというふうな質問にそのままお答えしますと、国債として1億円を運用しております。地方債として5,000万円運用しております。そして残りの金額につきましては、定期預金で運用しております。その運用収入につきましては、財産運用収入ということで、利子収入が毎年入ってくるということになります。

そしてまた、次の質問でございますが、過去15年において、財政調整基金及び減債基金の残高の最高と申しますのは、どちらの基金につきましても、平成27年度末が最高の残高となっております。具体的に申しますと、財政調整基金が11億1,205万円、減債基金が2億3,050万円、どちらの基金もこの基金へ、この合計額ですね、この合計額は、どちらも13年度以降、15年間においてどちらも現在が最高と、27年度末が最高の金額ということでございます。

そして、具体的にどのように使用されたかという質問でございますが、厳しい財政状況の中、それぞれ財源調整的により取り崩しを行った年もございましたが、これまでの推移を申しますと、財政調整基金は平成18年度末で7,240万円、これが底として年々増加してきております。そして減債基金は15年度末の380万円を底として年々増加してきております。それで、どのように使用されたかということですが、財政調整基金につきましては、最近では平成25年度から27年度に合計で2億3,000万円を取り崩してしております。この3年間に、国保会計への赤字補てんを5億2,800万円行っておりますが、その財源の一部として活用したということでございます。

○4番城森史明議員 その15年間で、27年度が一番多くて13億ということなんですが、私もそれを聞いてびっくりしたんですが、要は、本当に本市の財政が非常にやっぱり厳しい状況にあったと、そう判断せざるを得ない数字だと思いますね。ほかの市町村と比べてですね、非常に少ない額で、もっとこれより少なかったということですから、そういう、本当に本市も厳しかったんだということが、びっくりするわけです。

それでですね、次に、今の3年間の、要は平成23年からの3年間ですね、本市の積立金は約1億円ふえているわけですよ。そして、類似都市の垂水市においては約9億円、阿久根市においては約8億円ふやしております。近隣都市の南さつま市は約42億円、南九州市は約6億円ふやしているわけです。この中には、合併した都市、合併特例債を持つ合併した都市があるわけで、南さつま市なんかはその影響じゃないかと思うんですが、3年間で約42億円積み立てているわけですね。しかしながら、類似都市である垂水市、阿久根市に比べてもですね、非常に積立額は少ないわけですよ。他の都市は着々と積立金をふやしているように見れるが、本市ではなぜ他市と同様に積立金がふえないのか質問いたします。

○佐藤祐司財政課長 23年からの3年間といいますのは、23年度末を基準として26年度末ということだということで答弁いたしたいと思いますが、本市の場合、平成24年度に枕崎空港の廃止に伴いまして、飛行場管理運営基金2億円を廃止したことによる影響によって、約1億円の増加にとどまっているということもございます。そのほか厳しい財政状況によりまして、平成23年度末では、基金から一般会計が1億円を超える借り入れを行ってございました。それで、基金に返済中でございました。

さらに、お尋ねの平成26年度までの期間中、本市の行財政課題のうち、土地開発公社の債務縮減のための計画的な臨空工業団地の土地取得、そして国保会計への赤字補てんの繰り出しなど、毎年の課題に対しまして優先的に改善に努めてきた結果、基金積み立てにまで至らなかったとい

うこともございます。また、基金を増加させるため積み立てるには、寄附金などの特定財源がない限り、年度中の一般財源に積み立てるだけの余裕があることが必要となります。

細かい他市の状況がわからないため、詳しく申し上げることはできませんけれども、先ほど質問者が申しましたように、近隣の南さつま市や南九州市におきましては、合併特例債や合併推進債、そして地方交付税の合併算定替えの特例など、市町村合併を推進するための国の手厚い財政支援措置を十分活用して、基金残高の充実を図り、合併算定替え終了後の財政運営に備えているものと考えております。

○4番城森史明議員 今、答えられたように、非常に本市の財政においては本当にきゅうきゅうとですね、私も23年からなってるわけですが、それは十分わかっている状況で、特に国保の状況とかですね、その辺のところは、そういう出費がこういうために積立金がふえてないと、そういうことであります。その辺は、私も十分にわかっておりますが、何とかその辺のところを工夫してですね、ふやしていかなければならないと思ってるんですが。

次に、一般家庭においてもですね、やはり貯蓄が多いと安心して生活ができるわけですね。自治体も一緒に、積立金が多いとやっぱり市民も安心するわけですよ。そして、先ほど言いましたが、将来世代に積立金が少ないということは大きな負担を招くし、積立金が多ければ安心度が増すということですから、その辺の積立金の必要額、目標額について、その根拠や、先ほど標準財政額に対してという言葉が出ましたが、そういう積立金の必要額や目標額について、根拠や尺度をどのような考えでもっているのか質問いたします。

○佐藤祐司財政課長 冒頭でも申し上げましたように、第3次行財政集中改革プランの中でも、財政調整的な基金である財政調整基金と減債基金の充実につきましては、他の改善目標と同様に大きな課題であるとしておりまして、2つの基金で10億円以上を維持との改善目標を定めて、厳しい財政状況の中、年々充実を図ってきているところでございます。

先ほど来申しているとおおり、27年度末では、2つの基金合わせて13億4,255万円の残高ということで、これまでの本市の状況の中で最高額というふうになっております。

今後も毎年の課題解消のために、毎年の課題、そして事業推進にも対応しながら、ふるさと応援寄附金などの活用によりまして、基金の充実を図っていければというふうに考えております。

○4番城森史明議員 その目標、必要性について、その根拠をどういうふうに考えているということですかね、要は。その辺はどうなんですか。

○佐藤祐司財政課長 質問者の後の質問にもあるんですけども、そのときにまたお答えしようと思っておったんですが、これまで国がそれぞれの団体に対しまして、基金残高のあるべき残高ですね、あなたの団体はここまでないといけませんよというような指針を示したことはございません。

参考としまして、平成28年11月号の地方財務という地方財政の専門誌がございまして、その中に、地方財政に詳しい関西学院大学教授の小西砂千夫先生が、基金残高はどれぐらいが望ましいのかという内容の記事を書いておりました。その記事によりまして、基金の適当な規模として、災害時に備えて所要額の一般財源を用意するという観点で見ればどうかというふうにしておりまして、先生の分析から、結論として、標準財政規模の2割程度の財政調整基金はあったほうがよいというようなかたちで先生は述べておられます。

それを本市に当てはめてみますと、平成27年度末の財政調整基金の残高約11億円ですが、それで標準財政規模の18%程度になります。もちろんこれは十分な額というのではなくて、不測の事態に備えて基金はできるだけ造成をいたしたいところでございますけど、一方では、先ほど来申しているとおおり、毎年の課題に対応していかなければなりませんので、徐々に充実をしていければというふうに考えているところです。

○4番城森史明議員 私もそういう意味で、この基金残高について分析をしてみたんですが、人

口1人当たりどれぐらいの額なのかっていうときに、枕崎市は6万円なんですね、人口1人当たり6万円の基金残高であると。そしてほかのところが、次に低いところが西之表市、これが13万円、阿久根市が16万円、いちき串木野市も16万円と続くわけなんですけど、こういうふうには人口1人当たりどれぐらいであるのかと、そういう考え方もあると思います。

そして、さっき言った標準財政規模に対してどうなのかと。これが、枕崎市は22%、確かに20%を超えてるわけですね。それと、次が西之表市で39%になるわけですね。そして、次が垂水市で51%、それと、貯蓄と借金のバランスという面で考えたときにですね、地方債に対して何%なのかと。そしたら枕崎市は地方債が約104億ですので、それに対して14%、次に西之表市が22%あると。次にいちき串木野市が24%あるわけですね。

こういうふうには、そういう意味で、やはりさっき言われた標準財政規模、歳出総額に対してどれぐらいあるのかと、そういう根拠というか、理論上の考え方もありますし、借金と貯金のバランスという意味では、地方債に対しての比較、何%にならなきゃいけないかというのも考えられるわけですね、その辺を分析しながら、やはり他市とどのような違いがあるのかっていう分析はぜひ必要だと思うんですね。

次に、最後のあれですが、本市の人口、一般会計歳出額、今後の財政出動からすれば、積立金残高は少なくとも20億円以上は必要と考えるわけですね、私自身が。

先ほどは、関西学院大学の教授の方は小西教授でしたですか、災害に対する備えに対して20%以上ですか、あるということだったんで、そういうこと、災害に対しては最低、標準財政規模に対して20%必要だと。そしたらまず、次の財政出動とかいろいろあるわけですから、そういう意味ではですね、少なくとも20億円、そしてほかの市町村とのバランスも考えたときにですね、やはり20億円は目標とすべきじゃないのかなと私は思うんですが、それと今後3年間における多額な財政出動、具体的にはどうなっているのか、その辺のところを質問したいと思います。

○佐藤祐司財政課長 先ほど来、財政調整基金と減債基金につきましては、財源調整的な基金であるというふうに申し上げました。ですから、簡単に言いますと、赤字にならないためにどれだけ備えがあるかという観点でございますので、先ほど小西先生の例を出しましたが、財政調整基金については2割程度、標準財政規模の2割程度あればいいだろうと。突発的な財源調達というのが、災害的な面しかほぼ考えられないのという意味ですね。

ただ、その他の特定目的基金につきましては、それぞれの団体で将来の財政需要に備えているものと思います。先ほど例として出しました十島村などは、具体的な金額の残高はわからないんですが、条例等を見てもみますと、船に関する基金、あそこはもう島の村でありますので、複数の島を持っておりまして、直営で船を持っておりまして。その船に関する被害があったときに備えた基金というのを持っております。

ですから、それぞれの団体でそれぞれ備える目的というのは違うと思います。庁舎を建設するとなれば、何年までにどの程度ためると。そして、それを何年度に取り崩すという目的で、前々から準備をしながら基金をためていくわけでございますので、基金全体として幾らなければならないというようなものではないというふうに考えております。ただ目安としては、先ほど申し上げましたように、財源調整的な基金につきましては、標準財政規模の2割程度はという先生の御意見もありますので、そこら辺が目安となるのではないかなというふうに思っております。

そして、今後3年間における多額な財政出動というところなんですけど、建設事業には有利な地方債であります過疎対策事業債をできるだけ活用するという意味で、ほぼそれは100%充当でございますので、その年度には一般財源というのはほぼ使用しないということになります。

それで、現財政計画では、多額な一般財源を必要とするものとして上げているのは、建設事業以外で、国保会計の赤字補てん、そして土地開発公社の用地取得を計画的に行うということ

計上されているところでございます。

○4番城森史明議員 特に人件費の中でですね、退職手当の推移というかですね、これも高水準で推移すると思いますが、これはどれぐらいで推移するんですか。これは今、県の退職手当に入っているんで、それが均一化されるんですが、その退職手当の予想でもやはり2億だったり3億だったりしますので、その辺はどうなってるんですか。

○佐藤祐司財政課長 毎年4月の職員給料の1,000分の230だったと思いますが、というかたちで負担率を定めてございます。ですから、毎年3億円弱という数字で平年度化されております。

以前は、退職する人数が多いときにはたくさん出してたくさん用意して、少ないときには退職手当の額が少ないということだったわけですが、平年度化されておりますので、その関係で準備というのが前もって用意ができるということでございます。

○4番城森史明議員 その3億程度というのは、あと何年ぐらい続くんですか。続く予想ですか。

○佐藤祐司財政課長 先ほど申しましたように、負担率というのが1,000分の230というかたちで決まっております。この1,000分の230というのは、今後10年間の退職手当総額を考えたときに、1,000分の230ずつ負担をすれば、ちょうど10年間で支出と負担金とほぼ合致するという考え方で設定されたものでございます。ですから、設定した当時は1,000分の230だったんですが、退職者が勧奨退職等で早まってきますと、そこら辺の数値についても今後見直していく必要があると思いますけれども、3億円弱からそう多くも少なくもならないようなかたちで、今後、負担率については見直すと思いますので、今後、ある程度の年数までは3億円弱というかたちで続いていくものというふうに考えております。

○4番城森史明議員 先ほども、財政事情の苦しさ、国保会計の負担、法定外繰り入れという話が出ましたが、要は、繰出金の感じでは、それも増加するんじゃないかと思うんですが、例えば医療費は、今度、また平成28年度の累積赤字が4億円に達するわけですよ。そういうことで、やはり国保関係、後期高齢者関係、やはり医療費が増大していくわけですから、この辺のそういう繰出金も多くなっていくんじゃないのかと。

それと、例年、公共下水道ですね、これもやはり繰出金でもっているような感じですよ、予算的にはですね。ですから、公共下水道というのもですね、これは大きなランニングコストがかかるわけですよ、今から。ハード的なものをつくっていけばつくっていくほど、メンテにお金を、将来的にもかかるわけですから、やはりこの辺も見直してもらってですね、もう合併浄化槽に移管すれば、その辺の管理は必要なくなるわけですね。ですから、そういう面で、やはりその辺のところをやっぱり、繰出金というのはどのように考えておられますか。

○佐藤祐司財政課長 今、質問者お尋ねのとおり、国保会計の赤字については、今年度、3億円ちょいですね、累積赤字まで含めて4億円程度の赤字が見込まれているところでございます。一般会計のほうからも、行動計画にのっとりまして、単年度赤字分については何とか支出をしたいということで、今後の見込みでも留保をしているところでございますけど、できる限りはその計画に基づいて赤字補てんをしていきたいと考えております。29年度までに累積赤字の解消を図るというような大きな目標もございましたので、できる限りその線に沿って対応してまいりたいというふうに考えております。

それから、下水道の負担金、繰出金につきましては、どうしても下水道事業と申しますのは、単年度の維持管理経費もなんですが、公債費の負担というのも多ございます。その部分も含めて、どうしても使用料で賄うというのは厳しい状況もございまして、ある程度は一般会計から今後も繰り出していくということは必要になるかと思っております。ただ、面積につきましては、今後、拡大ということではなくて、今後につきましては、やはり処理場等の改築も含めまして、改修費用ということが毎年出てくるということになるかと思っております。さらなる拡張というようなことにはなっていないというふうに考えております。

○4番城森史明議員 先ほどの過疎債というのが、その話が出ましたが、有利な過疎債を枕崎市も採用、活用できるようになってですね、土木建設費が増加してですね、その結果、市内の建設業界の活性化につながっているんじゃないかと思っていますが、過疎債活用の中でですね、一般財源からの出費が減るわけですから、その一部をですね、基金の積み立てに回せないのか、100%建設の土木費に使うんじゃないかと、5,000万でも3,000万でも、それを一般財源から出費が少なくなる分、その分を基金に回せないのか、そういう考え方はできないんですか。

○佐藤祐司財政課長 御存じとは思いますが、これまでも財政状況が厳しい中、建設事業につきましては、ほぼ100%を、地方債を借り入れる中で推進してきております。ただ、26年度以降違いますのは、単なる借金を活用して事業推進をするか、過疎債を活用して30%負担で、今後の負担ですね、30%負担で推進するかという違いでございますので、その影響が単年度に出るという話ではなくて、今後の公債費負担に出てまいります。ですから、これまでも財政状況が厳しくて、建設事業に一般財源を工面してということではなくて、建設事業については、これまでも借金でしてきた。ただ、過疎債を活用できるようになって、有利な地方債を活用できるようになった。それで、将来に向けて負担比率は減ってくるというような流れになりますので、毎年毎年の財源が浮くということではございません。

ただ、一部、過疎債はソフト事業への充当というのも認められております。6,000万円ちよいあったと記憶しておりますが、その部分につきましては、毎年の一般財源について、浮いた部分もございます。その部分については、ソフト事業に借り入れた過疎債について、30%分は、今後、一般財源での負担となりますので、その部分は毎年、減債基金のほうに借り入れた分の30%ということで2,000万円ずつ積み立ては行っているというところでございます。

○4番城森史明議員 基金残高をふやすということが、単純にふやすということについてはですね、そして財政のですね、いろんなバランスがありますから、いろんな面から考えてもらって工夫してもらってですね、ぜひ基金残高を他の市町村並みにですね、最低20億、早く到達してほしいという要望を最後をお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。

農業補助制度についてであります。本市の単独の新規就農支援策についてはどのようなものがあるのか質問いたします。

○川崎満農政課長 新規就農支援策といたしましては、現在、国庫事業では青年就農給付金事業があり、農業研修等の研修中に最長2年間、年間150万円を給付する準備型と、農業を始めて間もない時期に最長5年間、年間最大150万円を給付する経営開始型があります。

農業用機械、施設を導入し、経営改善・発展に取り組む場合、補助残融資について、経営体育成支援事業により事業費の3割を補助する事業があります。また、新たに農業経営を営もうとする青年等に対し、農業経営を開始するために必要な資金を長期、無利子で貸し付ける青年等就農資金により支援しているところでございます。

市の事業といたしましては、国庫事業と重複をしないことを前提に、平成17年度から枕崎市農業人材育成事業（ファームサラリー制度）を実施しております。これは、枕崎市に住所を有し、または有することが見込まれるものについて枕崎市内で就農を希望している者で、18歳以上50歳以下であり、生産物の販売及び生産資材等について農協利用を基本とし、原則として農協の生産部会へ加入する新規参入就農者を対象に、市、農協、受け入れ農家、受け入れ農家がない場合は、みずからを受け入れ農家としますが、この3者で支援するものでございます。

最長2カ年の研修期間については、市、農協がそれぞれ月額3万5,000円、受け入れ農家が8万円を支給、就農後は最長1年間、単身者に対して、市、農協がそれぞれ月額3万5,000円、受け入れ農家が8万円を支給、配偶者を有するものにつきましては、市、農協がそれぞれ月額6万円、受け入れ農家が8万円を支給し、新規参入就農者の育成、確保に努めております。また、農

業後継者については、祝い金として6万円を一括支払い、南さつま農協では6万円相当の現物、小農機具等を支給しているところがございます。

○4番城森史明議員 そのファームサラリー制度ですが、国の青年就農給付金がありますよね。それが重複はできないということですが、年齢別に分けられるんですか。それが、青年就農給付金が該当する分と、それが該当されない、市のこのファームサラリーがされるわけですよね、そういうことですよね。どういう条件になったときにそれができるんですか。

○川崎満農政課長 これは、青年就農給付金について、される方については、市の事業は重複しないということですので、年齢とかは関係ないところがございます。

○4番城森史明議員 青年就農給付金には、たしか年齢制限があったと思うんですよね。だから、例えば50歳の方が就農する場合には、このファームサラリーになるんじゃないですか。たしか40歳からじゃなかったですかね、そういう。

○川崎満農政課長 青年就農給付金の場合については45歳までということですが、現在のところはそういう年齢、そういうことは可能であるということでございます。

○4番城森史明議員 そしたら、これからすると、45歳から50歳までは、このファームサラリーで支援するということですね。

○川崎満農政課長 年齢でいきますとそうなりますが、市のファームサラリーの実施要綱の中で、重複をしないというふうになっておりますので、すいません、先ほどは年齢を申し上げましたが、重複しないものと考えております。

○4番城森史明議員 これを見ると研修というのがありますが、先ほど、これは農家研修ということですか。具体的に、それと農家研修ということなのか、それと5年間の実績はどのようになっているのか質問いたします。

○川崎満農政課長 研修につきましては、市内で研修をすると。5年間につきましても、市内で受け入れ農家のもとで研修を積むというふうに解釈しております。

○4番城森史明議員 5年間の実績は、どのようになっていますか。

○川崎満農政課長 5年間の実績と申しますと、給付金の実績、金額の実績でしょうか。

○4番城森史明議員 要は、ファームサラリーで支援した実績ということで、件数でいいと思います。

○川崎満農政課長 枕崎市農業人材育成事業が開始した平成17年度からの実績でございますが、ここ5年の実績ではございますが、平成17年度から青年就農給付金事業が始まった平成24年度までの実績は13名の方に支給いたしました。そのうち10名が現在も就労しておるところでございます。離農した3名については、1人が離農による返還、2人が経営不振による廃業となっております。

平成24年度以降は、3名が枕崎市農業人材育成事業（ファームサラリー制度）による支給を受けておりますが、2名は農業後継者として祝い金の支給を受けているところがございます。1名は新規参入でありましたが、研修段階で就農を断念しているところがございます。

○4番城森史明議員 それと、これと似たような制度でですね、経営継承事業というのがありますが、これは後継者がいないため、今後5年以内に経営を停止する意向があり、第三者に移譲してもいいという農業者に対する事業なんですけど、この実績と、それとこの事業に関しては、どのような広報を行っておられるんですか。

○川崎満農政課長 この制度につきましては、全国農業会議所では農林水産省の助成を受け、平成20年度から後継者のいない農業経営を新規就農希望者等の意欲ある人材に引き継ぐ農業経営継承事業というものに取り組んでいるところであります。

鹿児島県では、鹿児島県農業・農村振興協会が窓口となり、移譲農家と経営継承希望者の募集を実施しており、両者の合意（マッチング）後、技術・経営継承実践研修を最長2年行っており

ますが、県内で経営移譲まで達した農家は3件であり、そのうち1件は破綻している状況でございます。経営移譲前の研修まで至ったものは8件という状況でございます。

枕崎市では、平成24年から25年に花き施設農家1件について、関係機関でコーディネートチームをつくり支援しましたが、経営移譲希望者、経営継承希望者（新規就農者）の両者の意見の相違から事業を中止した経緯があるところでございます。

○4番城森史明議員 それと背景ですが、今後、高齢化による農家の減少はもう確実に予測されるわけですよね。そして、5年後の農家数及び農地面積等はどのように推移すると予測しているんですか。

○川崎満農政課長 本市の農家の高齢化は年々進んでおまして、それに伴い農家は減少していくものと思われまます。農地については、農家の高齢化等により耕作放棄地が増加すると思われまます、国・県の進める農地中間管理事業など、農地の集約化を推進していくことにより、大幅な減少はないものと予想されるところでございます。

○4番城森史明議員 実際、農地面積があまり減らないということですが、やはり、基本的にはもう本当、特に桜山地区など、私の近辺でもですね、野菜農家、かんきつ農家が実際、もう5年後に、現在でもですね、ことしもですね、要はもう病気等で農業ができなくなって、そしてもう後継者がいなければ、そこはもう農地はつぶれるわけですね。ですから、これは本当に、こういう経営継承事業とか、直接的なこういう後継者対策、これを積極的にやっぴりやる必要が、今後に向けてですね、あると思うんですがね、その辺はどうなんですか。

○川崎満農政課長 農地面積については、大幅な減少はというか、減少傾向にはあるということ、その耕作放棄地等はどんどんふえていく傾向にあるとは思っております。それらを防止するためには、やはりいろんな、今言われた国の施策、あるいはまた農地中間管理事業、そういったものや多面的機能支払交付金などの事業に取り組む必要があると考えております。

○4番城森史明議員 確かに、そういう直接的なこういう政策を積極的に私はやる必要……、確かに多面的機能というのもあるんですが、それをしたからって後継者が、優秀な技術を持ったですね、農家の、これが継承ができるとは思わないわけですよ。そういう意味で、この経営継承事業などの広報なんかもですね、やはり努めてもらってやっていかないと、優秀な農家の後継ぎがないと、そういうことでどんどん荒廃していくものと思われまますが、以前、何かアンケートで後継者の有無に関しては、アンケートをとったことはないですか。

○川崎満農政課長 私の把握してるところでは、ちょっと把握していないところでございます。

○4番城森史明議員 ですから、そういう5年後にですね、農業をリタイアする、その辺のところも調査してもらって、実際にですね、調査してもらって、こういう高齢化による農家の減少に対して備えなければならないと思いますが、その辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、農家の高齢化に対してですね、市民や農協、銀行等の関連機関と連携し、幅広い意見を求めながら対応すべきと考えまますが、この辺をどのように考えるのか。

例えば、志布志市はですね、志布志市農業公社というものをつくってですね、それとJA、市と3者が連携をした中でですね、研修やら技術の伝達、それと志布志市は研修作物をピーマンに限ってますよ。ピーマン農家を年に3組6名募集するんだと。そういうことで、積極的にこの辺を進めているわけですよね。その中に、志布志市の農業公社とJAと市が一体となってですね、進めているわけです。

これは、そういう意味で、積極的にこれを行っていく意味で、やはり農協との連携、そして銀行もありますよね。銀行も機械代をするときに、有利な利子をつくってもらってですね、そういう連携についてはどのように考えておられるんですか。

○川崎満農政課長 先ほどから申し上げる、今、農家の高齢化対策といたしましては、後継者不足ということで、先ほどから申し上げております、現在している事業といたしましては、耕作放

棄地への対応といたしまして、農地中間管理事業あるいは多面的機能支払交付金などに取り組んでいるところでございます。

今、議員のほうから言われた農業公社等を利用した新しい取り組みでございしますが、こういったものにつきましても、あるいはまた、UIJターンなどの外からの移入者、そういったものもないかということにつきましては、他市の状況等を見ながら考えていきたいというふうに考えております。

○4番城森史明議員　そういうことで、確かに多面的機能、中山間地、農地中間管理事業、これも間接的には効果が出るでしょうが、やはりこういう直接的な制度を拡充しまして、積極的にお願いをしたいと思えます。

それと最後にですね、ちょっと台風16号においてですね、指宿市等ではハウスが倒壊し、大きな被害を受けた。園芸施設共済において、南薩の指宿市、南九州市、南さつま市、日置市、いちき串木野市の5市が、農家が支払う共済掛金の一部において市の単独補助を実施しています。枕崎市のみが実施してないわけですね。

やはり、これからも台風等の自然災害はますます大きくなっていくわけですから、農家の安心・安全のために他市と同様に補助すべきと思いますが、この辺はどのように考えておられるんですか。

○川崎満農政課長　農業災害補償制度は、国の農業災害対策として国が50%の掛金の補助を実施している公的な保険制度であり、農業者にとっては有利な制度であります。しかし、本市においては、過去の災害等での共済金の支払状況等から、民間保険に転換した農業者も多数あるところでもあります。このような状況の中で、農業災害補償制度のみを今以上に負担軽減措置を図ることは、民業圧迫にもなりかねないところでもあります。

現在の補助の状況については、南薩農業共済組合の管内では、南九州市が4年間実施し、27年で打ち切り、他市も3年間のみの期限的实施と聞いております。また、同じ管内である鹿児島市は、枕崎市と同様実施していない状況であります。このような状況を踏まえ、各市の補助の効果、農家の意見等を聞きながら判断していきたいというふうに考えているところであります。

○4番城森史明議員　当然、それは期限つきで構いませんが、やはり、他市がそのようなね、なぜやってるのか、その辺は調べられたんですか。要は、5つの都市がそれをやっているわけですよ。枕崎市だけやってない。確かにそれは民業圧迫というとらえ方もあるでしょうが、やはりほかの5市がやっているわけですから、当然必要性はあるわけですよ。その辺のところはどのようになっているんですか。

○川崎満農政課長　他市の行っている状況は把握しているところでありますが、その理由等については農家への補助、賛助と、支援というふうに解釈しているところであります。

○4番城森史明議員　ですから、これは南九州市が発端なんですけど、要は竜巻みたいなのが吹いてですね、ビニールハウスが倒壊したわけですよ。そしたら、ほとんど保険に入ってなかったわけですよ、実際。だから、これじゃいけないということで、南九州市は補助制度をつくったわけですね、最初に。

ですから、その辺も含めて、当然、ずっと継続ということにはならないと思いますよ。そういう意味で、その辺のところも考えていただきたいと思います。終わります。

○新屋敷幸隆議長　ここで10分間休憩いたします。

午後3時10分　休憩

午後3時20分　再開

○新屋敷幸隆議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、清水和弘議員。

[清水和弘議員　登壇]

○7番清水和弘議員 皆さん、こんにちは。

[傍聴席で発言する者あり]

○新屋敷幸隆議長 静かにしてください。

○7番清水和弘議員 まず最初に、生活情報誌オレンジページと味の素によるジュニア料理選手権に初出品し、団体部門において、全国の中学・高校から団体・個人部門に計2,095点の応募があった中から、鹿児島水産高校食品工学科3年生の男子4人が地元食材を使ったコンカツ料理で準グランプリに輝いたことを皆様を紹介し、お祝いを申し上げます。

さて、枕崎国際芸術賞展入場者数と、国際芸術賞展開催が本市に与えた効果と今後の課題点について質問していきますが、質問には前向きに答弁していただくよう、また、簡潔にお願いいたします。

まず、国際芸術賞展は、国内外で活躍する著名な画家である千住博先生など3名の審査員を招聘し開催されました。市民や美術関係者の期待も大きかったと考えます。また、市長におかれましても、広報紙の新年号のあいさつで、国際芸術賞展について大きな期待をしておりました。そして、市民の多くが、国際芸術賞展開催により国内や海外から多くの来訪者が訪れ、にぎやかな展覧会になるものと期待していた人も多くあると考えます。

そこで、国際芸術賞展は、7月18日から9月4日までの49日間の開催期間でした。前売券は大人800円、高校・大学生600円、団体割引は800円、障害者については大人が500円、障害者大学生・高校生は400円、当日入館料は大人1,000円、大学・高校生は800円となっている状況で、総入館者数は5,875人、チケット売り上げ総数が2,425枚で、入場料集金は212万9,400円となっています。総入館者数5,875人とチケット売り上げ総数2,425枚では、3,500人ぐらいの違いがあります。入館者数が入館料に合致しない原因をどのように判断しているのかお伺いいたします。

○新屋敷幸隆議長 清水議員、今の質問なんですけど、通告した順番と違うんですね。（「これは、前もって総務課長には連絡してやっています」と言う者あり）いや、こちら……。 （「議事進行」と言う者あり）

○2番永野慶一郎議員 すいません、今、突然でございまして、どこにあるのかなと思って見つけたら、一番最後のほうに国際芸術賞展の質問が載ってまして、今まで私も1年8カ月、この議会に出させていただいておりますが、今まで慣例といたしましては、この質問の主題の1番に書いてあります質問から始まって行って、順番に通告どおりにこの質問が流れていくような状況であったと私は把握しております。その内容によりますと、この質問の要旨のところですね、この順番が前後するっていうのはあるかとは思いますが、主題が変わるということは、実際あっていいことなのかどうか。今回これが認められれば、今後の定例会におきまして、一般質問でですね、順番が入れかわるというのもまかり通ることになっていくのではないかと思いますので、ちょっと議長、判断をお願いします。（「異議なし」と言う者あり）

○7番清水和弘議員 これは、今まで質問の順番っていうのはですね、質問者の権利といわれるのか、こうして今までもやってきていますよ。

それと、今回変えたのは、教育委員会の総務課長にはもう以前に相談して、そして議会事務局の事務局長にも連絡は行ってるはずですよ。

○2番永野慶一郎議員 すいません、今回のこの定例会に当たりまして、始まるに当たりまして、議会運営委員会でのこの議案等について話し合いをして、それでオッケーということで議会上げているわけですが、中身が変わるというのは全く私ども議会運営委員会にも知らされておりません話で、総務課長にお話しした、議会事務局長にお話しした、私たち今初めて知りまして、私たちに伝わってない話ですが、この状態ですよろしいのでしょうか、議長、お願いいたします。（「その内容は全く変わりません、内容は変わっていませんよ」と言う者あり）

（「議長、不規則発言になるから制してくださいよ」と言う者あり）（「議事進行」と言う者あり）

り)

○9番沖園強議員 本当、私もびっくりしているんですよね。通告に従いまして、一番最後のやつが冒頭来たもんですから、何回もめくってみたんですけど、先ほど2番からもありましたように、議会運営上、また我々議会運営委員会にもこういった一般質問の通告がございまして、それをば議会運営委員会で審議いたしまして、議案上程ということになっております。こんなめちゃくちゃな運営が許されると、今後、非常にいろんな問題を生じると。議会運営委員会をちょっと開いてくださいよ。（「内容は変わっていませんよ、これは」と言う者あり）（「だから、質問通告に従ってやり直せばいいんじゃないですか」と言う者あり）

○新屋敷幸隆議長 今ですね、議運の開催をということで……。 （「それならですよ、もう最初通告したようにやりますよ」と言う者あり）

○13番立石幸徳議員 順番を変えていいとは言いませんけど、過去にも順番を変えたのはあったわけですよ。そしてまた、教育委員会にも言ってるんでしょ。そこは教育委員会のほうは確認してるんですかね。確認してるわけでしょ。

[傍聴席で発言する者あり]

○新屋敷幸隆議長 傍聴席は静かにお願いします。

○13番立石幸徳議員 ですから、私は議運を開くまでもないと思いますよ。議運を開いて、だめだとかそんなことは言えることもできないでしょうし。ただ、できれば、こういう順番になっていますと、一言説明でもあればいいんでしょうけれども、それができ得ないということにはないと思いますけどね。だから、その辺を若干ちょっとおわびぐらい申し上げて、このまま続行したほうがいいんじゃないですか。

○9番沖園強議員 議会運営委員会をちょっと開いてくれんかという要請があつて、動議に対する賛成で、そういう議会運営委員会の開催を求めたわけですけど、議長は、それは判断されたほうがいいよ。

○5番吉松幸夫議員 我々のこの一般質問というのは、今さっき清水議員は教育委員会総務課長と総務課長に連絡したというふうにあります、我々の（「いや、（聴取不能）」と言う者あり）今、私の発言中です。我々の一般質問は、議長に対して一般質問の内容を提出して、それを許可されて一般質問しているわけでありますので、先に教育委員会総務課長と総務課長に話をする前に、議長にその旨連絡するべきだったものじゃないでしょうか。議長をやっばりないがしろにしてると思いますので、その辺はちょっと気をつけていただきたいと思います。

○新屋敷幸隆議長 はい、ここです、沖園議員から動議が出されましたので、一たんここで休憩をとりたいと思います。

この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

議会運営委員会の開催の動議を議題として採決をいたします。

この採決は、起立により行います。

本動議に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、本動議は可決されました。

[不規則発言をする者多数あり]

○新屋敷幸隆議長 暫時休憩します。

午後3時30分 休憩

午後3時56分 再開

○新屋敷幸隆議長 それでは再開いたします。

○7番清水和弘議員 今回、この件については話の行き違いがあったようですが、本当すいま

せんでした。私としては、教育委員会総務課長のほうに連絡、先週報告しておったものですからね、もう事務局長のほうには言ってると思ってましたから、こういうような状況になりました。

そしたらですね、最初の通告に従って質問していきます。

最初の通告はですね、11月広報まくらざきに記載されている水質検査結果報告について、住民の声は、BOD、DOについて説明されているが、理解できないとの声があります。馬追川の汚濁はひどいが、大腸菌などはどのようになっているのかと多くの住民からの声があります。

大腸菌群数については、平均で、平成23年度決算で1,585万5,000個、平成24年度決算では2,444万5,000個、約ですよ、これ。平成25年度決算、1,245万個、平成26年度決算では71万4,000個が、平成27年度決算においては、また210万6,520個とふえているわけでありまして。

この大腸菌群数は、これまでの結果、大腸菌群数は多少減少していると思いますが、この莫大な大腸菌群数の結果について、どのように判断しているのかをお伺いいたします。

[久木田敏副市長 登壇]

○久木田敏副市長 河川の水質検査につきましては、毎年、21地点で年4回、水質検査を実施しておりまして、毎年、広報まくらざき11月号で市民の方々に公表しております。

検査結果の詳細につきましては、担当参事が説明いたしますが、お尋ねの大腸菌については、23年度から25年度の数値で見えておりますと、幾らかは改善されてきているというふうに考えております。

○加藤省三市民生活課参事 BOD、生物化学的酸素要求量とは、水中の有機物などを分解するのに微生物が必要とする酸素の量であらわしたもので、数値が高いほど水質は悪くなります。DO、溶存酸素量とは、水中に溶けている酸素の量をあらわしたもので、数値が高いほどその水はいい状態でございます。一般的に水質状況を示す場合は、BODとDOが使われておりますので、広報まくらざきでもBODとDOで公表しているところでございます。

御質問の大腸菌群数につきましては、馬追川河口測定地点の数値であります。平成23年度から25年度までは1,000万個から2,000万個台の数値でございますが、平成26年度は71万個、27年度は210万個と、26年度とすると多少増加しておりますが、先ほど副市長からも答弁がありましたとおり、平成23年度から25年度の数値と比較しますと、1けた少ない数値が計測されておりますので、幾らかは改善されていると考えております。以上です。

○7番清水和弘議員 今、幾らか改善されとるという話でしたけど、この大腸菌群数はですね、どれぐらいが、本市の場合、工業団地だったですかね、この指定がなつとるんだけど、本市の場合、どれぐらいがこの大腸菌群数については適正な値なのか。

○加藤省三市民生活課参事 先ほども答弁いたしましたけれども、一般的に水質状況をあらわす場合は、BODとDOが使われておりますので、広報まくらざきではBODとDOで公表しているところでございます。

質問者がおっしゃいます大腸菌群数とは、人や動物の排せつ物による汚染されている程度をあらわす指標でございます。大腸菌の測定方法では、し尿以外の土壌細菌も計測されているため、しばしば多量の大腸菌群数が測定されることがあります。

馬追川の大腸菌の目標値は、日間平均3,000個以下となっておりますが、これは、枕崎市の河川をきれいにする条例の第7条により、河川の水質保全目標値を定めることができることとなっております。その目標値を定めたときは速やかにその内容を告示することとなっております。その水質保全目標値によると、枕崎の河川は、A類型からE類型までの区分がされております。それによりますと、馬追川河口はE類型ですので、目標値は設定されておられません。しかしながら、この数値を見ますと、大腸菌の河川の数値はかなり高いものと判断しております。

○7番清水和弘議員 今、参事のほうが日間3,000個と言いましたけど、これ1リットル当たり3,000個の数値じゃないんでしょうかね、これ。

そしてですね、この大腸菌っていうのは動物などのふんとかいろいろ言われましたけど、これ、大腸菌群数はですね、病原菌の存在する可能性を示す指標となっております。そのようなことは考えられませんか。動物のふんとか、そういうものだけで増加するんですか、これ。

○加藤省三市民生活課参事 先ほど言いましたとおり、3,000個、リットル当たりの数でございますけれども、これにつきましては、枕崎市の河川をきれいにする条例施行規則第3条の別表にあります事業排水の目標値でございます。河川のほうにつきましては、先ほども申しましたとおりE類型でございますので、馬追川のほうには目標値は設定されていないところでございます。

○7番清水和弘議員 目標値は設定されていないと言いますがね、住民が一番関心を注いでいるのはこの大腸菌とかですね、今から質問する浮遊物なんです。これが結局、汚濁状況になって、住民がひどく汚さを感じているわけなんです。ね。

次にですね、そしたら、浮遊物質量についてちょっと質問します。

平成22年度決算では73あったものですね、平成26年度決算では44.5と減少してるけど、この広報まくらぎきには掲載されてないんですよ。先ほど参事が説明したとおり、本市の場合、酸素要求量と供給量の問題だけ掲載しているわけなんですけどね、一番住民が関心を寄せるのは、この表面上の浮遊物、この汚濁の割合、質なんです。だから、私はこうして、BOD、DOはわかりにくいと、住民には。だから、この大腸菌あるいはこの浮遊物について質問するわけなんです。そしてですね、この浮遊物、これはどのような影響があると考えてますか。

○加藤省三市民生活課参事 浮遊物といいますのは、水中に浮遊する2ミリ以下の不溶性物質をあらわす数値でございます。これにつきましても、市内の河川は水質保全目標値により、AからEまでそれぞれ類型が定められており、馬追川は工業用水3級、E類型であり、この要件といたしましては、ごみ等の浮遊物が見られないこととなっております。特に目標値については定められておりません。

27年度に実施いたしました21カ所の浮遊物検査結果は、A、B、C類型それぞれ目標値を定めている地点で基準値内であり、過去においてもほぼすべての地点で基準値内の数値となっているようでございます。

○7番清水和弘議員 今、私はですね、この浮遊物の影響というのかですね、これはですね、この有機体の浮遊物の比率が高くなってですね、生態系に大きな影響を与えてるんですよ。今、参事が言ったこととはちょっと違いますよ。

それからですね、次に移ります。

河川の水質保全目標値部分で、本市の川をきれいにする条例で定められた数値、目標、類型AからA、B、C、DがなくEとあるんですけど、この河川の環境基準で、Eの場合、基準値は生物化学的酸素要求量、BOD、これはリッター当たり10ミリグラム以下となっております。ね、これ。河川の環境基準、類型Eの利用目的の適応性、工業用水、これは3級ってなってるんですよ、本市の場合はですね。そしたら、環境保全となっているんですけど、これが理由で本市の環境改善というのは進まないわけなんです。こういうことでは、BOD、DOだけではですね。だから、これをよくするためには、私はやっぱりこの浮遊物、あるいは大腸菌群数、これについても大きく改善する目的があると思うんですよ。

私は今、市報にですね、全く、BODとDOしか載ってないですよ、これ。これを市民が私に言うたんですよ、これ、わからないと。わからないから大腸菌とかですね、この浮遊物、表面の濁った状態、これを何か数値であらわせんのかと質問されたから、私はここにこうして質問してるんですよ。

最近は、少しだけなんですけどね、BOD、改善はされてますけど、このBOD、DO、この目標値は本市の場合、設定値内にあると思われるんですか。

○加藤省三市民生活課参事 御質問について、先ほども答弁いたしましたけれども、枕崎市の河

川をきれいにする条例第7条第1項で、河川の水質保全目標値を定めることができ、第2項に、定めたときは、速やかにその内容を告示しなければならないとあります。これによって、平成11年の7月28日に河川の水質目標値について告示を行っているところでございます。

それと、設定が緩いのではないかと御質問でございますが、類型設定において、花渡川は県においてA類型設定とされてはいますが、この御質問の馬追川とかここら辺の河川につきましては、E類型設定としています。

設定の仕方としてはですね、上流のきれいなところほど設定を格上げし、下流の家庭からの排水や工場排水が多いところほど設定を格下げするような仕組みでございます。国の環境基本法の環境基準に基づきまして設定をしておりますので、設定の見直しにつきましては慎重にしなければならないと考えております。

○7番清水和弘議員 次にですね、河川浄化のため、毎年、河川愛護月間を、本市の場合、設けて活動してるわけですね。この活動っていうのはどのような活動なのか、そしてこの活動による効果はどのような効果が出てきて、市民には定着されてるのかを質問します。

○加藤省三市民生活課参事 河川愛護運動は、鹿児島県河川愛護運動実施要領により、毎年5月21日から6月20日まで県内で実施されております。本市におきましても、広報紙等により広く市民に広報・啓発をしております。

河川愛護活動について、特に市で行う行事等はありませんが、各地域で河川の草払いなどが実施されています。また、7月にはふるさと美化活動を7月の第1日曜日と、予備日といたしまして第2日曜日に実施しており、28年度の実績でございますけれども、102団体3,700名の参加があり、それぞれの地域で美化活動に取り組んでいるところでございます。以上です。

○7番清水和弘議員 次にですね、この川をきれいにする条例第16条にはですね、必要と認めるときは河川浄化推進員を置くこととあります。この施行規則ではですね、定員が6人以内となっているんですけど、この選任に当たってはどのように決めてるのか、また、その活動の効果はどのような状況になっているのかをお伺いします。

○加藤省三市民生活課参事 御質問のとおり、枕崎市の河川をきれいにする条例第16条により、河川浄化推進員を置くことができるとなっているため、河川浄化推進員を各校区、それぞれ1名の計5名を任命し、地域の河川の水質の状況及び河川環境の監視を実施し、毎月、報告書を提出していただいているところでございます。報告書の中で、河川の白濁や河川への流木等の状況などの報告を受けまして、現場を確認し、関係機関への連絡や事業所への対応を行っているところでございます。

今後も引き続き、市内の河川水質等の監視パトロールを実施していただき、河川浄化の推進を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○7番清水和弘議員 次にですね、平成23年度に馬追川河口のヘドロの状況や悪臭について、私ら清流を取り戻す会をつくる以前のメンバーでですね、調査したわけなんです。そうするとですね、スコップで60センチぐらい掘った時点でヘドロ化して、すごい悪臭が出たわけなんです。そのとき、初めてこの清流を取り戻す会というのが、一部の人の声があって発足したわけなんですけどね。

それから、この馬追川流域の汚染状態を多くの市民に認識してもらおうと思って、草刈りなども始めました。それから、これだけでは改善しないと思って、我々清流を取り戻す会はですね、行政との意見交換を提案して、1回は実施されました。ところが、2回目に要望したときに、この意見書の文書の書き方が悪いと言われて中止になりました。これはどういう理由なんですか。私は、この意見交換の文書が悪いというのであれば、行政のほうでですよ、書きかえればいわけなんです。なぜこういうのを中止したんですか。

○加藤省三市民生活課参事 意見交換会につきましては、平成24年4月24日に清流を取り戻す

会と市の関係課で実施をし、その中で改善に向けての協議がなされております。

第2回目の意見交換会を申し込んだ際、文書の書き方が悪いと言われて実施できなかったことについては把握をしておりません。以上です。

○7番清水和弘議員 その当時の環境課の課長もおられると思いますよ。確認はできると思いますよ。確認はされましたか。

○加藤省三市民生活課参事 確認はしておりますけれども、そのようなことについては把握はしておりません。

○7番清水和弘議員 全く、私がうそを言うともみたくないじゃないですか。ちゃんと、そしたら後で私は書類を提出しますよ。今、あそこに見えてますよ、その当時の課長も。

それからですね、今度は、本市の各地域で環境浄化活動が行われており、清流を取り戻す会や尻無川の自然環境を守る会、会においてはいろいろなコストが発生してるんですよ。そういう場合、市の補助金、2級河川については県の補助金等があると思いますけど、これの補助金の目的はどのようなことなんですか。

○加藤省三市民生活課参事 補助金の目的につきましても、河川をきれいにするということが目的でございますけれども、ちょっと答弁させていただきますと、平成24年度から市の単独事業といたしまして、枕崎市河川水質保全事業を実施し、清流を取り戻す会と尻無川の環境を守る会にそれぞれ補助金を交付しており、実績報告書と収支報告書の提出をしていただいております。この事業は、補助金交付要綱第2条第2項の補助対象事業の環境美化活動といたしまして、先ほども言いました河川・海岸の清掃活動となっております。実施しているところで、特に普通河川、準用河川などの区別はなく実施しております。28年度からは、事業名は枕崎市環境保全促進事業と変わりましたが、河川浄化活動につきましても、引き続き同じ補助を実施しております。

また、参考までですけれども、南薩地域振興局建設部のほうで実施しているみんなの水辺サポート推進事業において、河川・海岸の清掃、草刈りなどの美化活動を県が支援し、補助金を交付しているようでございます。この事業についても、実績報告書の提出がなされていると伺っているところでございます。以上です。

○7番清水和弘議員 今、実績報告と言われまして、実績報告だけじゃなく、私としてはですね、その収支決算、これも同時に提出されるべきだと思うんですけど、そういうのは必要ないんですか。

○加藤省三市民生活課参事 収支決算報告書につきましても、先ほど答弁いたしましたとおり、市の事業につきましても提出をお願いしているところでございます。

○7番清水和弘議員 次にですね、本市の川をきれいにする条例第13条に、「事業排水を河川又は公共用水路に排出しようとするときは、規則で定める排水目標値に適合するよう努めなければならない」とあります。

本市には、いろいろな事業が存在するが、排水目標値に適合していない事業所はどのくらいあるのか。また、排水目標値をクリアしていない事業所のために、住民や観光客に対してどのような影響を与えているのかを答弁してください。

○加藤省三市民生活課参事 事業所排水水質検査につきましては、毎年、30カ所程度実施をしており、平成23年度、34事業所のうち基準を超えた事業所が7事業所、平成24年度は1事業所、平成25年度は29事業所のうち2事業所、平成26年度は30事業所のうち9事業所、平成27年度は28事業所のうち4事業所でございます。

基準を超えた事業所につきましては、改善勧告の文書を送付し、改善計画の提出を要請しているところでございます。

住民や観光客等への影響については、現在、実施しております事業所は、市街地ではなくほとんど郊外にあるようでございますが、水質汚濁や悪臭等の影響はあると考えております。

○7番清水和弘議員 今、参事は郊外と言いましたけど、火之神公園方面、ここには多くの水産加工業者がありますよ。

それからですね、平成27年度だけを言いますと、28事業所のうちクリアしてるのは4事業所と言いましたが、この数値で納得しとるんですか。

○加藤省三市民生活課参事 クリアしているのが4事業所ではなくてですね、28のうち4事業所が基準を超えているということで、クリアしてるのは24事業所でございます。

○7番清水和弘議員 クリアしてないこの4事業所についてはどうなんですか。いろんな措置等したと思うんですけど、どのような措置をしたんですか。

○加藤省三市民生活課参事 それぞれ基準値を超えた項目は、どの項目が超えているかということで事業者のほうには文書を送付いたしまして、先ほども答弁いたしましたとおり、改善計画書の提出を要請しているところでございます。

○7番清水和弘議員 私はですね、この改善方法としてですね、排水溝、加工業者のですね、加工場の排水溝にですね、本市の場合、グリストラップを設置してるわけなんですよ。

ところが、今回私が見に行った所はグリストラップじゃなくて、スクリーンというのを設置して、そこの出口を見たら、魚の油脂、油分はほとんどないんですよ。

そういうことですね、この排水溝のところに、本市もスクリーンを設置するとかそういう改善策は考えられませんか。

○俵積田寿博下水道課長 本市の下水道区域内につきまして説明いたしますと、水産加工場のかつおぶし及びサバ等の水産加工場につきましては、煮汁以外は直接、下水道本管へ放流できるようになっております。油脂分による工場内の管路のつまりや下水道本管への油分の付着を軽減するために、グリストラップの設置をお願いしているところでございます。

その設備といたしましては、前段に網かごを設けまして夾雑物を除去し、後段部分につきましては3から4層に分けまして、油分の浮上分離を行っているところでございます。たまった油分につきましては、産業廃棄物となるため、水産加工業者において専門業者に委託して処分するようお願いし、また、グリストラップの清掃等の適切な維持管理もあわせて指導を行っているところでございます。

○7番清水和弘議員 このグリストラップ、ここの掃除、そしてその出口の状況を確認はしてますよ。このスクリーン配置による場合とこのグリストラップ配置の場合では格段に違いますよ。

下水道課長は、このスクリーンについて調査しましたか。

○俵積田寿博下水道課長 一般質問の内容が出された段階におきまして、実際見てみないとどんなものなのかということで、早速、山川町の水産加工協同組合のほうに相談に行きまして、実際、実物を見せていただきました。それで、山川町の水産加工場のスクリーン設備と本市が下水道区域内の加工場につけておりますグリストラップの型式等は違いますけれども、残渣や油分除去を行う工場敷地内の前処理施設としては、目的は同じというふうに考えているところです。

○7番清水和弘議員 目的は一緒ですけどね、除去率ですよ、油脂分ですね。私が見たときは、スクリーンのところから、油分はですね、そのスクリーンの目の、これが、コンマの25メッシュと言われてました。この油分はほとんどメッシュのところに引っかかってですね、下にはもう、きれいな水とは言わないけど、その油分の入っていない水が流れとるんですよ。

だから、本市の場合とは格段に違うと思いますよ。本市の場合、このグリストラップの掃除方法にもいろいろあると聞いていますよ。だからこそ、こうして枕崎の河川、馬追川とかいろいろなところが汚濁されておるわけなんですよ。

私が言うとするのはですね、下水道区域のやつは言うてないんですよ。私が言うとするのは下水道区域外。ただ、下水道区域内の場合は、結局、外に出ないわけですから。でしょ。この区域外のところは外に出るんですよ。だから、そのことで区域外の加工業者においてですね、排水溝のと

ここにスクリーンを設置したらどうかと私は提案するんですよ。どうなんですか、これ。

○加藤省三市民生活課参事 区域外のグリストラップ設置でございますけれども、グリストラップを設置しただけではですね、完全な、汚水といいますか排水防止にはならず、グリストラップで油分を除去した後に、曝気式の汚水処理施設を設置して、それから河川のほうに流せばきれいな水になると考えております。

○7番清水和弘議員 私はですね、曝気装置もいいですよ。ところが、本市の加工業者でもですね、曝気装置もつけてる業者があると思いますけど、下水道区域外でどのぐらいあるんですか。

○加藤省三市民生活課参事 立神地区の下水道区域外で、独自に汚水処理施設を設置している水産加工業者は2社でございます。市内全体の下水道区域外で独自に設置している水産加工業者については、把握できているのは別府地区の6社を含めて合計8社でございます。

○7番清水和弘議員 まず、河川の汚水状態から見てですね、私はこの区域外の加工業者にですね、スクリーンを設置していただけないかと、そういう要望を出すと同時にですね、この設備がですよ、スクリーン、これメッシュ、排水量によって違うんでしょうけど、これをですね、この産地水産業強化支援事業などで補助事業として手当てできないのかお伺いいたします。

○下山忠志水産商工課長 水産加工場の排水処理施設の整備に係る国・県の補助事業ということで、今、質問者の中から産地水産業の話が出ましたけれども、それに特化した補助対象にはなっておりませんで、これまでも加工組合等と調査しながらいろんな該当事業については調査しているところであります。

○7番清水和弘議員 今まで調査した中で最適と思われる事業はないんですか。

○下山忠志水産商工課長 これまで調査しておりますけれども、それに特化した事業というのはまだございません。

なお、公共下水道区域内の加工場につきましては、本市が定めている枕崎市水産加工業環境施設整備促進補助金交付要綱を定めて対応しております。

○7番清水和弘議員 次にですね、市営野球場利用促進のための改善について質問していきます。

現在、本市の県議会議員からも要請があったと聞いていますけど、本市球場のライト・レフト、両翼内外野、ファウルグラウンドの部分ですけど、コンクリート壁になっているわけですよ。この点についてですね、市内の野球をしている方々からも多くの苦情が来ております。また、枕崎市営野球場でプレーしたいと言っている県外のプレーヤーからも、この状況では怖くて打球を追いかけることはできないという声もあります。当局は、プレーヤーからこのような声を聞いたことはありますか。

○米森基保健体育課長兼給食センター所長 市営野球場につきましては、軟式野球を中心に利用され、昨年度、330万円余りかけて、グラウンドの土入れ、内外野の境目の芝はぎ、ポイントマーカーの設置等の整備を行っております。また、昨年台風15号、ことしの台風16号災害で140万ほどかけて修繕し、利用いただいているところでございます。

現在、2020年かごしま国体を見据えた運動施設の整備を優先して行っているところでもあります。

今、御質問のコンクリートフェンスの改善につきましては、多額の予算を必要とするということもありますので、関係各課と連携を図りながら検討していきたいと考えております。

○7番清水和弘議員 今、私最初、冒頭に言いましたけど、県議会議員からの要請があったという話は聞いていますか。

○米森基保健体育課長兼給食センター所長 話は聞いております。

○7番清水和弘議員 それならですよ、県のほうからの指示とかそういうのはありませんか。コンクリート、枕崎市営野球場の改善についてですよ、県議会議員が要望を出しとるわけですよ。このことについて、県のほうから枕崎市の教育委員会のほうには、何らその改善とかそういう話

はありませんか。

○米森基保健体育課長兼給食センター所長 市のほうには何も無いところでございます。

○7番清水和弘議員 私はですね、やっぱり野球をする選手、私も柔道をしとったんですけどね、スポーツ選手というのは真剣にやりたいんですよ。遊びでやっとなるんじゃないんですね。真剣にやるからこそ、技術の向上というのはあるわけなんです。そういうのを考えた場合ですね、壁がコンクリートだという場合は、球を追っかけることもしませんよ、けがをしたらいかんということですね。そういうことをしてたら、技術力は何らついてきませんよ。そういうことも考えてですね、私は、今後前向きに検討していただきたい。これは要望しときます。

それとですね、2番目に、現在、スコアボード内に雨漏りがしていると言われております。以前もこのスコアボード内の修理はしてもらったんですけど、今回は雨漏りがして、漏電につながりかねないというような声もあります。そしてまた、観客席や選手も点数の確認ができにくい状況と考え、他の球場に劣らないようなスコアボードにしていきたいというような要望もありますけど、どうですか。

○米森基保健体育課長兼給食センター所長 スコアボード内の雨漏りにつきましては、昨年度、部分的に電源盤の漏電防止補修工事を行いました。また、ボール、ストライクの表示盤の入れかえ工事も今年度行ったところでございます。

現在、大きな支障もなく利用されており、大規模な改修につきましては、国体にかかわる整備を考慮しながら検討していきたいと考えております。

○7番清水和弘議員 それからですね、球場の内外野両翼の外野フェンスですね、これについてですね、これは周辺に住んでいる住民の方からの苦情なんですけど、軟式の場合は飛んできてそんなにかわらは割れないけど、硬式の場合はすぐ割れてしまうというような苦情があるんですね。そういうことですね、外野フェンスの増設について検討する気はないのか。

○米森基保健体育課長兼給食センター所長 外野金網フェンスにつきましては、平成26年に腐食したフェンスの補修工事を行ったところでございます。

防球ネット増設につきましては、3塁側取り付けだけでも高額な工事費用が必要であると見込んでおります。このようなことから、関係各課と連携を図りながら、今後検討していきたいと考えております。

○7番清水和弘議員 防球ネットの場合ですよ、これまで見積もってもらったことはありませんか。

○米森基保健体育課長兼給食センター所長 見積もっていただきました。

○7番清水和弘議員 その金額はどのくらいになりましたか。

○米森基保健体育課長兼給食センター所長 防球ネットを3塁側の取り付けで6,200万かかるということになっております。

○7番清水和弘議員 それからですね、言い忘れたんですけど、両翼のファウルグラウンドのこのコンクリート壁、これは見積もりをいただいたことはありませんか。

○米森基保健体育課長兼給食センター所長 ラバーフェンス取り付けにつきましても、4,000万ほどかかるということになっております。

○7番清水和弘議員 こういう球場整備についてですね、いろんな補助事業はあると思うんですけど、これらについて調べたことはありませんか。

○米森基保健体育課長兼給食センター所長 事業につきましては、老朽化した施設を長寿命化対策でやっていこうと考えてもいるところでございます。

○7番清水和弘議員 先ほど4,000万、それから6,000万という数字を言いましたけど、長寿命化対策、そういう補助事業でやったらですね、全額負担にはならないわけですよ。大体、何割ぐらいの補助になるんですか。

○**俵積田清文建設課長** この塩浜公園の長寿命化につきましては、建設課のほうで長寿命化計画を立てておりますが、この補助事業につきましては、現在ある施設を改修する、この分については半額の補助となっております。しかし、こういうふうに新規の、ラバーフェンスでありまして、これは新規とみなされますので、この部分とか新たに防球ネットを設置するこの部分についても、新規の施設ということになりますと長寿命化対策の外になってしまいます。そういうことで、補助対象とはなっておりません。

○**7番清水和弘議員** この球場問題、これで最後にしますけどね、いろんな野球好きな経営者等からですね、外野部分にですね、広告塔の看板でも設置してもらえればどうかと。そうすることによってですね、市のほうも競技場の管理運営費が浮いてくるんじゃないかという話があるんですけど、この辺は各経営者に確認したことはありますか。

○**米森基保健体育課長兼給食センター所長** 企業やスポンサーからの広告塔設置の話につきましては、具体的な話を聞いておりませんので、そのような話があれば、野球場利用者に支障がないかどうかを考慮しながら、今後勉強していきたいと思います。教えていただければありがたいです。

○**7番清水和弘議員** 設置を要望している人たちが、私のとこに来てますから、以前も打ち合わせのときに話をしたと思うんですけどね、今回また私、説明します。

それから次にですね、新広域ごみ処理施設建設推薦地及び中間貯蔵施設設置について質問していきます。

本市の新広域ごみ施設建設推薦地面積は、最初の段階では、たしか2万1,630平米だったと思うんです。ところが、最近になって資料を見たところ、1万1,000平米増加しております。3万2,630平米になってるんですけど、この理由は何でしょうか。

○**加藤省三市民生活課参事** 新広域ごみ処理施設建設候補地の用地の条件といたしまして、おおむね2ヘクタール以上の土地ということでしたので、当初、本市の推薦地として1筆の2万1,638平米で報告をいたしました。

建設候補地検討委員会の協議の中や枕崎市議会の中でも、本市推薦地の有効面積や進入口付近がカーブであるために、搬入の際、交通渋滞などが懸念されるとの指摘がありました。この課題を解決するために、隣接地の所有者に確認をいたしましたところ、売却可能とのことでしたので、南薩地区衛生管理組合事務局と新広域ごみ処理建設候補地検討委員会に面積増で報告をいたしまして、了解を得たところでございます。

○**7番清水和弘議員** そういうことだったらですよ、この1万1,000平米というのは、入り口付近ということでの理解でいいんですか。

○**加藤省三市民生活課参事** 入り口付近から上のほうまで含めましての数字でございます。

○**7番清水和弘議員** 今回ですね、この新広域ごみ処理施設建設推薦地なんですけど、これは結局、私が思うに、今現在、南さつま市の金峰、あそこで今ボーリングをしてると。12月中旬ぐらいには結果が出ると言われていますけど、もしですよ、建設地が南さつま市に決定した場合、本市の場合は建設における覚書第6条に書いてある、これを遵守するということの理解でいいんでしょうか。

○**加藤省三市民生活課参事** 現在、4市で広域ごみ処理施設建設に向けて協議をしているところでございまして、建設候補地検討委員会からの答申について、4市長による協議会で候補地について検討している段階でございます。

○**7番清水和弘議員** だからですよ、検討委員会でしてるわけですけど、これが本市じゃなくて別のところに決まった場合もこの覚書を遵守するのかっていうことなんですよ、私が言うのは。

○**加藤省三市民生活課参事**

○7番清水和弘議員 これは、覚書はですよ、ちょっと読みますよ。もう時間もないけど、もうこれやめときます。これ、覚書は、守るためにちゃんと4市で決めたわけでしょ。ちゃんと守るとか、守らないなら守らないとか言うてくださいますよ、こんな。いいかげんな答弁はだめですよ、こんな。（「市民生活課参事」と言う者あり）いや、もういいですよ、もう時間ないから。次に行きます。

やってきました、この国際芸術賞展。

[傍聴席で発言する者あり]

○新屋敷幸隆議長 お静かにお願いします。

○7番清水和弘議員 もう市長がないから、もう次に飛ばしていきますね。

この国際芸術賞展で入館者数、これが5,875人、チケット売り上げ枚数が2,425人、この差っていうのは3,450人あるんですよ。これはどういう理由でこういうふうになったんですか。

○橋元正博文化課文化係長 今、議員からありました全入館者数5,875名から有料入場者数2,425名を差し引きました3,450名の内訳を申し上げます。うち1,218名がイベント入場者でございます。また、中学生以下の子供たちの入場が770名でございます。また、招待券等で入場した方が1,462名となっております。これが、3,450名の内訳となっております。

○7番清水和弘議員 この、そういうですよ、提出する場合、私も何回も計算したけど全くわからないもんですからね、なぜこんな違いが出るんだろうかと、本当、頭を悩ませましたよ、これで。1週間ぐらい本当、悩ませました。何でだろうと。

大体ですよ、このチケットを購入したときは、この日にちおきに大体銀行に入れるわけですね。最初から入金はおかつとるはずなんですよ。なぜ最初から入金のところを教えていただけなかったのか、その理由は何ですか。

○橋元正博文化課文化係長 今、御質問のありました統計表の件ですが、日ごとの入場者数、また、入場料金の統計は日々とっておきまして、ただ、会計のほうに入金する際に、1日ごとにとというのが難しい状況の場合がございます。2日、3日まとめて入金するということでしてございました。よって、日ごとのですね、入金状況統計表、これが事前にちょっと作成ができていなかったところがございます。

○7番清水和弘議員 今、係長は、1日、2日とかまとめてと言いましたけど、それを忘れる場合もありますよ、毎日入金しないとですね。これが会計の基本ですよ、これ。そんなことは通用しませんよ、これ。大きな問題になっていきますよ、これ。

それからですね、7月24日にはアートマーケット、これに1,379人、入場料が4万1,000円となっております。それと、骨董市に359名、それとワークショップに132名、いずれもこの入場料金と合致しないんですけど、これはどういうことですか。また、これを入場者数として、全入場者数として投入した理由は何ですか。

○橋元正博文化課文化係長 今、御質問のありました件ですが、イベントは今回、枕崎国際芸術賞展と一体の取り組みとして初めて実施したものでございます。そうしたことから、入館者としてカウントしたところがございます。また、イベントが屋外で行われた関係であったものですから、その点でちょっと差異が生じているものと考えております。

○7番清水和弘議員 このアートマーケットで、この入館者数は何人なんですか。ここには44と書いてますけど……、どうなんですか、これ。アートマーケットの入館者数。

○橋元正博文化課文化係長 7月24日のアートマーケットの来場者が1,000名としてございます。また、8月14日の骨董市でございますが、200名としております。

○7番清水和弘議員 これは、全員が入館したという計算で、このような総入館者数に記入されとるわけですか。

○橋元正博文化課文化係長 先ほども申し上げましたが、今回、そういった一体の取り組みとして、初めて実施したものでございまして、入館者としてカウントしたところでございますが、御指摘のような誤解を与えるようでしたら、実際に南溟館に入館した人とそうでない人と分けて計上したいと考えております。

○7番清水和弘議員 今回ですよ、いろいろな賞賜金とか報償金、いろいろ経費をかけていますけど、この国際芸術賞展にかかった経費は幾らぐらいなんですか。

○橋元正博文化課文化係長 現在、決算について整理しているところでございますが、歳出額といたしまして1,979万ほどとなっております。

○新屋敷幸隆議長 本日は、これをもって散会いたします。

午後4時54分 散会

本 会 議 第 3 日

(平成28年12月6日)

平成28年枕崎市議会第6回定例会

議事日程（第3号）

平成28年12月6日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	永野 慶一郎 議員（66ページ～ ページ） 下竹 芳郎 議員（ ページ～ ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
本 田 親 行 総務課長
下 山 忠 志 水産商工課長
佐 藤 祐 司 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
田 中 義 文 健康課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長
俵積田 寿 博 下水道課長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長
松 田 博 監査委員事務局長
吉 留 謙 二 建設課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事
尾 辻 のぞみ 会計管理者兼会計課長
田 代 芳 輝 教委総務課長
豊 留 信 一 生涯学習課長
中 原 浩 二 消防長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長
山 口 太 総務課行政係長

久木田 敏 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
原 田 博 明 市民生活課長
山 口 英 雄 福祉課長
川 崎 満 農政課長
東中川 徹 税務課長
福 元 新 水道課長
神 山 芳 文 市立病院事務長
山 崎 公 広 監査委員
平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
永 江 隆 水産商工課参事
俵積田 光 昭 選管事務局長
丸 山 屋 敏 教育長
木之下 浩 一 学校教育課長
米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
森 菌 智 之 消防総務課長
橋 元 正 博 文化課文化係長

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

この際、申し上げます。

市民生活課参事から、12月5日の本会議一般質問における発言について、発言を求められておりますので、許可いたします。

○加藤省三市民生活課参事 昨日の清水議員の一般質問の中で、別な場所に決まった場合も覚書を遵守するののかといった内容の質問があり、答弁をいたしました。私が質問の趣旨を取り間違えて答弁をいたしました。

覚書については、当然、遵守すべきものであります。深くおわび申し上げ、昨日の私の答弁は取り消しといたします。

○13番立石幸徳議員 私のほうから、昨日、答弁について申し入れをしたんで、私の質問ではありませんのでね、私自身は一応了承します。あと予算委員会、組合議会もありますのでね。

ただ、結果的に質問には答弁していないということになりますのでね、この点だけは確認しておきます。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいまの市民生活課参事の申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、許可することに決定いたしました。

○9番沖園強議員 結局、議会運営上の問題だと思うんですよ。結局、そういった一般質問等で答弁をさせなかったと、答弁を。一般質問等は、質問と応答があって初めてその辺があからさまになってくると。その答弁をさせないという議会運営上の問題が私は根底にあると思いますよ。その辺は、また後もって議会運営委員会等で確認をし合ったほうがいいと。

○7番清水和弘議員 私は、ちゃんと答弁の時期もちゃんと置いてますよ。今のこの9番議員からの意見はちょっと検討違いだと思います。

○新屋敷幸隆議長 この件については、また次の機会の議運等で話し合いをしたいと思っておりますので、よろしく願います。（「その辺は議事録を見れば、すぐわかります」と言う者あり）

それでは、会議を進めます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

昨日に引き続き一般質問を行います。

永野慶一郎議員。

[永野慶一郎議員 登壇]

○2番永野慶一郎議員 皆様、おはようございます。

本日の一般質問を行いますに当たりまして、あらかじめ提出いたしました通告に従い、質問を行ってまいります。

思い起こしますと、昨年の中ごろは、テレビ、新聞等で地方創生という言葉や文字が飛び交い、本市でも枕崎市地方創生総合戦略の策定に向け、私ども議会も地方創生に関する調査特別委員会を設置し、いろいろと議論を重ねておったのを思い出します。しかし、最近では、地方創生という言葉を目にしたたり、耳にする機会もだいぶ減ってきているなど感じているきょうこのごろでございます。

そこで、私は、本市の地方創生総合戦略の現状はどうなっているのかが気になり、枕崎市地方創生総合戦略を読み返したわけでございますが、その中に「毎年、P D C Aサイクルを実施し、地方創生総合戦略に記載された事業が適切に実行されるように進行管理を行います」と書かれているのを目にいたしました。皆様も御承知だとは思いますが、このP D C Aサイクルといひます

のは、計画を立てて、それを実行し、実行していく中で問題点がないのかを検証し、問題点があれば、それを改善してまた次につなげていくという、そういったサイクルを繰り返すことによって、よりよい計画に向かって、立てた計画の実現に向かって進んでいくというのがこのPDCAサイクルでございますが、PDCAサイクルは、果たして年に1回実施するだけで本当にいいのかと考えたとき、必要であれば適宜検証をし、問題点を改善していかなければいけないのではないかと考えたわけでございます。

PDCAサイクルのA、アクションと呼ばれるところでございますが、今までは改善をするというふうに訳されておりましたが、最近では、PDCAのAはアジャスト、調整をするということに変わってきているのだと先日お聞きをいたしました。

検証したものをよりよい方向に向かうために調整する。そのためにPDCAを行う間隔は、短いほうがよいのではないかと私は考えるところでございます。計画・実行していく中で、問題点が見つかったら早目早目に調整することで、目標には達していなくても、目指すところのより近い位置に持っていくことができるのではないのでしょうか。

そこで、今回の一般質問では、枕崎市地方創生総合戦略を主にお尋ねすることといたします。

まず、最初の質問ですが、子育て世代経済支援事業についてですが、2016年9月15日の毎日新聞のインターネットニュースに掲載されていた記事によりますと、日本産科婦人科学会が集計した、2014年に国内の医療機関で実施された体外受精の件数は39万3,745件で、その結果4万7,322人の子供が生まれ、いずれも過去最多となり、2014年の総出生数は約100万3,500人で、体外受精で生まれた子供の割合は約21人に1人となっているとの記事がございました。

本市でも、ことし4月より不妊治療費助成事業がスタートしましたが、4月以降、今までに助成金を申請した方または相談をされた方は何名くらいいるのかお答えください。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 永野議員の御質問への答弁に先立ちまして、きのう、体調不良によって本会議を欠席し、議員の皆様方に御迷惑をおかけしたことについて、おわびを申し上げます。

子供を安心して産むための環境づくりとして、子供を望む夫婦の経済的負担を軽減するため、今年度から不妊治療への助成を実施しています。本事業が十分活用されるよう取り組みを進めていきたいと考えています。

詳細については、担当課長が答弁します。

○田中義文健康課長 今年度から実施をしております不妊治療費助成事業の申請受付件数は、11月末現在で特定不妊治療1件となっております。相談件数は、申請を受け付けた以外に3件程度受けております。

○2番永野慶一郎議員 全国的に体外受精を受けられる方、ふえてきている、増加傾向にあるという中で、本市での件数1件ということでございますが、少ないような感がございますが、これ何か原因があるのか、健康課のほうでは原因というのは究明されていないのでしょうか。

○田中義文健康課長 現在までの申請件数が1件ということで、少ない理由につきましては、加世田保健所によりますと、県の助成事業は、特定不妊治療が終了した日の属する年度内に申請することとされているため、年度内に申請が集中する傾向にあるという説明でございました。

本市に対しては、県の助成事業を受けていることが本市の申請要件となりますので、その県の承認を受けた後に、申請が本市のほうに来るのではないかとというふうに考えております。

○2番永野慶一郎議員 年度内での申請ということでございますが、そう言いますと、3月末までの申請ということで、今から2月、3月にかけて、年度末に向けて申請者がふえていく可能性があるということでしょうか。

○田中義文健康課長 県の保健所の説明によりますと、先ほど言いましたように、県の申請要件が、年度末までに申請をいたしまして、その承認を受けてから本市に申請することになると思

ますので、年度末か来年度4月にまたいで申請がふえるのではないかとこのように考えております。

○2番永野慶一郎議員 6月定例会の吉松議員の一般質問の中で、不妊治療費助成事業の対策はどうなっているのかとの質問がありまして、市民及び産科医療機関に対し、事業の周知を図っていくと答弁されていますが、ちゃんとそういったところへの周知というのはなされているのでしょうか。

特に、特定不妊治療といいまして治療費が高額になる治療法でございますが、この治療、県内5カ所の病院です、この治療を施すことができるとなっておりますが、そういった5件の病院にはちゃんと周知を図っているのか教えていただけないでしょうか。

○田中義文健康課長 市民に対しては、不妊治療費助成事業の周知を図るため、市のホームページに事業内容を掲載するとともに、市の広報紙においても今年度2回記事を掲載いたしました。

産科医療機関に対しては、事業の周知を図るため、市内の産科医療機関及び市外の主要な産科医療機関と連携を図っております。

また、先ほども申し上げましたように、不妊治療費助成事業のうち、特定不妊治療及び男性不妊治療につきましては、鹿児島県の不妊治療費助成事業の承認を受けていることが本事業の申請要件となりますので、県の助成事業の窓口である加世田保健所と連携を図って、申請漏れがないようにということで努めているところでございます。

○2番永野慶一郎議員 今のお話をお伺いしますと、まず保健所のほうに申請が来るので、申請漏れはないということだとは思いますが、申請以前の周知ですね、この助成事業のことを知っているのか知っていないのか、まずそこが大事になってくるのではないのかなと私考えておるところでございます。先日、特定不妊治療の県の指定医療機関になっている病院の先生とちょっとお話をすることがございまして、この助成金の件についてちょっとお伺いしたんですけども、やはりですね、患者さんでも助成金があるのを知らないと、知らない人がまだ多いですよと、先生はそうおっしゃっておりました。なので、枕崎市だけではないと思いますが、ほかの自治体もだと思んですが、まだまだ周知が徹底されていないのではないのかなという感じを受けました。

その現場に携わる先生の生の声をお聞きしたので、そういったことで間違いはないのだろうと私は実感して帰ってきたわけですが、今後の対策といたしまして、どうやって周知をしていくかでございますが、今から申請をする方がふえてきたら、そういった方たちにですね、差し支えがなければアンケートをとっていただいたりして、どうやってこの助成事業を知りましたかとかですね、こういった周知方法をすれば皆さんに知らしめることができるのかなどとかですね、そういったアンケートなどをとって、そういった工夫をしてみてもいいのじゃないかなと私考えているところでございますが、健康課長のこれからの周知方法、こういったものはどういったものをお考えでしょうか。

○田中義文健康課長 市民に対して十分に周知が図られているかということにつきましては、今後とも、ホームページの内容をもう少し詳しくしたり、再度、市の広報紙への記事掲載をしたいというふうに考えております。

ただいま議員がおっしゃっておられたように、実際に不妊治療をしたいというふうにお考えの方々の意見なり、考え方というのをですね、把握するためには、アンケート調査というのも有効な手段であるというふうに考えますので、前向きに検討したいというふうに考えております。

○2番永野慶一郎議員 私、以前もお話をしましたが、そういった治療を受けられる方の精神的苦痛、肉体的苦痛、これは私たちには取り除くことはできませんが、せめてですね、金銭的苦痛、金銭的なところは何かお手伝いをしてですね、そういった治療を進んで受けていくことができるような、そして子供さんの数がですね、人口増にもつながる話でございますので、そういったところをもうちょっと工夫をしていただきたいと思いますようお願いをしておきます。

続きましての質問でございますが、枕崎の特徴を生かした観光交流推進事業についてでございますが、観光拠点のW i - F i 環境の整備とありますが、現在設置してあるお魚センター、駅前観光案内所、南浜館のほかに、火之神公園に設置する予定はないのか教えていただけますか。

○下山忠志水産商工課長 本市主要観光施設におけるW i - F i 環境の整備状況については、今、質問者も述べられましたけれども、昨年、国内外観光客誘客事業で枕崎お魚センター、そして駅前観光案内所、南浜館に整備をいたしました。また、民間の観光施設でも整備しているところがあることも承知をしております。

お尋ねの火之神公園におけるW i - F i 環境整備についてであります。当該公園は風光明媚であるため景観を親しむとともに、散策やキャンプなど、多くの市民や観光客が利用する拠点施設であります。利用者の利便性を図る観点から見ると、整備の必要性は少なからずあるのではないかと考えられます。

一方、当該公園は、現在、管理人を配置していない自然公園であり、そうした環境においてW i - F i 機器を設置した場合、防犯対策や青少年の健全育成といった面から課題も残るのではないかと考えられます。

今後、当該公園を訪れる観光客の声や、運用の仕方、維持管理方法等、関係機関、関係団体とともに協議して、総合的に研究・検討をしていきたいと考えています。

○2番永野慶一郎議員 今、観光スポットといわれるところには、このW i - F i 環境が整っている所が結構ございます。南九州市のほうでも公園にW i - F i スポットをつくってですね、看板も立っております。防犯上の問題とかそういったのが心配であれば、南九州市の取り組みはどうやっているのかとかですね、情報交換をしていただいて、上手にですね、うちのこの枕崎でもそういったのを取り入れていただきたいと思えます。

特に外国人観光客には、インターネットのそういう環境が整っているところが喜ばれると私思うわけでございまして、外国人観光客を誘致する上でもW i - F i の設置は必要不可欠だと思いますので、早急に検討をしていただきたいとお願いをしておきます。

続きまして、次の質問でございますが、ことし3月、地方創生加速化交付金の交付を受けて、地場産業・観光PR用動画制作事業で、外国語に対応した本市PRビデオやパンフレット等を作成するとのことでしたが、ビデオはいつごろ完成し、主にどこの国や地域でPRする予定でいらっしゃるのか教えていただけないでしょうか。

○下山忠志水産商工課長 地場産業・観光PR用動画制作事業は、外国人を含めた観光客に対して効果的に観光資源や地域の魅力を発信するとともに、あわせて地場産業の魅力と重要性を理解してもらうことに特化したPR動画やパンフレット、ポスターを制作し、これを利用して情報発信を充実することにより、本市への交流人口の増加に加え、移住・定住促進への波及を図ることを目的とするものです。

PR動画は、日本語版と英語版を制作する計画であります。進捗状況は、8月1日付で制作会社と契約を締結し、現在、観光及び地場産業の各素材について、取材や撮影及び編集作業等を行っております。完成は平成29年3月末を予定しております。

作成したPRビデオ等の活用につきましては、日本語版を鹿児島県内外の交通、運輸、旅行業のセールス活動やイベントでの活用、また、英語版は、現在活動を進めている香港やタイ、シンガポールをターゲットとしたプロモーション活動をはじめ、各国の旅行会社等へのセールス活動や香港で開催される旅行博などの展示会、観光連盟主催による外国人誘客セミナー等において効果的に活用して、誘客に努めてまいりたいと考えております。

○2番永野慶一郎議員 3月末に完成予定ということですがけれども、8月1日付で契約をされたということでございますが、枕崎のPRをするという上で、枕崎の四季、春、夏、秋、冬のそういった情景を動画に映してもらえれば大変いいんじゃないかなと思っておったところございま

すが、8月に契約を結んで、それから制作を開始して3月末に完成となると、春、夏のそういった風景等は映っているのかなって今ちょっと疑問に思ったんですが、そこら辺はどうなっているんですか。

○**下山忠志水産商工課長** PR動画につきましては、約10分程度のものでございますけれども、序盤、中盤、終盤というかたちで、最後にダイジェスト版1分程度を入れ込んだ10分程度のものであります。

序盤が、活気ある港町、祭りを含めた花火、港町の風景、カツオのまち、カツオ料理、中盤につきましては、和食文化のルーツ、だし、お茶、紅茶、芋焼酎、終盤につきましては、自然、人情ということで、美しい日本の風景、人々の豊かさ、温泉というふうなかたちで、今、計画を進めているところであります。

御指摘のように、4月からの4カ月間については、この内容で行きますと期間内でございますけれども、それを事前に収録したのもございますので、そういうのも含めてまとめ上げていきたいというふうに考えているところでございます。

○**2番永野慶一郎議員** 大いにこの動画を生かして枕崎をPRしていただきたいと思います。

港まつりの花火の際に、ドローンが飛んでいるのを私見まして、PR用の動画作成用のドローンなのかなと思って見てたんですけれども、今お聞きしたところ、花火の様子とかも映っているということがございますので、大いに活用していただきたいと思っております。

続きまして、外国人観光客の訪問数の件でございますが、過去3年間でどのように推移しているのかお示してください。

○**下山忠志水産商工課長** 外国人観光客数につきましては、駅前観光案内所と各宿泊施設で集計をしております。

駅前観光案内所で集計している外国人訪問者数は、平成25年度96名、平成26年度130名、平成27年度160名とふえているようであります。また、平成28年度は、年度途中でございますが、10月末現在で218人と、既に昨年度を上回っている状況にあります。

次に、宿泊者数につきましては、平成25年度367名、平成26年度388名、平成27年度190名となっております。また、平成28年度は、年度途中でありますが、9月末現在で210名となっております。

○**2番永野慶一郎議員** 駅前観光案内所を訪れる外国人客というのが年々増加をしております。

宿泊をされる外国人というのは、ちょっと27年度は減少にあって、ことしはまたちょっと盛り返しているのかなってというような感がございますが、これどうやって、この案内所を訪れる外国人観光客に関して言えばですね、なぜこういった増加傾向にあるのかっていうのは、担当課のほうでは何か原因を調べていらっしゃるのでしょうか。

○**下山忠志水産商工課長** 外国人観光客につきましては、平成25年度から徐々にふえつつあります。これについては、日本の和食というふうなこと、そして、日本文化の発信というかたちで外国人の方々が興味を持ってきている姿ではないかというふうなかたちで考えておりますけれども、特に平成28年度につきましては、4市1町で取り組んでおります香港を中心とした観光物流構築事業によりましてふえているものと考えております。

また、お魚センターで食事に来られる数でございますけれども、特に香港のお客様につきましては、4月以降だいぶ伸びてきております。4月以降403名というふうなところで、香港が伸びてきているような状況でございます。

○**2番永野慶一郎議員** いろいろなPRが功を奏しているということでございますでしょうか。

それで、そのビデオやパンフレットを使ったこのPR効果っていうのは、今後どのような見込みでいらっしゃるのかをお示してください。

○**下山忠志水産商工課長** PR動画やパンフレットは、ホームページに掲載し、インターネット

を通じた世界中への情報発信や、観光展、イベント開催時での放映により、お客様に対する優しくきめ細やかな情報提供、旅行会社等へのセールス活動など、さまざまな場面で効果的に活用することができ、その効果は、本市の知名度アップや国内外からの交流人口の増加、移住・定住促進につながり、本市のさらなる観光振興、地場産業の振興が期待できると考えております。

○2番永野慶一郎議員 先日、火之神公園に散歩に行った際に、大阪から来られたというカップルにお会いいたしました。私、そこで、なぜきょうはこの枕崎に来られたんですかと、その中でも、なぜこの火之神公園だったんですかということをお聞きいたしました。お聞きしたところ、その方たちの答えがですね、大手旅行会社のパンフレットを見てきたと。そのパンフレットには、立神岩の向こうに沈んでいく夕日が写っている写真があったということで、その写真を見てですね、行ってみたいなということで、宿泊は指宿だったんですけれども、その前にこの枕崎に寄りましたということで返事をいただいたんですけれども、パンフレットのPR効果っていうのはすごいなあと感じまして、本市もですね、いろんなところに営業をする、営業といいますか、いろんな旅行会社とかそういったのもございますので、タイアップしてですね、ぜひそういった写真を載せていただくなり、ちょっとでも枕崎に人が来ていただけるような取り組みをしていくべきではないのかと思います。

効果はもうすごく絶大だと思っておりますので、そのカップルの話を聞いて、何かいいなって感じたところがございますので、ちょっとそこら辺の営業も、課長、取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

続きましての質問でございますが、昨日の一般質問でも課長の答弁がございましたので、続いで質問は割愛をさせていただきます。

その次、6番の、新聞等で、日本を訪れる外国人観光客が買い物メインの観光から体験型観光に変わってきていると報道されていますが、本市ではどのような状況であるのかお聞かせください。

○下山忠志水産商工課長 本市を訪れる外国人観光客の状況であります。これまでも、いわゆる爆買いといった現象は見られないと認識しております。

また、香港をはじめとしたアジア諸国の旅行形態について、近年、団体旅行よりも個人旅行のほうが主流になっているとのことですが、本市主要観光施設に伺ったところ、ことしに入って、香港、台湾などの団体ツアーがふえてきている実態があるとのことでもあります。

各施設で見られる外国人観光客といたしまして、お魚センターでは昼食で利用する香港からの団体ツアーがふえてきているとのことですが、カツオのわら焼きたたきづくり体験やかつおぶし削り体験といった体験メニューを利用されるケースはまだ見受けられていないとのことです。

薩摩酒造明治蔵においては、外国人ということで特に日本人と変わった対応はしておらず、焼酎製造過程の説明とともに、焼酎試飲という通常のコース見学になっているようでございますけれども、焼酎の試飲より梅酒の試飲が好まれているとのことでもあります。

また、4月から観光協会が開始した電動アシスト自転車による市内周遊体験については、台湾からの団体客がこれまでに3回、合計30名の方が利用している状況でございます。

○2番永野慶一郎議員 先日開催されました市民と市議会との意見交換会の中で、観光客誘致として、外国人の方が本市に宿泊して結婚式を挙げるというような企画をしてみたらどうかという市民の方からの御意見がございました。これに対して、外国人の結婚式は教会形式で行われるのが一般的であると聞いているが、本市内の式場には、そのような形式を備えているところはなく、また外国語で対応できる状況にないところであると。今後、研究してみたいと考えるとの担当課からの回答がございましたが、私は逆の発想で、日本だからこそ、日本独自の神式での結婚式が外国人受けするのではないかと考えますが、課長は、そこはどうお考えになりますか。

○下山忠志水産商工課長 本市における結婚式、あるいは本市の出身者による結婚式の形態でご

ございますけれども、さつま鯉節協会によりまして、結婚式のときにかつおぶしの提供をいたしております。

そうした中、本市出身、あるいは結婚式につきましては、約7割程度が市外の結婚式場で挙式を行っているところでございます。残りの3割が本市内ということでございますけれども、その方々にお聞きいたしますところ、やはり若者は教会型というふうなところを好んでいるようです。外国人にも聞いたことがございますけれども、そういうふうなことを、教会型で挙式をされていらっしゃるというふうなところでございます。

今、質問者がおっしゃいました、神式のことについてPRしていったらどうかというふうなことでございますが、今後、研究してみたいと思っております。

○2番永野慶一郎議員 香港等からのツアー客がふえている中ですね、そういったのも一つ考えて、ほかにはない、どこの自治体もやってないような奇抜なアイデアがあってもいいのではないかなと、私、考えるところでございます。私も同じように、何かおもしろい企画ができないのかなとちょっと知恵を絞ってみますので、また御相談等させていただくと思っておりますのでよろしくお願いたします。

続きましての質問ですが、枕崎の観光を盛り上げようと、火之神公園でイベント開催を計画している市民団体がありますが、県立公園である火之神公園でのイベントは開催可能なのか。可能であるとすれば、電源設備を設置し、電気を使用することができるよう整備はしていただけないのか、お願いたします。

○下山忠志水産商工課長 県立坊野間自然公園内にある火之神公園は、枕崎市火之神公園の設置及び管理に関する条例第2条において「市民の健全な保健休養及びレクリエーションの場を提供し、もって利用者の福祉の増進を図るため、枕崎市火之神公園を設置する」とされておりますので、その趣旨に沿ったもので、同条例に定める使用許可条件を満たすものであれば可能であります。

現在、火之神公園は、県の魅力ある観光地づくり事業を活用し、平成27年度の園路・園地整備に引き続き、本年度は照明施設等の整備が実施されておりますので、その中で、イベント等の開催時における電源施設整備について鹿児島県に要望しております。

○2番永野慶一郎議員 現在、県のほうに今年度の事業で電源設備を設置できないのかということで要望しているところであるとございましたが、イベントの音響関係の方にちょっと確認をしてみましたところ、照明を含めた音響設備なら、30アンペアもあれば十分だとの答えが返ってまいりました。

駅前広場のほうも、最初、電源の設置がされていなくて、私どもが後からお願いして電源設備を整備していただいたわけですがけれども、今、駅前を見てみますと、いろんなイベントが行われておまして、その設置していただいた電源設備が大変重宝しているという状態でございます。

火之神公園もですね、観光スポットとしてさらに盛り上げていくために、そういったイベントが行えるような場所づくり、そして、そういった設備等の設置も検討していただけるようお願いをしておきます。

続いての質問ですが、火之神公園のキャンプ場の利用客も多く、シーズン中には大変なにぎわいを見せておりますが、私、2週間くらい前にも火之神公園の駐車場で3台のキャンピングカーを見かけました。キャンピングカーで訪れるお客さんのために、電気供給の設備等の設置は計画していないのかお聞かせください。

○下山忠志水産商工課長 火之神公園を利用するキャンプ客については、県の魅力ある観光地づくり事業を活用した園路・園地整備等により、回遊性が高まり、これまで以上に自然公園のよさ、景観、散策を楽しめるようになったことから増加していると認識を持っております。

キャンピングカーを使ったキャンプにつきましては、利用台数の統計をとっておりますが、平

成27年度は46台、平成28年度は11月末現在で88台と増加している状況にあります。

キャンピングカーでの利用状況につきましては、先ほど質問者のほうも質問されましたけれども、駐車場の一部を利用した使われ方となっております。

現状としては、オートキャンプというふうな整備は、要望は出ておりません。

電源につきましては、利用者にお聞きしたところ、ソーラーの施設を車につけておりまして、それからバッテリーのほうに、キャンプ用のバッテリーを持っておりまして、そのほうに充電をして使っているというふうでございます。

今後、利用者の方々の意見もまだまだ聞きながら、必要性について調査・検討をしてみたいと思っております。

○2番永野慶一郎議員 キャンピングカーで来られた方にお話をお聞きしたということでございます。生の声を聞くのが本当にですね、どうやって今からやっていくのか、そのために一番必要なことだと私は思います。

観光で訪れた人たちにですね、その観光客の目線で、その観光客の立場になって、どういったことをしていけばいいのか、どういった整備をすればいいのか、そこを考えていくのがやさしいまちづくりに、そして観光のまちにつながっていくのではないかと思います。そういった目線で、今後もですね、取り組んでいっていただくようお願いをしておきます。

続いての質問でございます。ふるさと納税についてでございます。

ふるさと納税のポータルサイト、ふるさとチョイスで本市の返礼品を見てみました。ここ数カ月で品数も大幅にふえて、他市と比べても見劣りしない内容になってきているような感じがございます。

6月議会でお聞きした際は、8種類17点であった返礼品は、現在は115品目あると先日の全員協議会でお聞きしましたが、それでは、4月からの納税件数、納税金額は現在幾らあるのかを教えてください。

○神園信二企画調整課長 12月4日現在の集計でございます。件数にしまして1,105件、金額で3,128万9,233円というところでございます。

○2番永野慶一郎議員 昨年度の寄附金が270万だったと思います。12倍ほどもう既にふえているということでございますが、南九州市が11月末ぐらいですかね、2,500万ぐらいだと、きのうお聞きしたんですけれども、枕崎がちょっと上回っているなどと思って、うれしく思ったところでございます。

この返礼品の品数がふえまして、それから比例するように寄附の金額もふえていっていると思いますが、こういったものすごい勢いで納税額がふえておりますが、ふえていく一方で何か苦勞されていることとか、そういった問題点等はございませんでしょうか。

○神園信二企画調整課長 出品の数がふえましたのが、大体10月ごろからでございます。10月、11月、12月のここ4日ほどというところでございますが、ふやしてきたことによりまして、返礼品の発送状況や発送先の管理、ふるさと納税をした方にお届けするのが原則と考えておるんですけれども、その返礼品を、納税をした人ではなくてお世話になっている方のところにギフトとしてお届けくださいとか、さまざまなオーダーが入ってまいります。それへの対応。それから参加していただいている事業者の方々の在庫数の管理、状況把握、さらには納税者への税控除関係書類の作成・発送、それから問い合わせ、クレーム、発送には一月、または一月から二月ほどかかる可能性がございますという御案内をしておりますけれども、先週、ふるさと納税したんだが、何で返礼品が1週間たっても届かないのかというふうなおしかりのお電話等がどんどん入っている状況でございまして、当課の職員、企画調整課の職員が、勤務時間中のほとんどをふるさと納税の対応にとられるという状況が見えております。その辺のところ、今こうやってふるさと納税の件数等々、金額がふえていくことで大変な状況になっているところではございます。

○2番永野慶一郎議員 納税額がふえて大変喜ばしいことではございますが、その裏ではそういった御苦労があるというのがわかりました。

そこで、一時的ではございますが、担当の職員を増員するとかそういったのは、市長、お考えではないでしょうか。

○久木田敏副市長 ただいま企画課長が答弁申し上げました時期的な問題もあろうかと思いますが、そこら辺については、担当課のほうで十分、現在の仕事の状況等を把握しながらですね、対応していかなければなりません。

万一、さらに平常の仕事に支障が出るような状況にあれば、その時点でまた何らかの手だてというのは考えていかなければならないと。そこら辺のところを今、注視している状況ではございます。

○2番永野慶一郎議員 大変忙しい中での作業と、お仕事になるわけではございますが、納税をしていただける方にくれぐれもですね、クレームも多少はあるとは思いますが、失礼のないように対応を心がけていただきたいと思います。

限られた人数でやるので限界もあるかとは思いますが、そこはうれしい悲鳴だと受け取っていただいて、まちのために御尽力いただきたいとお願いをしておきます。

続きまして、6月定例会後に、ふるさと納税の返礼事業に興味のある業者さんを数件紹介をいたしましたところ、すぐに行動に移していただき、その事業者さんのところに足を運んでいただきまして、ふるさと納税に対する熱い思いを感じたところでございました。

今後、返礼品の種類はどれくらいふやしていく予定なのか、また、ふやしていく上での課題となるのは何かございますでしょうか、教えていただけないでしょうか。

○神園信二企画調整課長 今現在で115点に増加しているというところは、議員のほうから御紹介をいただきました。

今後の予定ではございますが、今後39点をふやしまして、今年度中できるだけ早く154点というところを目標に努力をしたいと考えております。

ふやしていく上での課題というところでございますが、この参加していただいている事業者さん、議員からの御紹介等で、うちの担当職員もそちらのほうにすぐに飛んで行ってまいりまして協議をさせていただいたんですけれども、前の議会で御指摘があつてから、ふるさと納税の商品として出される予定の事業者さんはございませんかということで、広報のほうでも呼びかけをさせていただきましたけれども、一般の事業者さんからの反応はなかったという状況でございます。ただ、その時点ではふるさと納税についての御理解が薄かったのか、関心が薄かったのかなというところがございますので、こういう今のふえている状況をまたお知らせをしながら、ぜひとも産品の掘り起こしというんですかね、意外な埋もれた品物等もあるかと思っておりますので、そういうところを努力していかなければならないというふうに考えております。

○2番永野慶一郎議員 南九州市がですね、市内にある事業者にはふるさと納税の出店をしませんかということで呼びかけを行ったところ、五十何店説明会に来て、現在42の業者さんが参加をされているということでお聞きしましたが、枕崎市のほうは一応呼びかけはしたということですが、事業者さんのほうで、応募がなかったということではございますが、この違いは一体何なのかと思うんですが、課長はどうお考えですか。

○神園信二企画調整課長 呼びかけをする以前のもので、ふるさとチョイスへの出品の数、それから事業者さんへの声かけというのが私どものほうで足りなかったために、御存じのとおり金額がなかなか伸びなかったと、ふるさと納税というものへの取り組みが本市の事業者の中で盛り上がりなかったという要因はあるのかなとは思いますが。

あと、広報の方法もお知らせ等で呼びかけたというところでございますので、今後は、品物、事業者をふやすために、商工会議所への御相談とか、そういう団体への御相談、お声かけ、御推

薦をいただくとか、そういうふうな方法をとっていけば、またちょっと違った反応になるかなというふうには考えているところでございます。

○2番永野慶一郎議員 私も商工会議所等をお願いいたしまして、会員さんの数も大体、約500ぐらいいらっしゃると思うんですよね。そういったところに呼びかけたら、まだ応募というか手を上げる事業者さんも多いのではないかなって思ったんですけれども、ぜひですね、そういったところにもお願いをして、広く呼びかけをしていただきたいと思います。

それから、今後なんですけども、現在3割の返礼率、これはまだまだ改定をしていく御予定は、まだそれはないのでしょうか。

○神園信二企画調整課長 前の議会でもお答えをしておりますけれども、市長からは、この返礼品の返礼率の見直しについては検討せよというふうな指示はいただいているところでございます。

ただ、先ほどからも申し上げておりますが、こうやって品物がふえて寄附がどんとふえてきているところに今対応するのが精いっぱい状況でございます。まだ返礼率を上げる検討、どの程度今現在の3割で集まってくるのか、集まった後、来年度がどういう動向を見せるのかというところを見定めていきたいというふうに考えているところではございます。

○2番永野慶一郎議員 大方の自治体が返礼率50%ぐらいで設定されている中で、本市では30%という返礼率の中で、私は返礼率で比べたときに、意外と返礼率が低いんですが、寄附の金額はふえているなど感じているのが本音でございますが、ほかの、他市、ほかの自治体の情勢を見ながらですね、やはりそこは返礼率等も調整をしていく必要が今からはあるのではないかと、ずっとこの勢いでいくのかっていったらそうではないと思います。やっぱり商品がふえたので、目先が変わったのですよね、そういったので一時的に伸びている可能性もあるのではないかなと、私、分析しております。やはり返礼率等と違って、かなり寄附金の額に影響してくるところではあると思いますので、そこら辺も上手に見きわめていただいでですね、上手に調整をしていただきたいと考えております。

このふるさと納税もですね、このまま順調にふえていけば、いろんな寄附金がですね、たくさん集まって、いろんな財源として活用ができるわけでございます。昨日も話題に上がりましたが、南さつま市はふるさと納税の寄附金を活用して、市内の全児童生徒の学校給食を完全無料化するよう検討を始めたと新聞にございましたが、いつまで続く制度かわかりませんが、このふるさと納税の制度がある限り、多くの寄附をいただいでですね、本市の貴重な財源として活用していただけるよう、今後も努力を怠らずに続けていっていただきたいとお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○新屋敷幸隆議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時34分 再開

○新屋敷幸隆議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、下竹芳郎議員。

[下竹芳郎議員 登壇]

○11番下竹芳郎議員 おはようございます。

最後の質問者になりましたが、通告に従い一般質問を行います。

早いもので、師走に入り寒い日が続きますが、体調に十分配慮していただき、健康で新しい年を迎えましょう。

さて、盛り上がりを見せた第1回枕崎国際芸術賞展も、閉幕して3カ月がたちました。文化課、そして関係者の皆様、本当に御苦労さまでございました。反省点はあると思いますが、格調高いすばらしいイベントだったのではないのでしょうか。

そこで、市長のほうから全体的な総括をしていただければと思います。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** まず、国際芸術賞展に寄せられた作品についてであります。審査に携わった3人の先生方が一様に質の高さに言及されておりました。こういう質の高い作品がこれほど集まるといのは、大都会であってもそんな簡単なことではありませんよと、こう言われまして、一般の入館者の方々からも、素晴らしい作品に感動したとの評価もいただいております。また、私が歩いておりましたら、ある高名なお医者さんから、「神園さん」と呼びとめられまして、「国際芸術賞はありがとうございました。枕崎の名を高からしめてくれました」と、お礼を言われました。とにかく、選ばれた入賞作品のレベルは非常に高いものであったと思っております。

それから、開催に際しての寄附、あるいは前夜祭や開場式をはじめとする期間中の催しなど、市民をはじめ多くの皆様の御協力を得られましたことに深く感謝しております。

前夜祭とか開場式をとってみましても、市の課長以上はほとんど参加をいたしてございまして、作品の出展者、そういった方々と親しく接することができたわけですが、その中で私が非常にうれしく思ったことがあります。市役所の課長の皆さんは、どうもおとなしい人ばかりだなと思っておりましたが、おとなしいことはおとなしいんですが、ああいう場に行きまして、出展者の方々と積極的に話をされたと見えて、こういう話を聞きました、ああいう話を聞きましたと、それでこそ交流だと。この展覧会の目的もそこにある。非常にいい体験をした課長も多かったわけでありまして。

このような御支援も含め、今回初めて国際公募展として開催するに当たり、さまざまな問題点を解決しながら無事開催できましたことは、本当にありがたいことであつたと思っております。

○**11番下竹芳郎議員** 私も前夜祭の作者との交流会へ行かせていただき、日本はもとより世界各地からいらっしゃっているいろんな作者の方々とお会いし、同展に対する思いや考え方を聞くことができ、大変感銘を受けたところでございます。

私自身、南浜館に五、六回足を運び、素晴らしい作品の数々もさることながら、アートマーケット等楽しめる催し物もあつたり、南浜館の中に会期中限定のカフェがあり、落ちついた雰囲気の中、ゆったりとした時間を過ごすことができました。

そして、いろんな方々の協力があつてこそその芸術賞展だと思いますが、開催に当たり、市民をはじめ企業などからどのような支援を得られたのかお尋ねします。

○**橋元正博文化課文化係長** 寄附等については、国際芸術賞展の協賛賞へ市内外の企業から御寄附をいただいております。そのほか、市民や企業からも寄附をいただいております。

また、前夜祭である交流会や開場式、開催期間中のおもてなしや、アートマーケットやワークショップ等への手伝いやチケット販売にも御協力をいただいております。

さらに、市民大賞や、入場券にあつた枕崎市の特産品抽せんへの商品提供に、市内企業等に御協力をいただいております。

そのほかにも、一般財団法人自治総合センター、また、公益財団法人三菱UFJ信託地域文化財団などから助成金をいただいております。

このように、市民の皆様をはじめ、たくさんの御支援をいただけたことは、多くの皆様に枕崎国際芸術賞展を高く評価いただいたものと考えています。

○**11番下竹芳郎議員** 枕崎国際芸術賞展の入場者数でございますが、総入場者数5,875人で、有料入場者数2,425人でした。当初、どのような予定を組んでいたのかわかりませんが、私が思ったより若干少なかったような気がします。

一応参考までに、風の芸術展時代の第1回から第10回までの入場者数を調べてみました。途中、無料だったり、有料になったり、金額もまちまちでございました。そして、第9回と第10回は開催場所も複数会場なので、もちろん参考にはなりますが、一概に比べることはできませんでしたが、今回、もっとたくさんの方々に見ていただきかけたです。

そして、私の知り合いで鑑賞された方々は、一様に「よかった」「感動した」「枕崎にいながら、こんなすばらしい作品が見られるなんて」と称賛の声でした。

また、会場内でアンケートを実施していたんですが、同展に対する鑑賞者の評価はどうだったでしょうか。

○橋元正博文化課文化係長 アンケートに御協力をいただいた来場者からは、同展に対してさまざまな御意見がありました。それらの御意見を分類しますと、「さまざまな作品があり感動した」「すばらしい作品を見ることができた」「心が豊かになりました」「とても心がいやされる作品が多かった」「思った以上に興味深い作品が多く楽しめた」「このような展覧会に取り組んでいるのがすばらしい」等の高い評価の回答が得られました。

また、「作品の説明を表示してほしい」「展示作品をふやしてほしい」「会期日数をふやしてほしい」など、展示方法についての御意見等もあり、これらのことも踏まえ、今後、取り組んでまいりたいと考えております。

○11番下竹芳郎議員 その鑑賞者の意見は、ぜひ反映してください。

大賞作品は、824点の中から選ばれた菅亮平さんの平面作品「White Cube-12」と「White Cube-18」という作品でした。会場で作品の前に立ちますと、何か扉の向こうにある迷路にでもいざなうかのような不思議な雰囲気のある作品でございました。

また、鑑賞者が選ぶ市民大賞のグランプリは、広報まくらざき10月号で紹介されていましたが、このほかの入賞作品はどのような作品でしょうか。

○橋元正博文化課文化係長 来場者が選ぶ賞として、市民大賞1点、準大賞2点を設けていますが、市民大賞を受賞された作品は、茨城県在住の市村妙子氏の作品「てのひらより虹は生まれ」で、虹を題材に希望の生まれる瞬間を鉛筆で描いた作品です。

また、準大賞は、神奈川県在住の大森隆史氏の作品「道」で、作者が幼いころから過ごした故郷の風景の中にある道を描いたもので、勇気や希望を重ね合わせて描いた作品です。もう1点は、東京都在住の樋口奈穂氏の作品「扉」で、扉の向こうに見える世界と現実の世界を精密な描写でおとぎ話風に描いた作品です。

○11番下竹芳郎議員 もう現物はないんですね。

○橋元正博文化課文化係長 枕崎国際芸術賞展会期終了後に、作者のもとにお返しをしたところでございます。

○11番下竹芳郎議員 写真でいいですから、後でゆっくり見たいと思います。

無料入場者数が3,450人いますが、その中には小・中学校の児童生徒も多数います。開幕式のオープニングイベントに、就任前の三反園知事があいさつで「子供たちにいろんな分野の一流のものを見せたい、本物を見てもらいたい」と言っておられました。私も全く同感でありまして、感受性の強い幼少・少年期に文化・芸術に触れることは、とても大事なことだと思います。

そして、小・中学生が多数鑑賞していますが、感想等を聞いているのでしょうか。また、それに対する教育長の見解等ございましたらお教えください。

○橋元正博文化課文化係長 今回、夏休み中の取り組みとして、市内の小・中学生のうち、学校へも枕崎国際芸術賞展を楽しむという取り組みを行っていただきました。その感想の一部を紹介しますと、「いろいろな絵が集まっていて、絵だけでなく木や鉄などいろいろな材料でつくられた作品もありました。見ていてとても楽しかったです」「作品が工夫されているところが多くてとてもおもしろかった」「多くの作品があり色鮮やかだった。写真かと思えるくらいリアルな絵もあった」、このように、子供たちの感動や驚きの意見が多く見られました。

○丸山屋敏教育長 文化課からの答弁にもありましたように、枕崎国際芸術賞展の作品を鑑賞した子供たちは、「絵だけでなく、木や鉄などいろいろな材料でつくられた作品もありました、見ていてとても楽しかった」「色鮮やかな多くの作品があった、写真かと思えるくらいだった」

「工夫されている作品が多くてとてもよかった」など、自分の感性で受けとめた感想を寄せてくれました。

このようなみずみずしい感性から生まれた感想を聞きますと、枕崎国際芸術賞展の開催が子供たちの教育にも多大に寄与していることを実感し、うれしく思うことのできました。

御承知のように、本市の子供たちは、数々の図画作品コンクールや美術作品コンクールにおいて優秀な成績を上げております。これはひとえにアートのストリートや枕崎国際芸術賞展などをはじめとする本市の美術文化も影響していると考えております。

今後も、よき文化を児童生徒の教育に生かしていきたいというふうに思っております。

○11番下竹芳郎議員 もちろん勉学、スポーツも大事ではありますが、そういう文化・芸術面も伸ばしてあげることも大切だと思います。また、鑑賞した子供たちが、将来もし芸術の道に進む方がいたら、ふるさとの芸術賞展で大賞をとったり入賞することを期待します。

続きまして、今回の芸術賞展の開催に向けて、南浜館の内外、どのような補修や整備を行ったのでしょうか。

○橋元正博文化課文化係長 開催前に実施したものとして、まず、県の地域振興推進事業を利用して、駐車場から入口までのエントランスを改修しました。

また、雨漏り補修については、抜本的な大改修には多額の費用と期間を要することから、雨漏りしている部分に限り、対処的に実施してきたところでございます。

さらに、和式トイレの一部洋式化や無料W i - F i 設備の整備を行ったところでございます。

そのほかにトイレ壁面の補修を職員が行い、受付カウンター周辺の整備を建築士会が行うなど、ゼロ予算事業で実施したところでございます。

○11番下竹芳郎議員 委員会等で何度となく取りざたされていますが、台風、大雨等で雨漏りなど、今後、絶対に必要な補修、整備はどのようなものがあるのでしょうか。

○橋元正博文化課文化係長 会場となる南浜館は、貴重な美術品を展示する美術館でございます。雨漏りにつきましては、必要な補修と考えております。

先ほども申し上げましたように、現在、雨漏りしている部分に限り、対処的に補修を実施してきたところでございますが、今後も関係各課と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○11番下竹芳郎議員 南浜館は、枕崎の大切な財産でございます。多額の財政出動を伴いますが、しっかりと直していただくようよろしくお願いいたします。

次回開催するならば、今回の反省点を踏まえ、解決しなければならない問題点を総括していますか。

○橋元正博文化課文化係長 開催経費の財源確保については、今回、市民をはじめ市内外の企業など多くの方々の御支援に助けられたところです。観光面でも、交流人口の増によい影響を与えたと考えられます。

次回開催につきましては、これから協議することになりますが、今後さらに人的支援や来場者数の増加も含め、大きな成果を得るには、他市町や旅行会社等との提携が必要であり、また、大々的な実行委員会組織の結成が必要と考えます。このことを踏まえながら、今後、観光面に力を入れた枕崎国際芸術賞展にしたいと考えています。また、来場者に満足していただける南浜館会場や、周辺の整備も不可欠であると考えております。

○11番下竹芳郎議員 私も実行委員会が必要だと思います。運営は、今までどおり文化課主体でやっていただき、民間でつくった実行委員会で企画・広報等をしてもらうような、やはり部署部署で責任を持つというか、線引きは必要かと思います。その実行委員も、口だけ出すのではなく、文字どおり実際に動いてくれる方を選んだほうがいいと思います。

きょうの質問の本丸に入ります。先ほど、次回開催するならばと申しましたが、次回開催はど

のようにお考えでしょうか。市長、お願いします。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 今の感じから申しますと、終わったばかりだという感じがありまして、次回のことについてはまだ具体的な、ああしたいこうしたいというばかりで、実行するかしないか、まだまだ言及できない段階かと思っております。

ただ、私としてはですね、こういうのはぜひ続けたい。といいますのは、ちょっと長くなるかもしれませんが、前開いていました風の芸術展、あれを南溟館に市議会議員全員で見に行ったことがあります。私がまだ市議会議員をしているころのことですけれども。そこに行きまして、絵を見ながら、「こんなのどこがいいのか一切わからん」と言った議員がおりました。そうしましたら、その議員たちを案内していた美術関係者がですね、「こんなのがわからんと言う議員の頭ん中がわからん」と言ったことがありました。私はどっち派だったかということは申しません。

ただ、私は、絵をかくこと、それから踊りを踊ること、こんな苦手なものはありません。けれども、風の芸術展のときですが、審査風景を見に行きまして、絵が次から次へ運ばれてきます。そのときに、この絵は残りそうだなと、入賞作品に。この絵はたぶんバツだなと勝手に予想するわけですね。そうしますと、大体当たります。

ですから、私みたいな下手な者でも、苦手な者でも、どっかにみんな素養は持ってるもんだなと思いました。本当に、絵が苦手、踊りが苦手、これはもう自負しているわけではありますが、せっかくな、みんな持ってるであろう、そういった、何か自分が苦手だと思っているものに対して素養があるにもかかわらず、そういったものをむぎむぎ捨てている人も結構多いんじゃないかと。あえて悪評を言いふらす人たちもいます。私も随分、今回の件でも悪評を手紙にまで書かれて、あっちこっち送られたことがあります。ことがありますと言うより、今回もそういうことがありました。

必ずいいものがあるんです。前夜祭の晩に、最年少で入選した高校生、女生徒でしたけれども、この生徒が来て、千住博先生に、先生サインをくださいと恐る恐る紙とペンを差し出したところが、千住先生はいとも気軽に、ちょっと待っててねと言って、しょうゆ皿をとってですね、そのしょうゆで筆をとって、さっさと指ですすね、絵をかいてきました。天下の千住先生ですから、見て見る見る立派な作品にでき上がっていくわけです。そしたら、その女生徒の喜ぶまいことか。後で南溟館のほうに手紙をいただきまして、ものに立ち向かう姿勢が前とまるっきり違ってきましたと、非常に積極的になりましたと、引っ込み思案な子でしたけどと、親からの書面も寄せられておりました。だから、みんな可能性を持っている。何もあえて自分の可能性をですね、落とす必要はないんじゃないかと。

最初のお尋ねに入りますけれども、私としては、今回の反省の上に、もっと立派な展覧会が開けたらなど、こう思っております。

○**11番下竹芳郎議員** そのお言葉をお待ちしておりました。芸術賞展と南溟館は、枕崎の財産です。私たちは、その財産を未来永劫、残していかなければなりません。

それでは、次回開催を期待いたしまして、私の質問を終わります。

○**新屋敷幸隆議長** これをもって一般質問を終結いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時3分 散会

本 会 議 第 4 日

(平成28年12月16日)

平成28年枕崎市議会第6回定例会

議事日程（第4号）

平成28年12月16日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	74	枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
2	75	枕崎市報酬及び費用弁償条例及び市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	68	平成28年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）	予特
4	69	平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	〃
5	70	平成28年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）	〃
6	71	平成28年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
7	72	平成28年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
8	73	平成28年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
9	77	平成28年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）	
10	報7	専決処分の報告について	
11		議員派遣について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 新屋敷 幸 隆 議員
3 番 吉 嶺 周 作 議員
5 番 吉 松 幸 夫 議員
7 番 清 水 和 弘 議員
9 番 沖 園 強 議員
11番 下 竹 芳 郎 議員
13番 立 石 幸 徳 議員

2 番 永 野 慶一郎 議員
4 番 城 森 史 明 議員
6 番 俵積田 義 信 議員
8 番 禰 占 通 男 議員
10番 茅 野 勲 議員
12番 豊 留 榮 子 議員
14番 中 原 重 信 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
山 口 美津哉 書記

下 山 健 一 書記
城 森 直 樹 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	久木田 敏 副市長
本 田 親 行 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
下 山 忠 志 水産商工課長	原 田 博 明 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	山 口 英 雄 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	川 崎 満 農政課長
田 中 義 文 健康課長	東中川 徹 税務課長
鮫 島 寿 文 地域包括ケア推進課長	福 元 新 水道課長
俵積田 寿 博 下水道課長	神 山 芳 文 市立病院事務長
岩 廣 和 憲 農委事務局長兼農業振興係長	山 崎 公 広 監査委員
松 田 博 監査委員事務局長	平 塚 孝 三 企画調整課参事兼政策推進係長
吉 留 謙 二 建設課参事	永 江 隆 水産商工課参事
加 藤 省 三 市民生活課参事	俵積田 光 昭 選管事務局長
尾 辻 のぞみ 会計管理者兼会計課長	丸 山 屋 敏 教育長
田 代 芳 輝 教委総務課長	木之下 浩 一 学校教育課長
豊 留 信 一 生涯学習課長	米 森 基 保健体育課長兼給食センター所長
中 原 浩 二 消防長	森 菌 智 之 消防総務課長
永 留 正 文 警防課長兼消防署長	橋 元 正 博 文化課文化係長
山 口 太 総務課行政係長	

午前9時30分 開議

○新屋敷幸隆議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御承知おきます。

日程第1号及び第2号の2件を一括議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

城森史明議員。

[城森史明総務文教委員長 登壇]

○城森史明総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第1号及び第2号の2件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

日程第1号及び第2号の2件は関連がありますので、一括議題としましたが、峻別して審議するため、それぞれ審査を行いました。

まず、日程第1号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、本市職員の給料月額及び勤勉手当または期末手当の支給率を改定するほか、配偶者及び子に係る扶養手当の額の見直しをしようとするものです。

今回の改正では、職員の年間の期末手当と勤勉手当の合計の支給率を4.2月分から4.3月分にするほか、給料月額の改定においては、初任給及び若年層は1,500円の引き上げ、その他は400円の引き上げを基本とすること、また、扶養手当の改定においては、職員の配偶者に係る扶養手当を現行の1万3,000円から他の扶養親族に係る手当額と同額の6,500円まで減額する一方、子に係る扶養手当は、現行の6,500円から1万円に引き上げるとともに、職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額を1万1,000円とする取り扱いを廃止しようとするものの改定内容となっているとのことです。

なお、扶養手当の改定については、段階的に実施することとし、平成30年度に完全実施されるとのことでした。

委員から、県人事委員会が調査した県内132民間事業所の内容、南薩地域振興局管内や本市民間事業者の実態はどうなっているのかということに対し、県の人事委員会からは、公表されている以外の調査内容の詳細については公表できない、振興局ごとの集計も行っていないとの回答があったとのことでした。また、市内各産業の9カ所の事業所等に対して給与に関するアンケート調査を実施しているが、回答内容を公表しないという前提でアンケート調査を行っていることから公表できないとのことでした。

また、県下19市において、歳出額に対する人件費の割合が最も高いが、どのように分析しているのかということに対し、本市職員の平均年齢が他市と比べ突出して高いことや、消防職員分の人件費については、南薩地区消防組合があるときには、組合への負担金を補助費等として計上し、組合から給与が支払われていたものが、平成25年からは消防が単独になり、消防職員の給与は人件費として計上されているので、これらの要因もあると考えているとのことでした。

次の日程第2号枕崎市報酬及び費用弁償条例及び市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、職員の給与改定を考慮し、議会の議員及び市長等の期末手当の支給率を改定しようとするものです。

改定の内容は、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率の改定を行い、年間の支給率を3.1月分から3.2月分にしようとするものです。

委員から、市長等と議員の期末手当に関する条例改正を行うものであるが、同時に審査を行えるものではないため、市長と議員は分けて審査できるように提出すべきで、議案第75号は撤回すべきではないかということに対し、一定の目的意識のもとに複数の条例を改正する場合は、法制上、提案権の中で、1つの一部改正条例の本則で条建てて提案できることから、これまでどお

り、今回も議員の報酬、市長等の給与というように条建てで提案しており、撤回することは考えていないとのことでした。

このことを受け、市長等の給与部分と議員報酬等の部分について明確に峻別しないと、さまざまな住民感情を反映させる上で意思表示がしづらいこと、また、特別職等に対する提案のあり方について、他市が行っているように、恒久的にしっかりした意思表示ができるようにすべきであることを理由に、原案のうち、議員報酬に係る部分を削除し、市長等の給与に係る部分のみが残る内容の修正案が委員3名から提出されました。

この2件について、まず、日程第1号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次の日程第2号は、まず、修正案については、可否いずれも過半数に達せず、また、可否同数にもならず、否決となりました。続いて、原案について採決を行った結果、可否同数となり、委員長裁決で、否決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ここで、日程第2号、議案第75号に対し、清水和弘議員ほか1名から修正案が提出されておりますので、提出者に提案理由の説明を求めます。

清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○7番清水和弘議員 おはようございます。

75号議案に対する修正案に対する説明を申し上げます。

南九州市議会においては、12月10日の新聞報道によれば、特別職報酬の期末手当議案と市長などの期末手当議案は、それぞれ別々の議案として上程されている状況であります。

本市の枕崎市例規集の1巻によれば、枕崎市報酬及び費用弁償条例については、3,910ページの19分の3に掲げており、第1条に記載されております。また、市長などの給与に関する条例は、4,010ページ、8分の1に記載されております。

3月議会でも同じようなことがありましたが、今回の場合、大雨により数台の車が使用不能になるなど、聞いております。また、台風による被害もあり、市民感情は行政に対し不満がうっせきしている状況だと考えております。

議員であり政治家が、みずからの生活向上や将来の不安解消のために、今の段階で報酬を上げるべきではないと私は考えます。

このようなことから、議員報酬と市長などの給与に関する議案を別々に提案すべきものと考え、修正案を提出いたしました。

2番目に、財政課提出の平成27年1月1日の住民基本台帳の人口は、2万3,006人となっております。県下19市中16位、議員1人当たりの人口は1,620人で、15位になります。そして、議員報酬は10位となっております。また、行政面積については、本市の行政面積は74.78キロ平米で最も小さく、議員1人当たりの行政面積は5.35キロ平米で、県下19市の中で最下位の行政面積になるんです。この議員1人当たりの行政面積が5.35キロ平米ということは、議員としての政治活動がやりやすく、また、選挙期間中のいろいろなコストが少なくて済むと考えます。

そして、本市の財政状況は、基金残高や将来負担比率については、県下19市の中で最下位から抜け出せない状況が続いている今日、このような状況をかんがみて、議員報酬を上げるべきではないと私は考えております。

以上、説明を終わります。

[傍聴席で発言する者あり]

○新屋敷幸隆議長 傍聴席は静かにしてください。

これから、ただいまの委員長報告及び修正案の提案理由説明に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉松議員。（「総務委員会でしょう、あんた」と言う者あり）（「総務委員会案件を総務委員が質疑できるんですか」と言う者あり）

訂正します。（「しっかりしてくださいよ」と言う者あり）

○9番沖園強議員 議案第75号の修正案に対しまして質疑を行ってまいります。（「最初、総務委員会のやつじゃないんですか。総務委員会の委員会に対する質疑が先じゃないですか」と言う者あり）

一括して提案をしているわけでしょう。

○新屋敷幸隆議長 はい。今の提案理由を述べましたから、それに対する質疑じゃないですか。

○9番沖園強議員 勘違いして指摘をしないようにしてください。

議案75号に対する修正案について、改めてお尋ねしてまいります。

今の提案理由の説明を聞いていた限り、住民感情論、それが一番重要視されているようでございます。

我々議員、やはり法律、条例に基づいて、中立・公正で判断していかなければならない観点からお尋ねしてまいります。

修正案は、議員の期末手当のみを修正する、削除、そういうふうになっているんですが、議案75号につきましては、当然、地方自治法に基づく地方公務員法、あるいは特別職の職員の給与に関する法律、そういった上位法の規定に基づいて人事院勧告がなされたと。すなわち、国に準拠した条例改正の提案であったと、上程であったということですよ。

提出者の皆さん方は、そうすると、地方公務員法あるいは特別職の給与に関する法律、そういった上位法、根拠法案についての見解はどうお持ちなんですか。

○7番清水和弘議員 今、地方公務員法もありますけど、枕崎市の報酬等審議会というのは、市長の諮問により設定されてですね、報酬等審議会においては、地域住民の状況をかながみて考慮するとあるわけなんですね、報酬については、地方公務員法とは別ですよ。私が今言ってるのは、市長給与、議員の報酬、市長給与についてのみ修正案ということになっているんですよ。ちょっと、私の説明に職員のこととは言ってませんよ。

○4番城森史明議員 もともと市長の給与とですね、議員報酬を上げるのは、人事院勧告に準じてということで提案理由になってますが、もともとそれがおかしいわけですよ。もともと人事院勧告、職員の給与のあれに準じて市長等を上げる、そのことが、そのものが間違いですから、ここで法律をどうのこうのとする議論は全く無意味だと思います。

○9番沖園強議員 どう私受けとめればいいのか非常に戸惑ってるんですが、特別職の職員の給与に関する法律第2条、特別職の職員の受ける給与は別に法律で定めるもののほかに、俸給、地域手当、通勤手当及び期末手当とされていると。そして、法第7条の2においてはですね、地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の適用を受ける職員の例によるとなっているんですよ。一般職の適用を受ける職員の例による。すなわち、議員を含む特別職の期末手当については、特別職の生活補給金として位置づけられておりまして、明確に位置づけられていると。この法律を準拠したのが人事院勧告ということになります。

また、先ほど提案者みずからいみじくも申されましたが、報酬等審議会。市議会議員の報酬に対して職責や類似都市との均衡、本市の厳しい財政状況等を考慮して、市長三役と同じく現行の報酬額を据え置くことが適切であると答申しているんです。

これまでの議会の論議においても、先ほど提案者が申されましたように、議員定数や報酬について、若い世代がですね、立候補しやすい環境、生活給の保障は担保すべきだと、そういった意見や指摘が多数あったわけですよ。

ところで、提出者の方々は、その報酬等審議会の答申、そしてまた、特別職としての議会議員

の生活給についてどのような認識を持っておられるのか。また、先ほど申しました、特別職の職員の給与に関する法律をどう認識されているのか改めてお聞きいたします。

○4番城森史明議員 先ほども言いましたが、一般職員の給与の値上げに関しては、当然、自治法とかそれを参考にしてするのは当然であります。まず、本市の職員が上がったからといって、それに準じて市長等の給与を上げるといって、今、枕崎の災害状況、財政状況を考えたときには根本的におかしいわけですよ。それを指摘しているわけですよ。

そして、また議員の報酬についてはですね、これは別に報酬審議会を議会で設けて、それで時間をかけて論議すべきものであって、今回の議案についてですね、今回の議案に関して、議員の、若者の、そういう意見も出てますよ。だけど、若者の、やっぱり議員1人が生活できるような議員報酬が必要だということは議会内でも出てますよ、当然。しかしながらですね、そういう今の枕崎市が一番、財政状況が県下19市で最下位ですよ。

ですから、そこに対して、やはりそこも考慮しながら議員報酬、市長給与というのを決めるべきじゃないかということで、こういう修正案を出すべきですよ。

やはり、この台風災害でもですね、2億近い被害が出てるんですよ、枕崎市内で。そのときにですね、こういう値上げ法案を出すべきですか。そのことが一番、今、枕崎市政にとっては大事なことだと思いますよ。

○7番清水和弘議員 先ほど、9番議員からの質問なんですけど、報酬等審議会っていうのは事務次官通達になっているわけなんですよ。

ここにですね、審議会条例は、基本的に議員の報酬及び首長の給与額について、公正を期するために首長が特別職の報酬等の額に関する条例を議会に提出しようとするものであるとなってるんですよ。そして、審議会は、議会にかける前に、住民の立場からの審査とみなすべきであると。そして、合議制を採用する委員会が、行政運営の公平・中立・妥当性を図るために、事前に抑制する仕組みになってるということもあるんですよ。これはどう考えるんですか。私はおかしいと思いますよ。

○9番沖園強議員 あの……（「審議会の条例、規則にありますよ」と言う者あり）逆質問を受けて、ちょっと不規則な発言を……（「そんな笑う……、議長、この笑いは何ですか、馬鹿にしていますよ」と言う者あり）（「議長、おかしいですよ、議長」と言う者あり）（「注意してくださいよ、この馬鹿にする笑いを注意してください」と言う者あり）

○新屋敷幸隆議長 暫時休憩します。

午前9時51分 休憩

午前9時52分 再開

○新屋敷幸隆議長 再開します。

今……（「議事進行」と言う者あり）その前にですね、清水議員の質問がいわゆる質問になってないということで、（「いや、審議会のことはどうなっているかということで、審議会ではこうなると。ちゃんと条例がありますよ。議事進行ですよ、これはもう」と言う者あり）（「議事進行。どうあれ、へらへら笑ってですね、そういうこと自体がですね、あまりにも真面目な議論になってないですよ、それを注意してくださいよ」と言う者あり）（「笑いますよ」と言う者あり）（「何が議論するときに笑うんですか。もっと真面目に討議して……」と言う者あり）

すいません、発言するときは通告してください。

○4番城森史明議員 真面目な議論になってないですよ、笑って。あまりにも馬鹿にしてる態度ですよ。それを注意してくださいよ。真剣に、真面目に討議してください。

○新屋敷幸隆議長 9番議員、そういうことでありました。（「はい」と言う者あり）質問は。

○9番沖園強議員 馬鹿にしていると受けとめられたのであれば、おわびして訂正いたします。
ただ、こういった提案について、質疑に対して逆質問が初めての事例でありましたので、ちょっと逸脱した行為をとったかもしれませんが、質問を重ねてまいります。

[傍聴席で発言する者あり]

○新屋敷幸隆議長 傍聴席は静かにしてください。

○9番沖園強議員 全く私、驚いてるんですよ。上位法や審議会を無視したような御発言、これはあってはなりませんよ。

それでは、もう一遍お伺いしますが、今回の補正予算第5号ですよ、今から委員長報告もあると思いますが、議案第74号、第75号、それに関する予算が盛り込まれていると。

そうすると、先般の28年度一般会計補正予算第5号に対する議会費の全員協議会も開かれました。そのときは、提案者の皆さんも何の異議もなく協議は終わりました。そして、予算特別委員会では、修正案の提出者を含む賛成多数で予算案は可決されました。そうですね。

つまり、今回の修正案は、予算特別委員会の審査における提出者、その皆さん方の議員の態度と相反する修正案と私感じるんですが、その点についてはいかがなんでしょうか。

○4番城森史明議員 その件については、今まで議会の中でもいろいろ事務局との話し合いをしている中でですね、やはりそのメインは何なのか。その予算案のほんの一部のものであります。

ですから、そういうことで判断してくださいという申し合わせ事項になってるので、一部反対はありますが、私もほかの大多数は賛成でありますので、そういう申し合わせに従って、そういう予算委員会では賛成を、手を挙げております。

○新屋敷幸隆議長 ほかにありませんか。

○新屋敷幸隆議長 これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

あらかじめ5名の方から討論の通告があります。

それ以外の方で、討論の希望のある方の挙手を求めます。

[挙手する者あり]

○新屋敷幸隆議長 暫時休憩します。

午前9時56分 休憩

午前10時0分 再開

○新屋敷幸隆議長 再開いたします。

まず、あらかじめ通告のあった方から、順次、これを許可いたします。

沖園強議員。

○9番沖園強議員 私は、議案第74号及び議案第75号に賛成、そして、議案75号に対する修正案について反対の立場で討論を行います。

まず、地方公務員法第3条において、市長や議員は特別職の公務員と位置づけられているのは御承知のとおりでございます。また、特別職の職員の給与に関する法律第2条によって、特別職の職員の受ける給与は別に法律で定めるもののほか、俸給、地域手当、通勤手当及び期末手当となっており、第7条の2では、地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の適用を受ける職員の例によるとなっております。

すなわち、今回の第75号議案は、地方自治法及び地方公務員法並びに特別職の職員の給与に関する法律など、国の上位法に準拠した条例改正案と認識いたしております。

これまでの議会でも、なぜ市長は報酬カットをしないのかと当局を批判する声がありました。その一方で、枕崎市報酬等審議会は、本市の三役の本則額給料は県下19市の中で最も低く、月額給料は引き下げるべきではない。三役の職責及び勤務実態を考えると、国に準じて本則額給料を引き下げるべきではない。現状の附則減額が続く現状を継続していくのであれば、本審議会で

の本則額を審議する意義も薄れていくことを念頭に置かなければならないとの意見で一致したと答申してございます。また、議員の報酬についても、類似都市との均衡、本市の厳しい財政状況等を考慮して、三役と同じく現行の報酬額を据え置くことが適切であるとしてございます。

先ほど質疑でも申しましたが、特別職の職員の給与に関する法律第2条によって、議員を含む特別職の職員の受ける給与は、別に法律で定めるもののほか、俸給、地域手当、通勤手当及び期末手当とすると、生活補給的な位置づけがなされているわけでございます。

議案74号及び議案75号に対する予算が盛り込まれている平成28年度一般会計補正予算（第5号）は、提案者を含む賛成多数で可決されました。しかしながら、平成28年度一般会計補正予算（第5号）と相反する修正案が提出されているのです。

予算には賛成して、予算を伴う議案には反対する。議員としての倫理観とはどうあるべきか、疑問に思うのは私だけでしょうか。

ましてや、地方公務員法並びに特別職の職員の給与に関する法律など、上位法に定義されている条例の改正においては、人事院勧告は絶対的な判断基準であると思っております。

また、委員会の審議の中で、枕崎市の企業はボーナスがないところが多いとする意見がございました。何か根拠のない風聞による論議がされているようで、むなしく残念に思うところがございます。この冬のボーナスで、3.2カ月あるいは2カ月分の支給がある民間事業者があることも知っているのかいないのか、私にはわかりません。

私たちには、次世代を担う若い世代の生活給の保障を担保する責任もございます。次世代を担う若い世代が立候補しやすい環境をつくる責任もございます。そして、何よりも、議会議員として公平・公正な視点を持ち、法律に基づいた議会活動、責任を持った議員活動に皆さん方が励むことを願って、議案74号及び75号に賛成、議案75号の修正案には反対する討論といたします。

○新屋敷幸隆議長 次に、清水和弘議員。

○7番清水和弘議員 私は、議案75号枕崎市報酬及び費用弁償条例及び市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論します。

12月10日の南日本新聞によれば、南九州市の議員報酬の増額条例改正案は否決との見出しで、人事院勧告に基づき、議員報酬の期末手当、コンマの1カ月分引き下げる条例改正案について、市民の理解が得られないという理由で否決されたとありました。

議員の報酬額に関する否決は、本市の場合、3月に続いて今回で2回目でございます。市民感情を理解した結果だと……、南九州市の、もとい、南九州市は、今回で2回連続で否決したことになります。

また、本市の場合、3月議会で、報酬など特別職手当を上げる議案が提出され、5議員の反対討論もありながら可決されている状況であります。

12月議会で上程されている議員報酬や、市長など特別職期末手当など上げる議案第75号について、台風災害や豪雨被害状況から、市民の心痛を思えば、私は理解できないと考えます。

2番目に、南九州市の特別職報酬の期末手当議案と、市長などの期末手当議案は、それぞれ別々に議案として上程されている状況です。

本市の場合、枕崎市報酬及び費用弁償条例について、先ほども言いましたが、3,910ページの19分の3、そして第1条に記載されてます。また、市長などの給与に関する条例は、本市例規集の第1巻の4,010ページ、8分の1に記載されているようです。

このようなことを考えた場合、当局の提案した議案75号の提案の仕方について多くの疑問が残り、別々に議案を提出すべきだと考えます。

3番目に、枕崎市特別職報酬等審議会条例についてであります。

第1条に、市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、枕崎市特別職報酬等審議会を置くことあります。

第2条は、市長は、議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとなっているが、当局は、市長の諮問機関である枕崎市特別職報酬等審議会の意見を聞いたのか、我々はわかりません。聞かされておりません。

4番目に、議員は給料でなく報酬として支払われているので、所得税率は給料より高く設定されとるんです。また、保障されているのは、この選挙当選後、4年の任期期間中であります。このようなことを考えれば、私は議員報酬も少し上げるべきかなと考えるわけですけど、これとはまた今回は別問題だと私は考えておるんです。

私は、議員になるとき、本市の議員同士が一部の方のために互いの足を引っ張り合い、二元代表制になっていない状況を見て、これまでの私の過ごしてきた安定した職を捨て、仕事内容や責任、議員としてのつき合いの多さ、退職金がないなど理解した上で議員に立候補したわけです。

また、本市庁舎など公共施設は、築40年を経過したものが多く、基金残高は県下19市で最下位、また、財政状況は県下で最下位が続いている状況です。

これからまた、超少子高齢化社会など、今後ますます社会保障費が膨らむことは自明であります。

これらの負担を市民にお願いする立場である以上、議員である政治家が自分たちの生活向上や将来負担のために、今の段階で報酬を上げることは市民の理解を得られないと考えます。

以上で反対討論を終わります。

○新屋敷幸隆議長 次に、禰占通男議員。

○8番禰占通男議員 私は、議案第75号修正案には賛成し、原案第75号には反対の立場で討論いたします。

枕崎市報酬及び費用弁償条例と市長等の給与に関する条例は、個別の条例であり、議案のいずれかを否決する場合は想定されておりません。同一の目的意識のもと、異なる条例を1つの条例で条建てて提案し、中身を審議する手法はあると当局は答弁しますが、そもそも条例も異なりますが、市長は市の執行機関の統括代表であり、本市の事務を管理執行する立場であります。

一方、議員は、住民の代表として市の意思を決定する立場で、行政の審判機能の立場であります。

よって、一括審議は妥当なのか、私は認めることはできません。

先ほどの討論にもありましたが、枕崎市特別職報酬等審議会の答申報告も我々にはなされておりません。

市民の理解を得ることができるのか、私は疑問に思っております。

良識ある議員の皆様方の御賛同をお願いいたします。

以上です。

○新屋敷幸隆議長 次に、豊留榮子議員。

○12番豊留榮子議員 議案第75号枕崎市報酬及び費用弁償条例及び市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日本共産党は、反対の立場から討論いたします。

国の人事院勧告に従って、職員給与、期末手当の支給を改善したことを考慮して、市長や副市長、教育長、そして議員も含めた期末手当の支給率を改善しようというものですが、昨今の国の動きを見ていると、市民の怒りの声が一段と高くなっています。

下がり続ける年金、そしてふえ続ける医療や介護の負担、こんな仕打ちがいつまで続くのか、そしてさらに、年金暮らしの高齢者の方は、最低限度の生活さえ今脅かされていると言われます。

こうした状況の中で、市民の暮らしを守る立場にある市長等、議員の期末手当の支給率改善などすべきではないことから反対いたします。

また、この第75号に対して修正案が出されていますが、当局の3長と行政にチェックを入れ

る立場にある議員が、同じ議案で審査されるのはなぜなのかと今まで思ってまいりました。

お隣の南九州市では、市長等と市議会議員の議員報酬等に関する条例は別々に上程されていましたが、今回は、市議会議員報酬等に関する条例は反対多数で否決され、一般会計補正予算に対しても修正動議を上げて予算の修正案を提出したということです。

このように、別々の議案であれば、すっきりと賛否もつきやすいことでしょう。

本市も条例の改善をしていかなければならないとは思っておりますが、私は、この修正案には、今回、市長等とも値上げをすべきではないということで、反対をいたします。

○新屋敷幸隆議長 次に、吉嶺周作議員。

○3番吉嶺周作議員 私は、議案第75号に対し、反対の立場から討論をいたします。

今回の市長を初め、副市長、教育長の給与改定は、昨年の3月定例会を皮切りに、2年間で3度目となります。また、我々議員におきましても、ことし2度目となる期末手当引き上げの議案となっております。

ことし、本市が作成いたしました第6次枕崎市総合振興計画では、第6章の中に、職員一人一人が本市の厳しい財政状況を十分に認識する中で、前例にとらわれない柔軟な発想やコスト意識を持ち、減少する歳入総額に耐えられる歳出構造にしていくため、行財政集中改革プランに掲げられた実施項目を確実に実行する中で行財政改革を積極的に進め、財政の健全化を推進していくと言ってるわけでありませう。

今回の議案第75号の提案理由なども含め、非常に憤りを感じております。

これからの地方自治体は、国からの権限移譲や国保事業の移行、2017年度の地方交付税の5年連続となる減額など、自治体を取り巻く環境はますます悪化するわけだ。

また、民間会社にいたしましても、水産業や農業、建設業など、ここ数年、廃業する会社も目につく中、本市の経済、雇用といった現状は非常に厳しく衰退していると言えます。

全国でも生活保護受給者が過去最多となり、生活困窮者はふえる一方で、この方々はどんな気持ちで生きてるのでしょうか。どんなお正月を迎えることができるのでしょうか。

私たち議員や市のトップの方々、市民ファーストの精神を持ち、市民や生活困窮者のため、腹の足しに少しでもなる政策を実現することが本来の議会のあり方だと私は考えます。

最後に、この議案には、枕崎市議会の品格と誇りが問われております。良識ある議員の皆様方の御理解と御賛同をいただきたく、私の反対討論といたします。

○新屋敷幸隆議長 続いて、先ほど希望された方の討論を許可いたします。

永野慶一郎議員。

○2番永野慶一郎議員 私は、ただいま出されております議案第75号枕崎市報酬及び費用弁償条例及び市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてに対する修正案に反対の立場から討論いたします。

委員会等でも、いろいろ当局のほうからもやりとりがございまして、国に準拠してやっているということで、再三そういったお答えが返ってまいりました。国に準拠しているということでございませうので、そこは私ども受けてやらないといけなないのではないかと思います。

枕崎の今の状況なんですけれども、まだ国との開きがあると。まだ国と0.05カ月の開きがあるために、平成22年に、議会のほうではそれに近づけようということで、その当時に賛同を得て、今それに向かって進んできているところだというお話も聞きました。

そういったときの話を聞きますと、今、こういった修正案を出すというのは相反することではないのかと私考えております。

3月議会でも、人事院勧告に伴う期末手当の引き上げがございました。そのときにも、市民感情の、そういったものをもっての反対もございましたが、本当に反対をするのであれば、本当に自分の身を切る覚悟が必要だと思ひます。

その後、6月議会、9月議会とありましたが、だれ一人、上がった期末手当をですね、期限つきでカットしましょうっていう話はだれからも出てきませんでした。

あれだけ大きな声を上げて反対をしておったのに、じゃあなぜそういった提案をしないんだと、独自に議会のほうからですね、提案をすればいいわけですよ、カットしましょうって。だれ一人いません。いないじゃないですか、いまだ。そこまで言うんだったら、そこまでやれよと私は思います。まさしく言行不一致、そういった議員の方がたくさんおると思います。

私は、3月議会で、期末手当を期限つきで、議員のですね、カットというのを、そういったのを提案をしようと考えております。

条例を変える、そういったのをするのではなくて、国に準拠してやってるわけですから、そこはちゃんと受けてですね、やっていくべきだと。自分たちの上がるのが嫌だと、上げるのが嫌だと言って言うのであれば、独自にやればいい話だと私はそう思っております。ですから、この修正案に対しては反対といたします。以上です。

○新屋敷幸隆議長 次に、立石幸徳議員。

○13番立石幸徳議員 私は、議案75号に対する修正案に賛成、原案、議案75号に反対の立場で討論をいたします。

まず最初に、先ほどからの質疑、討論の中で、実に基本的な認識を欠けた論議が出されていることを大変遺憾に思います。

討論の本題に入る前に、自分自身が今回の12月議会で、この議案に対する態度を明確にしておきますが、当然、条例に関する予算は提案されるわけですがけれども、根拠条例が成立しなければ、当然ながら予算執行はできないわけです。そのことも確認の上で、補正第5号予算案も賛成をいたしました。

今回の総務委員会の審査の中で、修正案に対して、委員長を含む7名の委員、3名が修正案を出し、賛成者3名、反対2名、1名は判断がつかないという、そういった採決結果がこの議案75号に対する修正案でありました。過半数をとっていないということで、また、可否同数でもないということで、総務委員会では否決になった、委員長報告にあったとおりであります。実質的に、委員会では、修正案は、私は多数を占めたと確信を持っております。

本市のこの状況は、御承知のとおり大変厳しい財政状況ということで、いまだ6級職以上の市職員の皆さんは、給与の2%カットを続けている状況であります。そういう中でですね、市民も昨年の台風15号、本年の台風16号、いろんな災害に苦しむ、また全国的にも、先般報道を見ますと、製造業のことしの冬の期末手当はマイナスであります。

そういった我が地域、それから全国の状況を見ながらも、今回の自分たちの議員報酬にかかわる期末手当をどう考えるか。それを真剣に考えた上で、当局にまずもって議案75号の2つの条例を同時に審査するには状況的に非常に無理があるということで、最初に撤回を求めたのであります。その撤回ができ得ないということで、やむなく修正案を出した。3月議会の論議も踏まえ、少なくとも議員が議員みずからの手当を値上げすることは、市民は絶対に許さないだろうというそういった考えのもとに、修正案を出したところであります。

私も委員会の修正案提出者の1人でありましたので、この議案75号の修正案に賛成をし、原案第75号は、当然ながら議員期末手当の値上げを含んでおりますので、その結果、反対ということになるわけであります。

以上で討論を終わります。

○新屋敷幸隆議長 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第1号については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案……（「委員長報告に対する質疑はないんですかね。総務委員会委員長に対する質疑。飛ばしたんじゃないですか」と言う者あり）

いや、もう終わったんですよ、だから。（「いや、それ言うてないですよ。求めてないですよ」と言う者あり）いや、終わったですよ。

前に戻ります。

御異議なしと認めます。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号の採決に入ります。

まず、議案第75号に対する修正案について、起立により採決いたします。

議案第75号に対する修正案について、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立少数であります。

よって、議案第75号に対する修正案は、否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に対する委員長の報告は否決でありますので、本会議では、原案のとおり可決するかどうかについて、起立により採決いたします。

日程第2号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時36分 再開

○新屋敷幸隆議長 再開いたします。

次に、日程第3号から第8号までの6件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

永野慶一郎議員。

[永野慶一郎予算特別委員長 登壇]

○永野慶一郎予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第3号から日程第8号までの6件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

委員会は、委員長に永野慶一郎、副委員長に吉松幸夫委員を選出いたしました。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見・要望については、お手元に配付してありますので、特に意見等の出されたものについて、簡潔に報告いたします。

まず、日程第3号平成28年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）について申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、一般職人件費、ふるさと応援基金積立金、経済対策臨時福祉給付金給付事業、被災農業者向け経営体育成支援事業、種子島周辺事業対策事業補助、橋梁補修事業などです。

補正予算で取り組む事業に対しては、交付税措置50%の補正予算債があり、以前は国の補正に対応して事業を進めたほうが有利であったことから積極的に進めてきたということですが、平成26年度以降においては交付税措置70%である過疎対策事業債を借りられるようになったことから、建設事業等を推進していく上でもどちらが有利であるかを判断しながら取り組んでいくこととしているということです。

鳥獣被害対策事業に関し、委員から、最近、非常にジビエ料理が見直されているが、近隣市と連携し解体施設整備に向けた検討はなされていないのかということや、イノシシの増加を食い止めるための対策についての意見等があり、当局からは、ジビエの加工施設には多額の経費がかかると聞いており、近隣市で連携して取り組むといった話は今のところ出ていない、また、鳥獣被害対策としては、鳥獣の個体数を減らすこと、えさ場となるような環境に寄せつけないようにすることが必要であるとの説明がありました。

次に、一般職人件費の実態及び本市財政に及ぼす影響等についての質疑に対し、歳出総額に対する人件費の割合は、19市の中では一番高く、その原因は、職員全体の平均年齢が他市と比べて高いことであるが、歳出総額に対する人件費の割合が高いことがどのような影響を及ぼすかということについては、ほかに影響を及ぼすことはないとは言えないが、厳しい財政状況の中でも黒字を出しながら運営しており、その中で今後も健全な財政運営は行っていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、台風第16号関係で担当課職員が、日曜、祭日も返上で勤務し、超過勤務等が増大していることに関して、職員の健康管理についての見解を求めたところ、時間外勤務が長時間となっている職員の健康管理については、日ごろから担当課長にも配慮をいただいているところであるが、今回の時間外勤務は、恒常的な業務に係るものではなく台風第16号関係の災害査定に係る設計業務などであり、また、課長会の中で副市長からも職員の健康管理には十分注意するように促しているとのことでした。

この件に関し、委員からは、行財政改革の集中改革プランで職員を削減してきて、事務量は目いっぱいの状況であると見ているので、ぜひ職員の健康管理については御留意いただきたいとの意見も出されました。

本件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ87万円を追加し、予算総額を45億9,326万4,000円にしようとするもので、主な内容は、社会保険診療報酬支払基金の平成28年度決定通知に基づき、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金を増額し、介護給付費・地域支援事業支援納付金を減額するものです。

また、保健事業費については、糖尿病重症化予防事業の実施に伴い増額したとのことでした。

糖尿病重症化予防事業に関し、委員から、糖尿病の重症化予防は具体的にどうということをするのかという質疑があり、今回の取り組みは、県民総合保健センターに委託して行う事業であるということ、保険者が糖尿病の重症化のリスクのある方を抽出し、保健師、看護師、管理栄養士等が約6カ月間の保健指導を行う事業であるということ、また、国は、糖尿病の重症化のリスクのある方が簡単に生活習慣を変えることが難しいと考えていることから、かかりつけ医と保健師が支援の方法を相談し、その方針に沿ってかかりつけ医が指示書を提出し、それに基づいて6カ月間程度支援を続けていき、その後評価を行い、今後の効率的な事業につなげていくという考え方で取り組むということでした。

新国保制度へのスケジュールについては、県によると国の係数等が平成29年12月ごろに示され、平成30年1月ごろに県で試算を行い、事業費納付金及び標準保険料率を市町村に示すことになるのではないかということでした。仮に、その後3月議会で審議するということになると、検討期間も短く、住民に対する十分な周知ができるのかということについても非常に危惧しているということですが、県としても、国からの係数等が示されないと試算をできないことから、国保新制度移行準備連絡会議の財政部会の中では、市町村から、できるだけ早く示すよう、県を通じて国に対する意見として出されているということでした。

委員からは、新国保制度への移行については、国・県のスケジュールを考慮すると、各市町村では再来年の3月議会で審議を行い、4月から施行となることから、スムーズな移行ができるようにとの要望がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第5号平成28年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ329万4,000円を減額し、予算総額を24億8,235万7,000円にしようとするもので、主な内容は地域密着型介護サービス給付金及び施設介護サービス給付費の増と、居宅介護サービス給付費及び南薩介護保険事務組合負担金の減であります。

委員からは、本年度から県が介護ロボット導入に係る補助事業を始めたが、本市にある施設では人材は足りているのか、介護ロボットの導入を市内の事業所に勧めることはしていないのかとの質疑があり、介護ロボット導入については、一時的に設備投資等の経費はかかるが、環境改善加算の対象になることや、国や県の助成制度について情報提供を行い導入を勧めてきたが、事業者からの希望はほとんどないということであり、今後も国・県の助成制度は続くと思われることから、さらに積極的な導入を図るように勧めていきたいと考えているという答弁がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号平成28年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ404万4,000円を追加しようとするもので、主な内容は、人事院勧告に準じた給与改定等に伴う人件費の増、処理施設管理費の修繕料の増によるものです。

処理施設管理費の修繕料の増については、長寿命化計画の改築更新事業で更新する設備以外のものの部品及び機器類にふぐあい当初見込みより多く発生し、早急に取りかえないと運転管理に支障があるため、今回増額するものであるということです。

悪臭対策については、昨年からの指摘を受け、汚泥を積み込む際のドアの開閉を迅速に行うこと、また、汚泥処理施設からの排気にシャワーリング等で水をたたくこと等を行っているということです。さらに、長寿命化計画で、平成34年から35年にかけて汚泥処理棟の臭気設備の改築更新等を計画しているということです。

委員からは、悪臭は住民にとって不愉快であり、終末処理場周辺のおい原因が施設の老朽化によるものもあると思うが、近隣自治体の施設の研究、検討も行ってほしいとの要望がありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号平成28年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、人事異動等及び人事院勧告に準じた給与改定に伴い、収益的支出において、医療費用を870万1,000円減額しようとするもので、給与費の減額の主な理由としましては、人事異動に伴って職員が1名減になったこと及び前任者と後任者の人件費の差額分が減となったことによるものであるとのことでありました。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号平成28年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、平成28年4月1日付の人事異動などによる減額及び平成28年人事院勧告に準じた給与改定などに伴う人件費の増額で、総額では583万8,000円の減額となります。

人件費の減については、水道課は退職者が3名おり、その後任が異動してきたことにより年齢構成が若返ったことによるものであるとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

○12番豊留榮子議員 議案第68号平成28年度枕崎市一般会計補正予算について、日本共産党は、反対の立場から討論いたします。

今回の補正予算は、台風16号で被害を受けられた農業者向けの経営体支援事業であったり、農業用施設や林道の復旧費など大事な予算が計上されているところですが、市長と議員の期末手当の予算も含まれていることから反対いたします。

○新屋敷幸隆議長 これをもって討論を終結いたします。

これより日程第3号から第8号までの6件について採決いたします。

お諮りいたします。

まず、日程第3号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○新屋敷幸隆議長 起立多数であります。

よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号から第8号までの5件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第69号から第73号までの5件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9号を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 ただいま上程されました議案第77号平成28年度枕崎市一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,470万円を追加し、予算総額を114億0,150万円にしようとするものです。

補正予算の内容は、先ほど議決をしていただきました、議案第68号平成28年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）のふるさと応援基金積立金及びふるさと納税返礼事業について、ふるさと応援寄附金の額のさらなる増加が見込まれるに至ったことに伴い、再度その増額をお願いするものです。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○新屋敷幸隆議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○新屋敷幸隆議長 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。

○新屋敷幸隆議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

日程第9号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10号について、市長に報告を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 報告事項について報告いたします。

報告事項第7号専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した損害賠償の額の決定及び和解について、同条第2項の規定に基づき、これを報告するものです。

以上、報告を終わります。

○新屋敷幸隆議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

次に、日程第11号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○新屋敷幸隆議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成28年第6回定例会を閉会いたします。

午前10時56分 閉会

- 一般質問の要旨
- 予算特別委員会における当局説明
及び各委員から出された意見・要望

平成28年 第6回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①立石 幸徳	枕崎市公共施設等総合管理計画の策定について	1 策定作業の進捗状況と今後の作業日程について (対象公共施設数と総面積並びに1人当たりの保有施設面積) 2 公共施設の老朽化状況並びに公共施設運営コストとランニングコストについて 3 公共施設等の管理に関する方針について 4 公共施設等管理計画案の市民アンケート、パブリックコメント並びに市議会への説明について	市長 課長
	JR指宿枕崎線の路線存続について	1 JR九州株上場による指宿枕崎線への影響並びに今後の課題について 2 沿線自治体で連携して努力する新たな具体策について (JR九州株の購入や沿線高校への列車通学支援策など) 3 指宿枕崎線の安全対策について	市長 課長
	香港における鹿児島県南部広域観光物流加速化事業について	1 8月に実施された香港フードエキスポの反応・成果について 2 輸出スキルアップ事業について 3 観光事業では、どのような取り組みがなされているのか	市長 課長
②禰占 通男	台風災害対策について	1 台風第16号の対策はどのようになされたのか (1) 接近中のときの対策について	市長 副市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>(2) 水害発生予想区域への対策について</p> <p>(3) 襲来の前後における災害危険箇所の調査、見回りについて</p> <p>(4) 台風、浸水被害に関する防災マップ及び避難経路の周知について</p> <p>(5) 避難情報や災害対応要請に対する問い合わせ先について</p> <p>(6) 各ポンプ場の設置地域に浸水情報は伝えられたのか</p>	
③豊留 榮子	子ども医療等への助成について	<p>1 子ども医療費は、助成枠拡大前と後ではどのように推移しているのか</p> <p>2 子供の予防接種の種別と助成はどうなっているのか</p> <p>3 「任意の予防接種」ロタウイルスは、どういう経緯で助成対象になったのか</p> <p>4 インフルエンザ予防接種について助成が必要だと思うが、どのように考えているのか</p>	市 長 副市長 課 長
	医療費の助成制度について	<p>1 中学校卒業までの子供の医療費無料化を病院の窓口で無料にしてほしい。県知事も公約に「子供の医療費の窓口での一時払いを完全無料に」と掲げていた。早急に実施できるよう本市からも強く要請すべきではないか</p> <p>2 ひとり親世帯の医療費を窓口で無料に。現在の対象者は何人で、平成25年度以降の助成件</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	災害対策、支援について	<p>数と助成額は幾らか</p> <p>3 重度障害者の医療機関窓口での医療費一時自己負担の解消を。 現在の対象者は何人で、平成25年度以降の助成件数と助成額は幾らか</p> <p>1 台風第16号の影響による農地の被害対応について既に予算がつき工事が進められていくが、それ以外の被害地はどうなっているのか。 今後の対策は (1) 水が流れ込み畑の表土が流れ出た、土手が崩れた、作物がだめになったなどの声を聞くが、農地災害は被害総額が40万円以上に達しないと補助が適用されない。それ以下の被害を受けている農家もたくさんいることと思う。手だてはないものか (2) 40万円以下の被害を受けた農家は何件になるのか (3) 農家の方々が、これからも意欲を持って農作業に取り組めるように、耕作放棄地をつくらぬよう手厚い援助をすべきではないか</p>	市 長 副市長 課 長
	ヤスデ対策について	<p>1 ヤスデが、ことしは異常発生している。家の回りに薬をまき、夜回りしながらヤスデの駆除に追われている。 住みやすい郷土を守るためにもヤスデの駆除対策を国や県に働きかけるべきではないか</p> <p>2 ヤスデの薬は1袋（3キログラム）1,350円で衛自連の補助が350円あり、住民は1,000円で購入しているところだが、多い人で月に何袋購入するのか。負担を少しでも軽くできるように、2袋目からの購入に対してもう少し補助ができないか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
④城森 史明	本市財政の改善について	<p>1 平成26年度決算における積立金残高において、本市は県下19市の中で最も少ない。県下43市町村においても、下から6番目に少ない。人口418人の三島村より約4億円少なく、人口657人の十島村と比べても15億円少ない。あまりにもひどい状況ではないのか。この現状に対してどのように考えているのか</p> <p>2 財政調整基金及び減債基金の目的と必要性は何か</p> <p>3 財政調整基金及び減債基金の運用は、具体的にどのように行うのか。 過去15年間において、財政調整基金及び減債基金の残高の最高額は幾らか。そのとき具体的にどのように使用されたのか</p> <p>4 平成23年からの3年間で本市の積立金は約1億円しかふえていない。類似都市の垂水市は約9億円、阿久根市は約8億円ふやし、近隣都市の南さつま市は約42億円、南九州市は約6億円ふやしている。 他の都市は着々と積立金をふやしているように見られるが、本市では、なぜ他市のように積立金がふえないのか</p> <p>5 一般家庭においても貯蓄が多いと安心して生活できる。自治体も同じである。積立金が多いと市民も安心する。積立金の必要額や目標額について、根拠や尺度をどのように考えているのか</p> <p>6 本市の人口、一般会計歳出額、今後の財政出動からすれば、積立金残高は少なくとも20億円以上は必要と考えるが、どのように考えるか。今後3年間における多額な財政出動は具体的にどうなっているか</p>	市 長 副市長 課 長
	農業補助制度について	<p>1 本市の新規就農支援策については、どのようなものがあるか</p> <p>2 ここ5年間の実績は、どのようになっているか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>3 経営継承事業における広報と実績は、どのようになっているか</p> <p>4 今後、高齢化による農家の減少は確実に予測されている。 5年後の農家数及び農地面積はどのように推移すると予測しているか</p> <p>5 農家の高齢化に対し、市民や農協・銀行等の関連機関と連携し、幅広い意見を求めながら対応すべきと考えるが、どのように考えているのか</p> <p>6 台風第16号において、指宿市等ではハウスが倒壊し大きな被害を受けた。園芸施設共済において南薩の指宿市、南九州市、南さつま市、日置市、いちき串木野市の5市が、農家が支払う共済掛金の一部において市の単独補助を実施している。枕崎市のみが実施していない。農家の安心・安全のために他市と同様に補助をすべきと思うが、どのように考えているのか</p>	
⑤清水 和弘	市内各河川、海域の水質について	<p>1 広報まくらざき（平成28年11月号）で公表した水質検査結果について</p> <p>2 河川浄化のために、毎年、河川愛護月間を設けて活動しているが、これまでの効果について</p> <p>3 条例で定める河川浄化推進員のこれまでの活動状況と効果について</p> <p>4 河川をきれいにする条例第13条の事業排水の浄化について</p> <p>5 下水道区域外事業所からの汚水排水防止対策について</p>	市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑥永野慶一郎	枕崎市宮野球場について	1 野球場利用促進のための球場の改善工事について (1) コンクリートフェンスの改善について (2) スコアボード内の雨漏り修理について (3) 外野金網フェンスの改善について (4) 外野席への広告塔設置について	市 長 教育長 課 長
	本市のごみ焼却場推薦地及び中間貯蔵施設について	1 本市から推薦したごみ焼却場推薦地の面積が増となった理由について 2 内鍋清掃センター稼働終了後の中間貯蔵施設設置について	市 長 課 長
	枕崎国際芸術賞展について	1 国際芸術賞展入場者数について 2 国際芸術賞展開催が本市に与える効果と今後の課題について	市 長 教育長 課 長
	枕崎市地方創生総合戦略について	1 子育て世代経済支援事業について (1) 不妊治療費助成事業で助成金を申請または相談を受けた方は何名か (2) 市民及び産科医療機関に対し事業の周知は図っているのか 2 枕崎の特徴を生かした観光交流推進事業について (1) 観光拠点のW i - F i 環境の整備とあるが、火之神公園に設置する予定はないのか (2) 地場産業・観光P R 動画制作事業で、外国語に	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答弁者
		<p>対応した本市PRビデオやパンフレット等を作成するとのことだったが、ビデオはいつ完成し、主にどこの国や地域でPRする予定でいるのか</p> <p>(3) 外国人観光客の訪問数は、過去3年間でどのように推移しているのか</p> <p>(4) ビデオやパンフレットでのPR効果は、どのように見込んでいるのか</p> <p>(5) 4市1町で取り組んでいる「香港における鹿児島県南部広域観光物流加速化事業」の進捗状況は</p> <p>(6) 新聞等で、日本を訪れる外国人観光客が買い物メインの観光から体験型観光に変わってきていると報道されているが、本市ではどのような状況であるのか</p> <p>(7) 枕崎の観光を盛り上げようと火之神公園でイベント開催を計画している市民団体があるが、県立公園である火之神公園でのイベントは開催可能なのか。可能であるとすれば、電源設備が必要であると思うが、整備する考えはあるのか</p> <p>(8) キャンプ場の利用客も多く、シーズン中には大変なにぎわいを見せているが、キャンピングカーで訪れるお客様のために、オートキャンプ場としての整備計画はないのか</p>	
	<p>ふるさと納税について</p>	<p>1 返礼品は、6月議会でお聞きしたときは8種類17点であったが、現在はどのようにになっているのか</p> <p>2 5月末までの納税件数は25件、納税金額は471万円であったが、現在までの件数、金額は幾らか</p> <p>3 返礼品の種類は、今後、何種類ふやしていく予定</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑦下竹 芳郎	第1回枕崎国際芸術賞展の総括について	<p>なのか。また、ふやしていく上で課題となることはないのか</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国際芸術賞展が閉幕して3カ月がたつが全体的な総括として、市長の見解は 2 開催に際して、市民をはじめ企業等からどのような支援を得られたのか 3 会場でアンケートを実施していたが、同展に対する鑑賞者の評価はどうだったのか 4 鑑賞者が選んだ市民大賞を受賞した作品はどのようなものか 5 市内の小・中学生が多数鑑賞しているが、感想等を聞いているか。また、それに対する教育長の見解は 6 国際芸術賞展の開催に向けて、南浜館の補修や整備はどのようなことを行ったのか 7 次回開催に向けて解決しなければならない問題点等を総括しているのか 	市長 副市長 教育長 課長

平成28年第6回定例会予算特別委員会における
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第68号平成28年度枕崎市一般会計補正予算（第5号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,700万円を追加し、予算総額を113億0,680万円にしようとするもので、当初予算額より6.2%の伸びとなる。
- ・ 繰越明許費は、国の第2次補正予算に対応した経済対策臨時福祉給付金給付事業などを平成29年度に繰り越して使用するものである。
- ・ 地方債の補正は、平田潟排水機場改修事業の追加及び過疎対策事業などの変更によるものである。
- ・ 補正予算の主なものは、一般職人件費、ふるさと応援基金積立金、経済対策臨時福祉給付金給付事業、被災農業者向け経営体育成支援事業、種子島周辺漁業対策事業補助、橋梁補修事業などである。
- ・ 補正財源は、国庫支出金1億0,538万6,000円、県支出金4,096万7,000円、市債1,590万円、寄附金1,158万5,000円、使用料及び手数料10万円の増、繰越金556万9,000円、諸収入122万円、分担金及び負担金14万9,000円の減で措置した。
- ・ 国の第2次補正予算に対応して取り組む事業については、経済対策臨時福祉給付金給付事業は国の制度として行われるものである。そのほかに、土木費の橋梁補修事業、道路舗装修繕工事、擁壁・法面変状対策事業、農林水産業費の県営畑地帯総合整備事業負担金などを計上している。
- ・ 補正予算で取り組む事業に対して交付税措置50%の補正予算債がある。以前は国の補正に対応して事業を進めたほうが有利であったことから積極的に進めてきたが、平成26年度以降においては交付税措置70%である過疎対策事業債を借りられるようになったことから、建設事業等を推進していく上でもどちらが有利であるかを判断しながら取り組んでいくこととしている。
- ・ 南薩地区衛生管理組合負担金が減額となった理由は、組合全体の平成27年度の繰越金が1億1,081万円と確定したことによるものである。
- ・ 南薩地区衛生管理組合の構成市が新広域ごみ処理施設建設に当たり締結した覚書において、建設候補地が決定したときは、構成市は、その候補地の住民への説明、用地買収に係る事務などの協力、建築基準法の特殊建築物の位置の決定に伴う事務、その他組合が協力を依頼する事務等を協力することとなっている。
- ・ 鳥獣被害対策事業に関し、イノシシの捕獲に対する市の報償金は1頭当たり4,400円、県の補助は8,000円である。タヌキ、アナグマは、市の報償金が3,400円、県の補助が1,000円である。カラスは、市の報償金が600円、県の補助が200円である。
- ・ 南九州市、南さつま市、指宿市は、イノシシの捕獲に対する報償金は1頭当たり6,000円となっている。
- ・ 平成28年度の有害鳥獣狩猟期間におけるイノシシの捕獲頭数は56頭となっている。また、タヌキ、アナグマ等は153頭、カラスは479羽となっている。
- ・ 電気さくの整備補助は、個人が整備するものに対して補助を行うものであり、対象は市内各地としている。
- ・ ジビエの加工施設には多額の経費がかかると聞いているが、近隣市で連携して取り組むといった話は今のところ出ていない。
- ・ 鳥獣被害対策としては、鳥獣の個体数を減らすこと、えさ場となるような環境に寄せつけない

いようにすることが必要であるとしている。

- ・ 捕獲したイノシシ等の処分については、捕獲された猟友会の方々が各自で処分されている現状であるが、処分に苦慮されているようであり、対応を研究したいと考えている。
- ・ 鳥獣被害対策に関して狩猟者がふえない原因は、免許取得に経費がかかること、また、近年は狩猟に取り組みたいという意識を持った方が減少してきていることも現状としてあるのではないかと考えている。
- ・ イノシシの捕獲に対する1頭当たりの報償金が近隣市より低いことについては、数年前から国から補助が出るようになり一気に8,000円上がった経緯もあることから、状況を見ながら検討していきたいと考えている。
- ・ 鳥獣捕獲従事者の確保対策については、対策の一つとして認定鳥獣捕獲等事業者制度が導入され、本県においても鹿児島県環境技術協会が第1号の認定を受けたところであり、この制度で認定を受けたところとの協力体制等について情報収集等を行いながら検討していきたいと考えている。
- ・ 鳥獣被害対策実践事業の内容は、鳥獣の捕獲にかかる報償金のうち、県補助金のかさ上げ分などである。
- ・ 被災農業者向け経営体育成支援事業の周知については、台風第16号で被害を受けた畜産農家や花き農家等へ直接周知し、説明会を開催している。
- ・ 40万円未満の農地災害は、災害復旧補助の対象にはならない。また、枕崎市農業土木等災害復旧事業補助金交付要綱に定められている補助の対象にも該当しない。
- ・ 台風第16号による災害に関し、中洲川がはんらんしたことに対する対策は、管理者である県が、現在、災害対策として大型土のうを積んでいるところである。
なお、今回の大雨による河川のはんらんは、尻無川をはじめ、市内のほとんどの2級河川において、はんらんした箇所があった。
- ・ 中洲川の改修は、総合流域防災事業の中で計画されており、計画区間としては下園橋までとなっているが、県のほうでも調査を行ったことから災害の実情等を踏まえて計画の見直しが必要とされている。また、計画の見直しについては市も要望している。
- ・ 地域おこし協力隊導入事業は、来年度から新たに1名の地域おこし協力隊を導入するため、採用に係る面接の経費を計上している。また、隊員の募集については、本市のホームページや広報紙等への掲載をはじめ、総務省の機関であるJOINのホームページに掲載して全国に呼びかけていきたいと考えている。
- ・ 地域おこし協力隊に限らず、都会から農業後継者の候補として移住を希望される方を募集し、体験・定住等につながる取り組みもあわせてできないかということについては、JOINが開催している地域おこし協力隊の募集イベントの中で、「田舎に移住しませんか」というコーナーを出して募集をするといった方法が考えられるが、まずは地域と農政担当課等が協議して、土地、作物、見込まれる所得などを詰めてもらうなど、詳細な内容を提示するための準備が大事であると考えている。
- ・ 他の自治体において地域おこし協力隊の隊員を複数名募集することについては、受け入れ先の自治体において、それぞれ隊員ごとに依頼する仕事・テーマがあり、地域の受け入れ態勢がしっかりと整っているといたケースがある。
- ・ 地域おこし協力隊の方々は、任期が終わった後は保障がなくなることから、任期終了後の収入や生活をどのようにしていくかは大きなテーマになってくる。その方向性を隊員に見せてあげられるのかということまで地域で検討した上で、受け入れを要望するといったかたちに発展してほしいと考えている。
- ・ 平田潟排水機場改修事業に関し、排水機場のスクリーン取りかえにかかる工事費は約300万

円、スライドゲート扉体取りかえにかかる工事費は約94万5,000円である。

- ・ スクリーン取りかえの理由は、既存のスクリーンが平成2年に設置されたもので腐食が激しく、今回の台風第16号の大雨の影響により大量の異物等が流れ込んで腐食の部分が折れ曲がり一部が破損したことから、異物がポンプのほうへ流れてポンプがその異物を吸い上げて故障するおそれがあり、早急に取りかえなければならないことによるものである。
- ・ ポンプ施設等の点検については、施設的な部分は職員が大雨が予想されるときなどに目視で点検を行っており、電気系統などは専門業者に定期点検を依頼している。定期点検の点検項目は、燃料、冷却水量、潤滑油量、蓄電池液量、起動状況、電圧、周波数、回転数、潤滑油圧力、潤滑油温度など13項目である。
- ・ ポンプの起動に係るフロートの位置については、どの高さが適切なのかということについて専門の業者とも検討し、田畑排水機場については約20センチメートル下げたところであるが、平田潟排水機場については結論が得られず、業者に継続して研究してもらっている。
- ・ ふるさと納税に関し、本市住民が他の自治体へ納税した件数や金額については、今後、確定申告や住民税ですべて控除を受けるワンストップ特例制度により控除を受けることになるので、税務課で税額控除等を受ける段階にならないと把握できない。なお、ワンストップ特例制度適用の場合、寄附を受けた自治体から1月末までに特例の申請書が送付されてくることになっている。
- ・ 一般職人件費に関し、歳出総額に対する人件費の割合は、19市の中では一番高い。その原因は、職員全体の平均年齢が他市と比べて高いことである。
- ・ 歳出総額に対する人件費の割合が高いことがどのような影響を及ぼすかということについては、ほかに及ぼす影響はないとは言えないが、厳しい財政状況の中でも黒字を出しながら運営しており、その中で健全な財政運営は行っていきたいと考えている。

また、歳出総額のうち、義務的経費である人件費、扶助費、公債費が大きくなると、固定的な経費に財源が使われて、その他の政策的なものに財源が回らないといった状況になることから、財政の健全化を目指す上では、義務的経費をどの程度縮小していくかということが大きな課題となると考えている。
- ・ 市内の民間企業に対する給与に関するアンケート調査については、農林水産業関係、金融機関、製造業関係など産業を区分して市内9事業所に対して、初任給の状況、ボーナスの支給率の状況等について実施している。
- ・ 一般職の給与改定については、民間の給与に準拠することを基本とした人事院勧告に準じて改定を行ってきている。本市においても、本市なりの経済情勢や地域の給与の実態などを考慮すべきであるとは考えるが、本市には人事委員会を置いていないところである。国からは、人事委員会を置いてない市町村は、県の人事委員会等を踏まえることが妥当であるという通知がされており、県の人事委員会の勧告を踏まえ、国の人事院勧告に準拠した改定を行っているという実態である。

また、特別職の報酬の改定については、条例を提出すると否とにかかわらず、報酬はその報酬が責務に見合ったものであるのか、一般の情勢に適応したものなのかといったことについて報酬等審議会に諮問して意見を伺っているが、期末手当の支給率については、これまでも一般職員の給与改定に準じた取り扱いをしてきているところである。
- ・ 人件費抑制への取り組みについては、平成27年度から県総合事務組合の退職手当制度に加入し退職手当を平準化するとともに、早期退職者募集制度を導入し、職員全体の平均年齢を抑えていくといった取り組みを行っている。また、職員数については、これまで各施設の民営化や民間委託等を進める中で減少してきているが、大きな施設の民間委託等は終了しており、一方で県の権限移譲等で業務がふえている部分もあることから職員数が極端に減少していくこと

は想定していないが、今後も人件費の抑制に努めていきたいと考えている。

- ・ 再任用職員については、職員の代替等で配置しており、職員数の減にもつながっている。人件費としては、フルタイムの職員より再任用職員のほうが低いことから、再任用職員を雇用することが一概に人件費の増加につながるとは考えていない。退職職員の補充に当たっては、新規採用と再任用のバランスにも配慮して採用していく必要があると考えている。
- ・ 県の人事委員会は、県内に事業所を置く民間事業所の給与等を調査しており、その事業所の本社が県内にあるかどうかにかかわらず県内における民間事業所の給与水準として調査されているものと考えている。
- ・ 本市なりの民間企業の給与体系を調査すべきではないかということについては、スキルの問題もあり、本市独自で精緻な調査を行って比較することは困難であることから、県の人事委員会の勧告を踏まえることが適切であると考えている。
- ・ 一般職人件費に関し、時間外の勤務が長時間となっている職員の健康管理については、日ごろから担当課長にも配慮をいただいているところである。今回の時間外勤務は、台風第16号関係の災害査定用の設計業務などであり恒常的な業務ではないが、課長会の中で副市長からも職員の健康管理には十分注意するように促しているところである。
- ・ 土木費中、橋梁補修現場技術支援業務は、橋梁の設計・施工等について専門的な知識・技術を必要とすることから、新橋の橋梁補修に当たり、設計、工事内容等の審査や会計検査などの対応を含めた支援業務を県の建設技術センターに委託するものである。また、委託料の積算は、橋梁の規模・延長等を示し、同センターからの見積もりによるものである。
- ・ 危険空き家等解体撤去事業は、今後の解体見込み等を踏まえ、補正後は8件分で240万円の予算を計上している。
- ・ 空き家のうち、平成28年10月現在でA判定となっている危険空き家は27棟である。危険空き家が解体されることにより危険空き家の軒数は減少するが、一方で新たにA判定となってくるものがあり、総数としてはあまり減少していかないといった状況である。

○委員からの意見・要望

- ・ 新広域ごみ処理施設建設に関し、覚書は構成市が協力して取り組むための基本であり、本市の姿勢が問われることのないようにしっかりと認識しておいてほしい。
- ・ 有害鳥獣被害対策の成果を上げるために、市境における捕獲上の課題や解体処理施設の整備等に向けて近隣市と連携を図ってほしい。
- ・ 鳥獣捕獲従事者の確保対策に関する事業に取り組んでほしい。
- ・ 職員の給与改定に関し、市内の民間事業所等を調査するなどして、本市は本市なりの職員の給与を考える努力が必要であると思う。
- ・ 危険空き家対策を進めているが、市内全体を見て回ると危険空き家と思われるところが多いので、状況をしっかりと調べて対処してほしい。

◎議案第69号平成28年度枕崎市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ87万円を追加し、予算総額を45億9,326万4,000円にしようとするもので、当初予算額より2.0%の伸びとなる。
- ・ 補正予算の内容は、社会保険診療報酬支払基金の平成28年度決定通知に基づき、後期高齢者支援金2万7,000円、前期高齢者納付金7万1,000円の増、介護給付費・地域支援事業支援納付金42万4,000円の減である。保健事業費については、糖尿病重症化予防事業の実施に伴い119万6,000円増額した。

- ・ 補正財源は、前期高齢者交付金36万1,000円、県支出金119万6,000円の増、諸収入68万7,000円の減で措置した。
- ・ 糖尿病の重症化予防に対する取り組みについては、これまでも糖尿病に限らず、生活習慣病全般に対して行ってきた。今回のように国で策定された糖尿病重症化予防プログラムに沿って、県からの依頼を受け、補助金で行うという取り組みは初めてである。
- ・ 糖尿病の予防対策については、近年、全国的に患者の増加に歯どめがかからないことから、呉市などの先進的な取り組みを参考に国が予防プログラムをつくり、全国展開していく考えである。
- ・ 平成27年度国保連合会のデータによると、被保険者中、糖尿病患者が1,100人おり、割合は約16.1%となっている。
また、糖尿病患者のうち、人工透析を受けている方は5人で割合は0.5%、糖尿病性腎症は109人で9.9%、糖尿病性網膜症は118人で10.7%、糖尿病性神経障害は23人で2.1%、脳血管疾患は248人で22.5%、虚血性心疾患は220人で20.0%、高血圧は762人で69.3%となっている。
- ・ 糖尿病重症化予防事業については、糖尿病が重症化し、さらに高血圧など複数の病気が重なると合併症や脳卒中の危険性が高まることなどから今回取り組むものである。
具体的な内容は、保険者が糖尿病の重症化のリスクのある方を抽出し、保健師、看護師、管理栄養士等が保健指導を行う事業で、教室、電話、面接などを組み合わせて約6カ月間支援を行うものである。
今回の事業は、通常、保健指導は市の保健師や管理栄養士等が行うものであるが、国としては、糖尿病の重症化のリスクがある方が生活習慣を変えることは難しいと考えていることから、かかりつけ医と保健師が個々のケースについて支援方法を相談し、その方針に沿ってかかりつけ医が指示書を提出し、それに基づき6カ月間程度支援を続け、その後評価を行い、今後の効果的な事業につなげていくという考え方になっている。
- ・ 保健事業費の増額分の主なものは、保健指導に係る県民総合保健センターへの委託料である。
- ・ 新国保制度への移行スケジュールについては、県によると国の係数等が平成29年12月ごろに示され、平成30年1月ごろに県で試算を行い、事業費納付金及び標準保険料率を市町村に示すことになるのではないかとされている。仮に、その後3月議会で審議するということになると、検討期間も短く、住民に対する十分な周知ができるのかということについても非常に危惧される場所である。
県としても、国からの係数等が示されないと試算ができないことから、国保新制度移行準備連絡会議の財政部会の中では、市町村から、できるだけ早く示すよう、県を通じて国に対する意見として出されているところである。
国においては、事業費納付金に係る係数の算定が全国レベルの係数であることや、県においても数百の事業費納付金等の算定に係る項目があり、それらの集計等にかかる時間的な問題はあると思うが、各市町村においては、現在、国が示しているスケジュールでは非常に厳しいスケジュールとなることから、機会があるごとに早く係数等を示すよう要望を出していきたいと考えている。

○委員からの意見・要望

- ・ 新国保制度への移行については、国・県のスケジュールを考慮すると、各市町村では再来年の3月議会で審議を行い、4月から施行となることから、スムーズな移行ができるように強く要望してほしい。

◎議案第70号平成28年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ329万4,000円を減額し、予算総額を24億8,235万7,000円にしようとするもので、当初予算額より約4.7%の伸びとなる。
- ・ 補正予算の内容は、地域密着型介護サービス給付費3,000万円及び施設介護サービス給付費3,500万円の増、居宅介護サービス給付費6,500万円及び南薩介護保険事務組合負担金329万4,000円の減である。
- ・ 補正財源は、県支出金175万円の増、国庫支出金175万円、繰入金329万4,000円の減で措置した。
- ・ 地域密着型介護サービス給付費の増については、本年度の当初予算において、地域密着型介護サービス給付費の小規模多機能型に係る事業所の新たな展開等や利用者増が見込まれたことから、約2,400万円増を見込んでいたが、平成28年4月からの区分変更により、本市においても3事業所が新たに地域密着型通所介護事業所に移行した影響もあり前年度に比べ給付費が月額平均で380万円程度、年換算で4,100万円程度ふえる見込みであり、さらに、小規模多機能型の居宅介護においても前年度と比べ月当たり125万円程度ふえていることから、前年度に比べて5,400万円の増が見込まれることから、当初見込みとの差額分3,000万円を増額補正するものである。
- ・ 施設介護サービス給付費の増については、市外の介護老人保健施設の利用が増加し、給付費が一月当たり250万円から450万円程度増加していることから、給付額の増を前年度に比べ月額平均300万円程度と見込み、年額3,500万円と見込んだものである。
- ・ 南薩介護保険事務組合負担金329万4,000円の減については、南薩介護保険事務組合の定期人事異動等による人件費分が40万4,000円の減、また、南薩介護保険事務組合の平成27年度決算が確定し、生じた繰越金を平成28年度に繰り入れたことに伴い共通管理経費部分が289万円の減となっている。
- ・ 介護保険の認定審査事務については、枕崎市、南さつま市、南九州市で共同して南薩介護保険事務組合を構成し、認定審査事務を行っており、介護保険事務組合負担金はそれにかかる経費である。
- ・ 居宅介護サービスについては、利用者は前年度と比較するとほぼ横ばいであるが、1人当たりのサービス給付額が下がっている。
- ・ 地域密着型介護サービスについては、前年度と比較すると利用者が増加している。
- ・ 介護サービス、介護予防サービスは、個々のサービス計画に基づいて必要なサービスの提供を行うもので、利用者の希望に応じてサービスを提供しているものではない。
- ・ 地域密着型サービスの事業者が施設外にサロンの施設を設けることについては、可能であるが、その場合においても地域密着型サービス事業としての指定基準を満たさなければならない。また、その場合のサロンの利用料はサービス外となり、公費負担はないことになる。
- ・ 介護人材の確保については、事業者からは、処遇の違いによる事業所間での異動等といった離職等もあり、厳しい状況であると聞いている。
- ・ 介護ロボット導入については、一時的に設備投資等の経費はかかるが、環境改善加算の対象になることや、国や県の助成制度について情報提供を行い導入を勧めてきたが、事業者からの希望はほとんどない。今後も国・県の助成制度は続くと思われることから、さらに積極的な導入を図るように勧めていきたいと考えている。
- ・ さきの介護保険料の算定ミスに関する対応については、対象者620名を訪問し還付の手続きを行い、還付の処理についても12月6日付ですべて終わっている。

◎議案第 71 号平成 28 年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、歳入歳出それぞれ404万4,000円を追加し、予算総額を7億8,019万6,000円にしようとするもので、当初予算額より約11.1%の減となる。
- ・ 補正予算の内容は、人事院勧告に準じた給与改定等に伴う人件費の増、処理施設管理費の修繕料の増である。
- ・ 補正額は、一般管理費が人件費19万8,000円の増、処理施設管理費は人件費及び修繕料で375万1,000円の増、排水施設管理費は人件費5万2,000円の減、下水道整備費は人件費14万7,000円の増である。
- ・ 補正財源は、繰越金404万4,000円の増で措置した。
- ・ 処理施設管理費の主な内容は、終末処理場の水処理施設、汚泥処理施設、ポンプ場の維持管理等にかかる経費である。
- ・ 処理施設管理費の修繕料の増については、長寿命化計画の改築更新事業で更新する設備以外のものの部品及び機器類にふぐあい当初見込みより多く発生し、早急に取りかえないと運転管理に支障があるためである。
- ・ 悪臭対策については、昨年からの指摘を受け、汚泥を積み込む際のドアの開閉を迅速に行うこと、汚泥処理施設からの排気にシャワーリング等で水をたたくこと等を行い、さらに、平成34年、35年にかけて汚泥処理棟の臭気設備の改築更新等の計画もある。また、悪臭防止法に基づいた臭気測定をことしの8月及び11月下旬に行っている。
- ・ 臭気測定は、枕崎市の場合、臭気強度の値を基準として、敷地境界については、敷地の東西南北で歩道等の道路境界等で実施している。敷地内については、最初沈殿池、エアレーションタンク、最終沈殿池、汚泥棟の入り口、玄関前、加圧浮上換気扇の下及び3階の排気口の10カ所程度で実施している。
本市の終末処理場における臭気強度の値は2.5であり、臭気指数では10から15ではないかと思っている。
- ・ 活性炭の取りかえについては、汚泥棟では平成25年、平成26年度の2カ年で行っている。
取りかえ前と取りかえ後の臭気指数については、活性炭入れかえの前に臭気調査等をしてないことから比較できないところである。
- ・ 指宿市山川への視察については、山川の水産加工業協同組合の方の協力で、スクリーン施設の仕組みの調査のため実施したものである。
- ・ 指宿市山川で設置されているスクリーンは、まず、スクリーンで油分を取り、その残りをタンクにためてから排水する仕組みである。なお、本市の下水道区域内の加工場が設置しているグリストラップは、まず、網かごで魚の骨等の残渣を取り、油分を分離させる槽を通しながら水だけを排水する仕組みであり、見た目の縦型と横長の違いはあるが、機能としては同じような前処理を行う施設であると認識している。
- ・ 指宿市山川と本市の処理場でのにおいの比較については、山川の最終処理施設の視察を行っていないことから比較はできないが、本市の終末処理場においては、これまでも臭気対策を講じているが、汚泥棟において、においを完全密閉する機能がかなり老朽化しているため若干においが漏れることから、本市の処理場のほうが臭気があると思われる。
対策として、長寿命化対策とあわせて、2期計画において早急に対応しようと考えている。

○委員からの意見・要望

- ・ 終末処理場の近くには、せっかく店が出店しているため、そこに来る買い物客から臭気について言われることのないように、臭気対策について真剣に取り組んでほしい。

- ・ 悪臭は住民にとって不愉快であり、終末処理場周辺のおおいの原因が施設の老朽化によるものもあるかと思うが、近隣自治体の施設の研究、検討も行ってほしい。

◎議案第72号平成28年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、人事異動等及び人事院勧告に準じた給与改定に伴い、収益的支出において、医業費用を870万1,000円減額しようとするものである。
- ・ 補正後の収支は、総収益6億2,533万6,000円に対し総費用7億2,286万1,000円となり、9,752万5,000円の純損失となる見込みである。
- ・ 給与費の減額の主な要因は、人事異動に伴って、職員が1名減になったこと及び前任者と後任者の人件費の差額分が減となったことによるものである。

◎議案第73号平成28年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）

○当局説明

- ・ 今回の補正は、平成28年4月1日付の人事異動などによる減額及び平成28年人事院勧告に準じた給与改定などに伴う人件費の増額で、総額では583万8,000円の減額となる。
- ・ 収益的収入及び支出のうち、支出において594万円減額し、合計で4億2,697万2,000円にしようとするもので、当初予算額に対し1.37%の減となる。なお、純利益は594万円を増額し、総額を4,337万2,000円にしようとするもので、当初予算額に対し15.9%の増となる。
- ・ 資本的収入及び支出のうち、支出において10万2,000円増額し、合計で9億4,694万3,000円にしようとするもので、当初予算額に対し0.01%の増となる。なお、資本的収入及び支出において、収入額が支出額に対し不足する6億1,584万8,000円については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものである。
- ・ 議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費は総額で573万8,000円減額し、1億1,589万9,000円となり、当初予算額に対し4.7%の減となる。
- ・ 職員給与費が減となった主な要因は、当初予算は前年度の給料をもとに組んでいるが、その後、3名の退職者があり、その後任が異動してきたことによって年齢構成が若返ったことによるものである。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 新屋敷 幸 隆

枕崎市議会議員 吉 松 幸 夫

枕崎市議会議員 茅 野 勲